

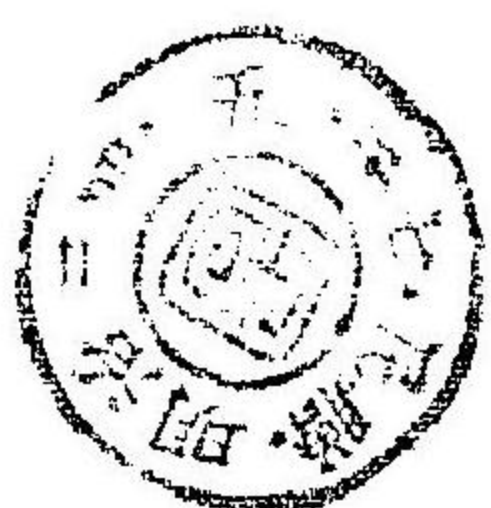
216L 21

法學士

田中次郎校閱

市原虎松著

市原虎松 寄贈本



國有林野法要義 全

東京 博文館藏版

序言

國家が國民の幸福を進め經濟を助長するの要具多趣なりと雖も森林原野は國土の保全國民經濟の發展上に有益なる物件たること疑を容れず思ふに往古國土法理の觀念明瞭ならず從て林野の所有區々に岐れ一定せざりしと雖も要するに林業に關する制度は其發展頗る古く其の間幾多の隆替變遷を經過して大に觀る可きものあり明治維新の際各藩版籍奉還の事あり次で改租の大業成ると共に幾多の山林原野は國有に屬し地籍明定せられぬ

然りと雖も林野は面積廣大なるを以て其の管理の方法亦頗る困難たり苟も其の管理の方法にして弛び林業の荒廢を來たさんか之れが回復を圖ること一朝一夕の事業に非らずし

て國家の被るべき損害蓋し大なり

國有林野法は國家が國土保存の爲め必要とするもの林業經營の爲め所有を要するもの等に對し管理方法を規定せられたるものにして本法の結果として國家の所有に必要ならざる林野は一般賣却せらるゝ者也然れども林野は慣行上地域上其の存在地の市町村又は公共團體或は社寺に關係を有せり故に林野の賣却を行ふに當りては其の慣行及關係を重すべき事勿論たり是れ國家經濟を助長せしめ國民幸福を増進せしむるの本旨たるを以てなり

今や我邦國有林野の整理は漸次其の歩を進め國土保存の爲め或は林業經營上必要な林野は公賣に附せらるゝは吾輩の觀て歡ぶ所なり然りと雖も不良の徒或は一時を利せんと

して或は當路者に迫り或は申請者を欺き不利を貪らんとして奔走するもの亦少なからずと聞けり且又地域縁故其他の理由に據りて實際拂下を受くるに當りて幾多の紛論を醸し或は訴願に或は訴訟に地方人民は其弊に苦しめらるゝの狀なきに非らず是れ國有林野處分本來の精神に背くこと勿論にして其の禍根の由て來る所一ならざる可しと雖も要は地方人民本法の精神を詳知せず或は不良の徒に欺かるゝの致す所なりと信ず予輩林野法専門のものに非ずと雖も多少研究する所あり頃日聊感ずる所ありて餘暇本書を草せり蓋し其の精を研めず又幾分の誤謬なきを保せずと雖も亦本法を攻究するものゝ一端となり併せて地方人民の便益を裨補するを得ば幸福なり

終りに莅むて一言すべきは本法攻究中或る部門に就き大藏省書記官法學士荒井賢太郎君農商務林務官神西由太郎君の深く注意を與へられしは謹んで謝する所也茲に一言を題して序言とす

明治三十四年五月中旬

著者識

國有林野法目次

第一章	國有林野の定義	一
第二章	國有林野の範圍並に地籍變更	三
第三章	境界査定	七
第四章	隨意賣拂	一七
第五章	貸付及使用	三三
第六章	交換	三九
第七章	讓與	四二
第八章	保管	四四
第九章	委託	四六
第十章	部分林	五〇
第十一章	現在報告	六五
第十二章	本法の効力	五八

附錄 林野關係法規

目次

二

森林法……………六三

國有林野法施行規則……………七一

國有林野及產物賣拂規則……………九二

不要存置國有林野賣拂規則……………一四

國有林野及產物賣拂規則ニ關スル保證金取扱方……………一一八

社寺保管林規則……………一二〇

國有林野部分林規則……………一二三

國有林野產物隨意契約ニ依リ賣拂ノ件……………一二七

國有林野委託規則……………一二八

國有林野處分調查規程……………一三〇

國有林野及產物賣拂代金延納ノ件……………一四二

國有林野及產物賣拂代金延納規則……………一四三

國有林野測量規程……………一四六

相續人曠缺ノタメ國庫ニ歸屬シタル森林原野ノ引渡及登錄
ニ關スル件……………一四九

國有林事業豫定案編製規程……………一四九

森林法施行細則……………一六二

森林監督規程……………一六四

保安林取扱心得……………一六五

保安林損害算出規程……………一八〇

保安林ニ關スル規程ニ限リ森林法ヲ施行スヘキ島嶼……………一八〇

沖繩縣其他勅令ヲ以テ指定スル島嶼ノ保安林編入解除ニ關
スル手續……………一八一

北海道保安林編入解除手續……………一八二

國有林野處分ニ關スル申請ニ付テノ諭告……………一八三

臺灣官有森林原野產物特別處分令……………一八四

國有土地森林下戻法……………一八七

目次

三

目次

社寺領現在ノ境内ヲ除クノ外上地セシム	一八八
地所名稱區別	一九〇
材積計算ニ關スル解義	一九三
林區署官制	一九四
大林區署名稱位置管轄區域表	一九六
林區署事務章程	一九八
臨時國有林野特別經營ニ關スル職員ノ件制定林野整理局官制廢止	二〇七
府縣制及郡制市町村制	二〇八

國有林野法要義目次終

國有林野法要義

法學士 田中次郎校閱

市原虎松著

第一章 國有林野の定義

第一條 此法律ニ於テ國有林野ト稱スルハ國ノ所有ニ屬スル森林原野ヲ謂フ

本條は國有林野の定義を明かにしたるものなり森林原野は其所有者の異なるに従ひて種々の名稱あり即ち帝室財産の一たる御料林府縣郡市町村及公共團體の所有に屬する公有林神社佛閣の所有に屬する社寺林國家と私人の經營に成る部分林一私人の所有に屬する民有林等ありて民有林に就ては個人の自由に任ずと雖も其他の林野に在ては各監理の方法を異にせり而して本法に謂ふ

第一章 國有林野の定義

國有林野は是等御料林、公有林、社寺林、民林等を包含せず全く國家の所有にのみ屬する林野及び國家と私人の經營に成れる部分林を指稱するものたり

國家は國權を維持し國權を擴張するに當りて常に資産を有し兼て亦國民の幸福を増進するに幾多の財源を有せざる可からず森林原野は危險の防止、幸福の増進、經濟の助長等種々なる方面より觀察するも國家財産の一部として所有し其發達を計るの必要なるは言を竣たず之と全時に國家は法に依りて此等財産の管理の規定を定めざる可からず國有林野法は即ち政府の財産の管理方法を定めたるものなり而して單に國有財産としては明治廿三年勅令第二百七十五號官有財産管理規則ありと雖も官有財産管理規則は總ての國家財産の管理を定めたるものにして彼は廣に失し森林の如き特別なる管理法に適せず依て政府は更に本法に於て其規定を制定したる所以なり

森林の名稱は所有者の異なるにつれ其名稱の異なるは前述の如しと雖も尙此名稱は疑ふべきものあり明治七年十一月布告第二百二十號地所名稱區別に官有地第三種第一項第一號に山岳、丘陵、林藪、原野にして民有地に在らざるものを謂

ふとあり又明治十七年布告第七號第三條第二號に第二類地 池沼、山林、牧場、原野、雜種地とありて實際土地臺帳面には山林と謂ひ林と謂ひ原野と謂ひ林場と謂ひ草生地と謂ひ藪と謂ひ其名稱一定せず從て種類多しと雖も其所有權の國家に屬するものは皆本法に謂ふ森林原野に包含するものと謂はざる可からず

第二章 國有林野の範圍並に地籍變更

第二條 國有林野ニシテ國土保安又ハ國有林野ノ經營上
 國有トシテ保存ノ必要アルモノハ賣拂讓與又ハ交換ス
 ルコトヲ得ス但シ公用又ハ公益事業ノ爲必要アルトキ
 及第十五條ノ場合ハ此限ニ在ラス

本條は國有林野の賣拂讓與又は交換を許さざる地籍の範圍並に其例外を規定したり森林は國家財産の本源の一として必要なるのみならず國土保安例之は

森林あるか爲め氣候を調和し水源を涵養し飛沙積雪の防備となる等實際の效用少なしとせず若夫れ國土保安上必要なる森林と雖も民林と爲し個人の自由に任せんか其監督の法を設くるも國家は深く私人の財産に干涉すること能はざるを以て勢ひ濫伐等の結果引いて山林の荒廢を來たし河川の埋塞危害の防止等非常の困難を來すべきは明かなり故に森林にして國土の保安上に必要なるものは番に民有に移さざるのみならず國家は之を保有して其發達を計らざるべからず而して如何なる森林か國土保安上に必要なるべきか森林法の規定に依り調査決定を経されば明かならずと雖も森林法第八條は第一號より九號の箇所は保安林と爲すことを得べしと爲し明治卅三年十月農商務省訓令第三十七號保安林取扱心得は其調査の方法を明定せり今森林法第八條に掲ぐる條項を示せば

- (1) 土砂壞崩流出の防備に必要な箇所
- (2) 飛砂の防備に必要な箇所
- (3) 水害風害潮害の防備に必要な箇所

- (4) 積雪墜石の危険を防止するに必要な箇所
 - (5) 水源の涵養に必要な箇所
 - (6) 魚附に必要な箇所
 - (7) 航行の目標に必要な箇所
 - (8) 公衆の衛生に必要な箇所
 - (9) 社寺名所又は舊跡の風致に必要な箇所
- 等にして要するに一乃至四號は人身危害の防止にして五六號は經濟の發展上に利あり七號は人命の保護並に財産の安固を計る可く八九號は精神上の利益を増進すべき公共的必要なるものなり故に森林にして公益上此等の必要ありと認めたるもの並に將來に於て認むべきものは賣拂及讓與又は交換を爲さざるものなり

又國家は其所有に屬する森林にして國有として保存の必要あるもの少なしとせず元來森林の管理は古代に於ては重に干涉主義を採り其伐採等個人の自由とせず森林にして個人の自由に任するときには有益なる森林と雖も私人經濟の

關係よりして遂に森林を荒廢せしむるに至り従て國家の公益を害するを以てなり然りと雖も近代何れの國に於ても個人の所有に屬する森林は自由主義を採り必要なる程度に於て干涉を加ふるに止めたるを以て一旦民有に移す時は實際公益上必要なる森林と雖も亦經營上遺憾なしとせず茲に於てか國家は國有林野の經營上國有として保存の必要あるものは國家自ら保有し之れが營林の方法を講ずる必要あり故に此等の林野は民有に屬せしめざる所以なり以上述べたる如く國有林野にして國土保安又は國有林野の經營上國有として保存の必要あるものは賣却讓與又は交換することを許さざるものなり然れども國家が林野を保有するは其目的公益の増進にあるを以て等しく國家に於て公用とし、又公益事業として必要なる場合及本法第十五條に記載する場合は例外として賣買讓與交換を許せり

國有林野にして公用又は公益事業の爲め必要なる場合に例外として賣却讓與又は交換を許したる理由は前述の如しと雖も其公用又は公益事業とは如何なる場合を謂ふや實際に當りて種々なる問題あるべしと雖ども例せば道路の開

鑿、鐵道の布設、運河の掘削、堤防の修築、水道の布設、港灣の改築、溜池溝渠の新增設、火葬場、墓地、公園地等の開設の場合は何れも公共的事業にして是等は假令其設置にして私人の事業に成ると雖も國家は補導獎勵すべき任務あるものなり是れ本條に於て特例を設けたる所以なり

又第十五條の場合は一町歩以下にして公立學校又は病院の用地に供するとき若くは府縣郡市町村及其他の公共團體に於て道路、河川、港灣、水道、堤防、溝渠、溜池、火葬場、墓地、公園地等公共の用に供する場合に對して特例を置きたるものなり是れ前項の公益事業と同一なるを以て別に規定を要せざる如しと雖も彼に在ては其の精神重に有償の場合(例之は相當の代價を以て拂下ぐる類)にして此に於ては無償の場合なるを以て別段に規定したる所以也

第三條 前條ノ國有林野ト雖他ノ官有地ニ編入スルノ必

要アルトキハ之カ組替ヲナス事ヲ得

組替ヲナシタル土地ニシテ其使用ヲ廢シタル場合ニ於テ林野ニ復スヘキ必要アルモノハ更ニ國有林野ニ編入

ス

社寺上地ニシテ其境内ニ必要ナル風致林野ハ區域ヲ劃シテ社寺現境内ニ編入スルコトヲ得

本條は國有林野の地籍變更を規定したるなり抑も國有林野にして國土保安又は林業經營上必要ある林野は私人に其賣拂讓與交換を許さざるは前條に明定する所なりと雖ども他の官有地に地籍變更を要する場合は少なしとせず明治七年十一月布告第二百二十號布告地所名稱區別に依れば官有地には第一種皇宮地神地第二種皇族賜邸官有地第三種山岳丘陵林藪原野河海湖沼池澤溝渠堤塘道路田畑屋敷等其他民有に有らざる者鐵道線路敷地電信架線柱敷地燈明臺敷地各所の舊跡名區及び公園等民有にあらざるもの人民所有の權利を失せし土地民有にあらざる堂宇敷地及び墳墓地行刑場第四種寺院大中小學校説教場病院貧院等民有にあらざるもの等ありて國有林野と雖ども必要ある場合に於ては此種の地籍に組替を爲すことを得べき權能を規定したり是れ此種の目的に向ふて其組替を爲すこと能はずとせば國家は公益増進の目的を達すること能

八

はざるを以てなり

第二項は一旦必要の事由に因り他の官有地に編入したるものと雖ども使用の變更を生ずることなしとせず例之神地の變更邸宅の移動道路鐵道敷地の位置替、電線架線地の改設、大中小學校等の分合に基く使用の變更によりて當初目的の事由止むこと之なきにあらざれば場合に於ては之れが復舊を爲す可きは至當なりと雖も元來林野に在りては地形の變遷其他の原由により再び復舊を要せざる事あり故に必要なの場合に限り更に國有林野に編入することを明定したり社寺上地は明治維新の際藩藉奉還の結果又は九年地租改正の當時所有の確證明かならず或は區内人民にして社寺の所有と爲すことに異議あるものは社寺の境内を除き其他は總て上地せしめたるもの少なしとせず之れ當時に於て諸多の整理を行ふ方便として止むなかりしも元來社寺舊跡は國土の風致美觀を保存するに必要なのみならず歴史の由緒祭祀の典例等國家公益上の造營物なり國有林野は林野整理の結果として國土の保安國有林野として經營の必要あるもの、外は賣拂を爲すもの也然るに社寺の境内に接續せる林野は多く其

社寺に縁故を有し且つ社寺の尊嚴保存、典例等に必要なるは論を俟たず例之は社寺境内の接續地に竹木鬱蒼として茂り殊に其中の古樹は數百年の大本にして平地より山頭の林樹を貫き中天に聳え又竹藪は各種地方に類例もなく是等の美觀は誠に以て神威の尊嚴を保つに必要なるも一朝本土地方に公賣の結果民有に歸し竹木の伐採自由に任せんか昔日の異觀は忽にして失し風致を害する如き又現今境内の接續地は社殿を圍みて樹林生ひ茂り暴風類雪沙塵を防止することを得るも樹林を失ふに至るときは社寺は野中の一つ家と化して大風は社寺に當り堆雪は時に殿後に墜落し砂塵は殿内に散入して社寺の保存に大害ある如き又社寺は年何回に大祭祀を施行して數千の參拜人群衆する場合は勢ひ隣地の使用を要し此等の場合に一々隣人の承諾を要する如きは實際上不都合あるのみならず多數群衆の結果現境内にては雜踏を極め甚だ危險ある等社寺境内に編入を要する事あり是等の理由あるものは當該社寺の管理者より其土地か社寺の上地にして編入の必要ある事由を審述し境内編入を申請を爲すことを得べし官廳は調査の結果其事由にして正當なりとせば編入を許可すること

とを得べし而して其編入申請は明治三十二年八月農商務省令第廿五號國有林野法施行細則第一條に依り當該管理者より願書に其事由を詳記し之に實側圖を添付し市町村長に提出し地方長官を経由して内務農商務兩大臣(職記)に提出すべきものなり只注意すべきは編入の出願は往々風致の事由單簡にして其要を得ざるが如き若くは社寺の維持の基本財産云々等の理由を記述するものあれば其争由の簡に失する如きは當局者に調査の材料を不十分ならしめ又維持財産の如きは法律上明定外の理由にして要は法律の定めたる理由即ち風致の實證を證明せざる可からず又大林區署に於て不用存置林として隨意賣却の公示を爲したる土地と雖も亦一方には社寺境内編入の事由あるものは其編入の申請を爲すことを妨げざるなり此る場合に在りては公賣は一時停止せられ事由調査の結果内務農商務兩大臣に於て其の申請を正當なりとせば編入の申請は許可せらる可く否らざる場合は賣却せらるものなり

第三章 境界査定

第四條 國有林野ノ境界査定ハ當該官廳ニ於テ豫メ期日ヲ定メ隣接地所有者ニ通告シテ其立會ヲ求メ施行スヘシ

隣接地所有者豫定期日ニ立會ハサル事アルモ當該官廳ハ境界査定ヲ施行スルコトヲ得

本條は境界査定の手續を規定したるものにして一面には境界査定に關し當該官廳の權能を認めたるものなり抑も地籍の境界は所有權の據て岐るゝ所に於て權利の消長に關する事極めて大なり然るに我邦地租改正の當時調製せる野取圖なるものあり之に據て土地の地圖製作せられありと雖も其加除訂正等頗る難事なるのみならず實際に於ては境界等の區劃明定せず紛論を醸すこと之れなきにわらず本來國有林野の整理は公益増進の事業なりと雖も亦私益を害

すること能はざるは勿論なり況んや境界査定の如きは最も慎重の審査を要し従て其査定に關し法律の明文を要すべきものなり然れども我邦從來是等に關する法規の存するものあらず故に實施上不便を生じたるを以て本規定を設けたるなり故に當該官廳に於て國有林野の境界にして査定のある場合は前以て期日を指定し隣接地所有者を立會せしむべき也其通告は十五日以前に爲すべきことは細則の規定にして若しも立會者の何時にても立會すべきことを承諾したる場合は十五日前にあらずとも可なり只規定により通知を爲すも所有者にして立會せざる時は當該官廳は境界査定を施行し得べきもの也然れども隣接所有者にして正當の事由を疏明し立會延期を出願したる場合に在りて延期を承認するは論なきも延期の承認を與へずして其査定を續行し得べきや多少の疑ひなきにあらずと雖も要するに正當の事由あるものに對して其立會なくして境界査定を爲す能はざるなり

第五條 國有林野ノ境界査定ヲ終ヘタルトキハ當該官廳ハ直ニ隣接地所有者ニ通告スヘシ

本條は境界査定決了の後隣接地所有者へ通知すべき規定なり國有林野の境界査定は前條に於て述べたる如く所有權の消長に關するものなりと雖も其査定に當りて當該官廳即ち大林區署は單に當該者を立會せしむるに止まり立會者の意見を徴するものにあらず又當該立會者の協議を採る可きものにもあらず然るに實際に於ては地域の區劃界標線の明瞭ならざる爲め其査定上に就ては他の權利者の異議を留めずとも謂ふ可からず斯る場合に在ては官廳たるもの極めて公平の方策に出て後日の紛論を生ずるが如きは眼めて避けざる可からず茲に於てか境界査定を決了せば當該官廳は直に其旨を通告し且小林區署に査定圖の謄本を回付すべきものとす而して隣地所有者は小林區署に就きて必要あらば謄本を請求することを得るものなり

大林區署に於て決定決了の旨を隣接地の所有者に通告するには書面を以てせざる可からず是れ何れも隣接地所有者の權利を重じたる精神に出てたるなり而して通告書の受領書を徴するは權利施行の期間に關せば也

第六條 國有林野ノ境界査定又ハ測量ノ爲目標ヲ設置シ

若クハ支障木竹ヲ伐採スルノ必要アル時ハ其土地若クハ木竹ノ所有者ハ正當ノ理由ナクシテ之ヲ拒ム事ヲ得ズ但相當ノ補償ヲ求ムル事ヲ得

本條は官廳の處分行爲に對し拒絶權なきを規定したるものにして一面には官廳が國有林野境界査定又は測量の際私人の土地使用及び樹木伐採の權能を認めたるなり國有林野は前にも述べたる如く或は國土保存の爲め保安林に編入し或は林業施設の爲め或は他の官地又は私有地と交換讓與の必要を生じ或は不要存置林として賣却を要するあり是等に就ては官廳は其境界を査定し又は面積を實測する爲め境界に目標を設置し若くは支障竹木ありて測量上障害あるに際し一々土地并に竹木の所有者に對し承諾を求むるにあらざれば着手する能はざる如き事あらんか實際に於て官廳は敏速に其調査を行ふ能はざるは勿論猥に故障を許すとせば論争の結果長く其地域を確定すること能はずして政府は其の施業上に就き大なる支障を生ぜざる場合なしと謂ふ可からず果して然りとせば獨國家經濟上の損害なるのみならず一國の林務行政を安全快速

に行ふ可からず故に本條に於て官廳の行爲に對して私人は拒絶の權利なきことを規定したり然りと雖も境界査定のため隣地を使用し又支障竹木を伐採することを得べきも之れが爲め損害を加へたるときは官廳は相當の補償を爲すべきは勿論たり

新民法第二百九條に隣地使用者は隣人の承諾を得るにあらざれば使用するを得ず若し隣人が承諾せざれば裁判を以て承諾せしむる事を得るものなり然るに本條は所有者正當の理由ある場合の外拒絶することを得ざるものにして全く私法の理由と異なりて官廳の行爲は當然認めざる可からずと雖も其正當の事由とは果して如何なる事なりや又正當の事由は如何にして決定すべきや多少の疑なきを得ず左れども其事由の當否を判定するは官廳に在る可きを以て官廳に於て正當に非らずと認定するに於ては第四條の通告をなし査定又は伐採を爲すことを得べし

土地の使用又は木竹の伐採に就き相當の補償とは如何にして決定すべきや他に明定したるものなしと雖も時價に於て相當と認むる金額を算定付與す可き

なり而して此補償の性質は或は私法上に基く損害賠償のものなるや否や多少の議論あれども國有林野の經營は國土の保安人民の利福を計るの目的に出づるを以て是等の補償と雖も亦公用償收に基く補償と同一性質たるものなり

第七條 隣接地所有者境界査定ニ不服アルトキハ第五條ノ通告ヲ受ケタル日ヨリ六十日以内ニ行政裁判所ニ出訴スル事ヲ得

本條は境界査定に不服ある場合に行政訴訟を許す事を規定せり國有林野の境界査定は隣接地所有者の權利消長に關する事頗る多しと雖も事務の敏活を計らんが爲め境界査定に立會を求め若し立會せざるも尙官廳は査定を續行し得べく其査定中は之に向ふて故障を述ぶる能はざるなり然りと雖も當該官廳の査定の結果製作せる實測圖又は境界等に對し不服ある場合に於ては之れが權利の救済を認めざる可からず本條は即ち救済方法を規定したる者也我邦の行政訴訟法には土地の官民有區分に關する事件とありて境界の事に就ては多少の疑ありしが本法に於て明かに行政訴訟を許すことを認めたるを以て權利侵

害の事實あるときは訴訟に依り其救済を求むることを許せり
但茲に一言注意すべきは本條は通告を受けたる日より六十日以内に訴訟を提
起すべしとあるを以て此期限を経過するときは當然其權利消滅に歸するなり
而して其期間は第四條に依り通告を受け其通告書を受領したる當日より起算
して六十日間なるを忘る可からず

第四章 隨意賣拂

第八條 國有林野ハ左ノ場合ニ限り隨意契約ヲ以テ賣拂

フコトヲ得

- 一 公用又ハ公益事業ノ爲必要アルトキ
- 二 市町村又ハ公立小學校ノ基本財産ニ充ツルトキ
- 三 社寺上地ノ森林ヲ其社寺ニ賣拂フトキ
- 四 命令ノ定ムル處ニヨリ特別ノ緣故アル林野ヲ其緣

故アルモノニ賣拂フトキ

五 民有地道路河川等ニ介在スル十町歩以内ノ林野ヲ

賣拂フトキ

六 道路溜池堤塘溝渠等ノ敷地トシテ貸付シアル林野

ヲ其借地人ニ賣拂フトキ

七 此法律施行以前ニ開墾牧蓄又ハ植樹ノ爲貸付シタ

ル林野又ハ第九條ノ開墾地ヲ其事業ヲ成功シタル

モノニ賣拂フトキ

本條は國有林野を隨意契約の方法に依りて拂下らるべき規定なり抑も政府の
工事物件の賣買貸借は會計法第二十四條に依り總て競争入札方法に依り購入
又は賣却するを原則とす然れども全法第二十四條は列記法に第一號乃至第十
四號の場合には隨意契約に依ることを認む然れども土地の賣却は此列記法の
範圍にあらざ故に會計法の原則としては競争公賣の方法に依るべきものなり
と雖も明治廿三年勅令第三百三十五號官有地特別處分規則に依れば内務大臣は

官有地を競争に付せず隨意契約を以て貸渡又は賣渡すことを得べき場合に就き四箇の例外を規定し又全年勅令第二百七十六號を以て官用地取扱規則を以て内務大臣が官有土地を處理する方法を規定せり是等の規定に依りて考ふれば官有の土地は内務大臣の主管に屬し處分の手續別に定まれりと雖も國有林野は前述せる如く國家私經濟に屬するものに非らずして國民の幸福を増進し經濟の發達を計るには林業の經營亦忽にすべからざるを以て特に本法を設けられたる也而して本法は國家の監理保存上必要ならざるものは漸次整理を行ひ不要存置林として賣却の方針を採るを以て凡そ林野の國有として保存經營を要せざるものは公賣拂下を行ふべきは一般の原則に同じ然れども公益事業に必要な場合其他緣故を有する場合の如き其目的に向ふて拂下ぐるは公益上至當の事なり即ち本條に列記せるものを示せば

(1) 公用又は公益事業の爲め必要なるとき

公用又は公益事業の爲め必要なる場合とは例之ば道路開鑿の爲め或は學校設立の爲め或は公用營造物の爲め必要なる場合を指稱するものにして

營造物に關しては彼の鐵道事業の如きは假令其設營私人の手に成るも本來公益の營造物たるを以て私人は特に許可を得て其權利を行ふにあるを以て此等目的の爲め使用する場合は本項の特賣を受くることを得べし

(2) 市町村又は公立小學校の基本財産に充つるとき

市町村は國家組成の要素にして市町村の發達を計り國家の鞏固ならんことを計るには資財を要すること勿論なり又公立小學校の如き是亦國家の有益なる營造物にして學校の維持を計り其校舍の基礎の安固を期せんには相當なる基本財力を有するは明かなり國有林野の拂下ぐべきものにして此等の基本財産に充つるに必要な場合には其市町村又は公立小學校に特賣することを許せり從來の法令には之れに關し別に規定したるものなかりしが本法は其必要を認めて制定せり

(3) 社寺土地の森林を其社寺に賣拂ふとき

社寺土地の森林を其社寺に特賣することを得べきは明治廿三年勅令第六十九號第八號及二十四年勅令第六十九號により從來より認められたるも

のにして本來祖先の祭祀は我邦の國風として一日も忽にすへからざるのみならず社寺は歴史其他公益上保存を要するものなり然れども社寺の保存は頗る資財を要し従て其収入の基本なくんば維持修理を爲すこと能はず尤も社寺境内の接續地等にて風致上必要なる場合は境内編入を出願することを得べきは本法第三條に定むる所なりと雖も境内編入は相當の事由を要するものにして其區域極めて狭小なるを以て本條に於ては一般に關し社寺の上[○]地たる森林なるに於ては其社寺に特賣を受くる場合を規定したり是れ社寺が國家公益上の建造物にして其保護を與ふるを必要と認めたるを以てなり只注意すべきは社寺は無形人なるを以て其中請に就ては管理者より爲す可く且つ社寺總代人の連署を要するは勿論にして社寺財産の異動に大なる關係を有するを以てなり

(4) 命令の定むる處により特別の緣故ある林野を其緣故あるものに賣拂ふとき

國有林野にして特別の緣故あるものは命令の定むる所に依りて其緣故者

に拂下ぐることを得べしと雖も其緣故者とは舊時に屬し中途斷絶したるものゝ如きは其權利なきものなり我邦舊時に於ては社寺の如き各々領地を有し人民は殆んど社寺の小作人たる如き時代ありき又社寺の如きは藩主の所有地に自由に樹木を栽植せる如き其他社寺の地域錯綜して區別判然せず紛論を醸し時の領主の處分を受けたる如きは珍しからざるなり然れども此等の事實ありと雖も俄かに緣故ありと謂ふべからず要するに其緣故は立證の明確なるものたらざる可からず而して本項の緣故者とは施行細則第三章第七條に列舉せり則ち

(イ) 部分林に在りては其分收の權利を所有する者

部分林とは本法施行前に在りては明治十一年三月内務省布達甲第四號部分木仕付條例第一條に謂ふ如く樹木なき官有の山野官に於て差支なきときは人民の願により之を貸渡し地味に適當せる木種を植挿せしめ幾分を官納し自ら其幾分を收めしむるものを謂ふなり然れども我邦の部分林なるものは慣行上一種特別のものあり現に舊藩の慣行上存する

南部の取分林、飢肥の歩一山、人吉の五歩指山、仙臺の賣分山、高嶺の見覺悟山等部分林に編せられたるもの少しとせず、且將來に於ても森林法第五條に依れば私有林にして其指定せられたる造林を怠る場合は政府に於て造林を行ひ造林に係る部分を部分林と爲すことを得べきものなり、要するに部分林は大躰に於て舊來の慣行上存するもの十年布告に依り設定のもの森林法に依り設定せらるゝものゝ三者なるべきか本法に於て縁故者と爲るべきは重に官地拜借營林者なる可く兎に角分收の權利を有せしことの確證あるものは其證左を提供して特賣を受くる權利あるものなり

(ロ) 官地民木の森林に在ては其森林の所有者

前項に在りては官有地に樹木を栽植して部分林となしたるものに特賣權あるを認めたるも本項は之れと異なり全むく土地は官有なりと雖も部分林にあらずして造林の爲め拜借したる場合の如き又裁判の結果私費栽植の證憑成立したるもの等の如き若しも之等林野を一般の公賣に

付せんか地上權設定地の賣買の如く實際に於て其融通を妨ぐるのみならず買得者造林者の協議整はざる場合に於ては其造林の目的を達する能はず爲めに國家經濟を害するに至らずと謂ふ可からず是れ本項に於て官地民木の森林に在りては其特賣を認めたるなり

(ハ) 府縣設置以前主産物の採收を爲したる慣行ありたる林野に在りては其採收を爲したる者

府縣設置以前に在りて主産物即ち木材薪炭等を收取したる慣行ありたる林野に在りては其採收したる證左を提供して特賣を受くることを得べし是れ主産物の採收者は重に造林者たるを以て此權利あるを認めたるものなり

(ニ) 府縣設置以前入會の慣行ありたる林野に在りては其入會を爲したる市町村又は市町村内の一部

往古國土主權の法理未だ明かならざる比に當りてや無主の不動産を國家の所有に歸屬するか如きは何れの國家に於ても同じく認めたるもの

あらずして山林原野到る處に存し只人民は隨意に此等の山野に跋渉し遊獵を事とし採伐事業を爲せり我邦に於ても封建の制行はるゝに至りて初めて土地の所有權領主或は國主に歸し領主國主の所有山林に入會て薪材を採收し或は炭田を開く等のことありし此等は今日の制度に於ては地上使用權の如く或は地役權の如く其入會の性質に就ては千差萬別にして使用權或は地役權とも稱し難きあり例之は甲村に住民たるが故に其山野に入會て薪材秣草を採收するを得る如きものなりしが改租の際領主國主の所領たりしもの悉く國有に歸せり故に改租已降に於ては多く官地有期の拜借地たり是等の土地にして府縣設置以前に柴刈の爲め秣採收の爲め或は炭材等發掘の爲め入會使用したる權利を有せしものは本條の特賣を受くる權利あるものなり

本項は特賣を受く可べき最要の事項にして將來國有林野の整理其歩を進め不要存置林の賣却せらるゝ場合は本項に依り特賣を受く可べき市町村等は頗る多かる可し而して入會の事實は區々にして種々の慣行あ

るべし或は入會の人民は市町村たる一團全部の場合ある可く或は市町村内の一部落に屬する場合ある可し去れども其特賣を出願するには市町村長に於て市町村會の決議書を添付して提出すべきものなり

市町村内の區は獨立して申請すること能はず何となれば區は市町村の一部にして市町村長の管理内にあるを以てなり故に區に於て此等申請の權利ある場合は先づ特賣申請書提出方を其市町村長に要求すべきものなり市町村長にして此の要求を受けたる時は市町村會の決議を採り申請するを得べし若し市町村會に於て其申請に對し否決の決議ありたる場合如何區は其區會の否決の理由を付して申請書提出の要求を爲すことを得べし而して市町村内の區にして自己其他の申請に對し利害關係上異議ある場合に於ては單獨に農商務大臣へ異議の申立を爲すを得べし是れ異議は市町村會の決議を要せず個人と雖も申請するを得べきを以てなり

(ホ) 城趾に在りては其舊藩主

舊領主或は藩主の所有たりし城趾にして藩籍奉還の當時又は改租の際官有地に編入せられたるものあり是等は本來の所有者に特賣するは至當なりと謂ふ可し

(へ) 神祠、佛堂、墓碑其他の遺跡の存する林野に在りては其遺跡に縁故ある者國有林野は前項にも述べし如く改租の當時所有の證左明かならずして一時官地に編入したりしも神祠佛堂其他の遺跡に在りては其創立者或は繼承者の存するを通例とす抑も神祠と謂ひ佛堂と謂ひ墓碑と謂ひ何れも其建造者の承繼者に非らざれば能く其遺跡を永遠に維持すること難しとす特に縁故者は山緒の關係書類等を保有するものなるを以て本項に於て其縁故者に此の權利あることを認めたり

(ト) 古記、社傳、又は歴史の證する所に依り社寺に縁故ある林野に在りては其の社寺

我邦昔時に在りては社寺の領地たるもの頗る多く近く徳川時代に於ても寺百姓と稱へ寺院は多くの土地を有し又社田なるものありて神社の

所有たるものありき然れども明治維新以後漸次是等の土地は政府の所有に歸し官地に編入せられたり然れども古書に據り或は社傳に依り又は歴史上私人より土地を社寺に寄付したるが如き或は社領寺有の爭論に就き領主等の判決を受けたるが如き明瞭なる縁故の證左あるものは其證左を提出又は辯明して特賣を受くるの權利あり元來社寺は風致上其他歴史上の關係として林野を保有する必要あるは屢述べたる如くなるを以て茲に特記したる所以なり只注意すべきは社寺の申請にして社寺が土地に就き歴史上の關係を有せることを明かにせず單に社寺の經費の元資に充てんとの事由を以て出願せるものありと雖も法の精神は社寺の經濟の如何に在らずして社寺の歴史に徴して所有或は保管に屬したる事跡あれば特賣を許すものたるを忘る可からず

以上記載の權利者は何れも縁故を理由として特賣を受くるを得べく法の精神は舊來の縁故を重じたるものなれども其縁故は重に公益の必要に出てたるなり而して縁故者中には一旦部分林編入の出願に當りて證據十分

ならずして其申請を却下せられたるものある可く或は下戻申請の期間を經過して權利を失ふたるものある可く或は境内編入を申請せる社寺にして理由乏しく申請を却下せられたるものある可しと雖も縁故の理由にして本項の要件を具備する以上は其の縁故賣拂の林野に對して特買權あるものとす

(5) 民有地道路河川等に介在する十町歩以内の林野を賣拂ふとき

民有地道路河川等に介在する十町歩以下の國有林野の如きは地積頗る狭く國有林野として經營し存置するの必要を見ず是れ本項に於て何人にても其拂下げを受くるを得べきことを規定したり舊令即ち明治廿三年勅令第六十九號には其接續地の所有者に限りたるも本法に於ては一般に許せり思ふに接續地は或は地役の關係あるべく或は使用の關係あるべし或は拂下後處分の方法により隣地に關係を及ぼすこと大なるべし故に余輩は舊令の如く接續地の所有者に限るを以て至當と信ず

(6) 道路、溜池、堤塘、溝渠等の敷地として貸付したる林野を其借地人に賣拂ふとき

き

道路、溜池、堤塘、溝渠等の敷地として貸付けしたるは何れも公益事業に向て其使用を許したるものにして其事業を存續せしめ經營を鞏固ならしむること必要なり是れ此種の出願に對し特賣を許せるなり

(7) 此法律施行以前に開墾牧畜又は植樹の爲め貸付したる林野又は第九條の開墾地を其事業を成功したるものに賣拂ふとき

此法律施行前即ち明治廿三年勅令第六十九號第一條第二項及第四項により開墾牧畜又は植樹の爲め私人に貸付したる林野の如き又は本法第九條により開墾成功を條件として拂下げを豫約したるもの、如き其開墾の成功するに於ては本條に依り特賣を受くる權利あるものなり是れ開墾と謂ひ牧畜と謂ひ植樹と謂ひ何れも相當の勞力を施さざる可からず而して勞力に對する報酬は俄に取得すべきものに非らず然るに一般に公賣する如きあらは勸業の獎勵心を阻害する蓋し大なり是れ本法が特例を設けたる所以なり

第九條 國有林野ハ開墾ノ成功ヲ條件トシ豫メ其價格及成功期限ヲ定メ隨意契約ヲ以テ賣拂ノ豫約ヲナス事ヲ得

本條は開墾成功を條件として國有林野の豫約拂下を爲し得る官廳の處分權能を規定したるものにして一方には私人は國有林野に對し開墾の目的あるものは其開墾成功を條件として價格及成功期限等を定め隨意契約に依り拂下げを出願し得べき規定也元來森林原野は國家經濟上の必要なる營造物件なりと雖も廣漠たる原野相連りて徒に何等の用を爲さざるあり或は丘陵荒廢して無用の長物たるが如き觀あるものあり尙又其土地の關係上森林多く國有林野として經營を要せざる場合なきにあらざ此等の土地は政府に於て本條の出願あるときは其申請を許可し得べし開墾は一面には耕地増大の結果を來たし從て國家收入の財源上頗る利益あるを以て之れが發達を計るも亦國家の務むべき一大政策也然りと雖も往々個人の事業は私利の一方に偏して公利を顧みず個人一時の利益に供せんが爲め拂下を爲すものなしとせず是れ本條に於ては開墾

の成功を條件として豫約拂下を許すものなり而して豫約賣拂は本法施行細則の定むる所に依れば書類に事業方法收支豫算書及實測圖等提出すべきものにして事業方法書には左の事項を記載せざる可からず

- 一 實測面積
- 二 開墾の方法及順序
- 三 開墾豫定圖
- 四 開墾著手の時期
- 五 毎年開墾すべき豫定面積
- 六 成功期限

此の如く開墾申請には事業の方法を明記せしめ若しも申請者が契約に定めたる條件に違反し或は開墾事業の成功見込みなき場合に於ては農商務大臣は其許可の取消を爲すことを得契約人は之に對して損害の補償をも求むることを得ず是れ開墾を表示して不法の手段に出ずるか如き弊害を防ぐ爲め契約人に對して一種の制裁を規定し以て真正の出願者を保護する精神に出でたるもの

なり

只一言茲に注意すべきは開墾申請者は成功前は貸下をも許さざるを以て其貸下は第十一條に依り別に特許を受くべきものなり

第十條 國有林野產物ノ隨意契約ニ依ル賣拂ニ關スル規定ハ勅令ヲ以テ之ヲ定ム

本條は國有林野の生産物を隨意契約により賣拂ふことは勅令に依るべき規定なり本來國有物品賣却は競争契約(公賣)に依ること原則なりと雖も公用又は公益事業の爲め必要な場合其他國有林野に關係ある地元人民或は使用者等へ賣拂ふ如きは林業經營の一方法として必要な可く故に隨意契約(特賣)に依り拂下くる事を規定せり而して此等の場合は勅令に依るべきものにして明治三十二年八月勅令第三百六十二號は則ち是なり

第五章 貸附及使用

第十一條 國有林野ハ左ノ場合ニ限り隨意契約ヲ以テ貸

付スルコトヲ得

- 一 公用又ハ公益事業ノ爲必要アルトキ
- 二 牧畜又ハ植樹ノ爲必要アルトキ
- 三 牛馬放牧ノ爲使用セシムルトキ
- 四 第九條ニ依ル開墾者ノ爲ニスルトキ
- 五 一ケ年貸付料三百圓ヲ超ヘサルトキ

本條は隨意契約に因り國有林野を貸付使用せしむるを得べき官廳の權能を認たるなり國有林野は國土保存及國有林野として經營を要する場合の外公益の爲めには一般に貸下げ其便益に供するは公有財産の本來の目的に適へるものと謂つ可し即ち貸下げを許すべき場合は

(1) 公用又は公益事業の爲必要あるとき

本項は第八條第一項に於て明記したる如く道路學校建物敷地等公の營造物の使用に供する場合を謂ふなり

(2) 牧畜又は植樹の爲必要あるとき

牧畜は重要な農産物にして又農業用運搬用軍事上に關し必要なり又樹木の栽培は國家に必要あること前段説明せるか如し而して牧畜の事業と謂ひ植樹と謂ひ此等の事業を營まんとせば原野を有せざる可からず官廳は公益事業の計畫ある者に對し相當の保護を與へんが爲め原野を貸下くは最も必要と謂ふべし明治廿三年勅令第六十九號に於て其貸付は從來許可したるも法律に規定し明確を保ちたるなり

(3) 牛馬放牧の爲使用せしむるとき

牛馬の畜養は實際廣野を要するものなるを以て前項と別にして一項を設けたるなり

(4) 第九條に依る開墾者の爲にするとき

第九條に於ては開墾の成功を條件として豫約賣拂ふことを得るも此契約は直に豫約者に向ふて豫約の目的たる土地の貸附をなしたるものに非らず故に豫約賣買は一種の條件を負擔せる契約關係たり故に其貸付を受け

んとせば更に本條に依り貸下の申請を爲すを要す

(5) 一ヶ年貸付料三百圓を超へざるとき

國有林野壹ヶ年三百圓未滿は小區域の土地なるを以て隨意契約に依ることを定めたる也從來は勅令に依り二百圓以下なりしが本法に於て三百圓となしたり

第十二條 國有林野ヲ貸付シ又ハ使用セシムルトキハ相當ノ貸付料又ハ牛馬放牧料ヲ徵收スベシ但前條第一號及第四號ノ場合ニ於テハ貸付料ヲ免スルコトヲ得

本條は國有林野の貸付料并に放牧料の徵收免除に關し規定したり國家は其設營に成れる森林或は原野を公共利益の方面に向ふて貸下げ并に使用を許すと雖も其借受又は使用者は供用物に對して相當の報酬を提供すべき義務あるは至當なり故に前條第二號第五號の場合に在ては貸付料又は使用料を納むべく又第三號の場合には放牧料を納めざる可からず而して第壹號公益事業の爲め並に第四號即ち第九條に依り開墾成功を條件として隨意契約により豫約拂下

けの爲め其拂下豫約者へ貸付くる場合は貸付料を納めざるを得べし去れども
此場合は實際に當り官廳に於て貸付料を徴するを要せざるものと認めたるも
のに限るべきを以て其借受者及使用者は強て無料を請求する權なきは勿論な
り茲に一言すべきは明治二十三年勅令第二百七十五號官有財産管理規則第五
條には官有財産貸付に就き貸付料の納付并に免除に關し規定し免除は主務大
臣の定むる規則に一任したりしが本法に於て明かに免除するを得べき旨を認
めたるなり

第十三條 國有林野ヲ貸付シ又ハ使用セシムルトキハ左

ノ期間ヲ超ユルコトヲ得ス

- 一 植樹ノ場合ニ於テハ八十年
- 二 家屋倉庫其他ノ建設物ノ場合ニ於テハ三十年
- 三 其ノ他ノ場合ニ於テハ十五年
- 四 前項ノ期間ハ之ヲ更新スルコトヲ得

本條は國有林野の貸付及使用期間に關し規定したり、土地の所有者は使用、收益、

處分の三權を自由に行ふべきは獨私法の原則に止まらず國有土地と雖も無制
限に希望者に貸付或は使用せしむるに於ては實際他の公共の利益に供すべき
必要ある場合と雖も其目的を達すること能はざるものなり然りと雖も造林事
業の如きは速成を期し難く所謂古人か百年の計は樹を植るに在りと言へるか
如く多くの年月を要する事勿論なり故に本條に於ては植樹に對して八十年、倉
庫其他の建造物に就ては三十年其他の場合は十五年とせり是れ一は國有林野
を實際の便宜に應じて其運轉を圓滑にし一は使用者の適當なる時機を計りた
るなり而して此期間は更新する事を得べきを以て實際に在りては五十年間使
用の許可をしたるものに對し四十年を経過し更に向五十年間貸付くるか如き
は官廳の權限内に屬するを以て他に公用又は公益上妨げなき場合に於て更新
の許可をなすことを得るなり但本條の如く年限を付し貸付けたる林野と雖も
借受人又は使用人に於て怠慢の結果貸付の方法に副はざるか如き用途に使用
すると認定せば貸付又は使用を廢して其返還を爲さしめ得べきことを忘る可
からず

民法第二百六十九條に地上權者は其權利消滅の時土地を原狀に復して其工作物又は竹木を收去することを得又全第五百九十八條に借主は借用物を原狀に復して之に付屬せしめたるものを收去することを得とありて地上權者又は使用者は物件返還の場合に原狀に復し之に付屬せしめたるものを收去するを得べき權義あるものにして絶對的に收去せざる可からざる義務あらざると雖も國有林野の場合に在りては使用者は期限満了に至り必らず原狀に復して返還すべき義務を有するのみならず若しも使用者にして原狀に復すること能はざる場合は官廳に於て之を執行し其復舊に費したる金額の辨濟を命ぜらるべきものなり是れ公益に原く規則の結果として是等の制裁あるべきは寔に至當なり只付言すべきは明治二十三年勅令第二百七十五號官有財産管理規則第七條によれば貸付及使用の條項を明記しあれども國有林野は前にも屢述べたる如く林業經營上特別のものなるを以て法律の明文を以て規定したる所以なり

第六章 交換

第十四條 國土保安又ハ國有林野ノ經營上必要ナル場合

ニ限り國有林野又ハ立木竹ト他ノ同價格以上ノ土地、森林、原野又ハ立木竹ト交換スルコトヲ得

本條は國有林野の交換に關し規定せり交換は當事者が互に金錢上の所有權に非らざる財産權を移轉することを約する契約なりと雖も本條に云ふ交換の意義は之と少しく異なり國家が國土保安又は國有林野の經營上必要ある場合に限り國有林野又は立木竹と他の同價格以上の土地森林原野又立木竹と交換するものにして之れが交換は全く國土保安又は林業經營上國家の任務として交換を行ふものなり但茲に多少の疑あるは本條の交換は單に官廳に交換權能あることを規定するのみにして別に強行の制裁なきを以て實際問題として官廳は交換を必要とするも他の所有者が其交換に應せざる場合如何本條の明文のみにては交換の強行權之あらず故に明治廿四年農商務省訓令第三十八號官有地森林交換規定により公告して其交換希望者を募る場合は格別官廳は異議

ある所有者に交換を強ゆる能はざるなり然らば如何にして官廳は其目的を達すべきか結局本條を適用すること能はずと信ず勿論森林法第廿五條には強制買求權を認めあり故に全條によりて官廳は其目的を達すべきも本條に謂ふ交換にあらざるなり之に由て觀れば本條は他の物件所有者の異議なき場合に限りべきなり

第七章 讓與

第十五條 國有林野ハ左ノ場合ニ限り讓與スルコトヲ得

一段別一町歩以下ニシテ公立ノ學校又ハ病院ノ用地ニ供スルトキ

二府縣郡市町村及其他ノ公共團體ニ於テ道路、河川、港灣、水道、堤塘、溝渠、溜池、火葬場、墓地、公園等公共ノ用ニ供スルトキ

本條は國有林野の讓與に關する規定なり國有林野を公立學校又は病院の用地に供するか又は府縣郡町村及公共團體に於て公共營造物に供用する如きは何れも其申請の主趣個人の利益を計るに非らずして公益事業を計るに出でたるを以て國家は亦其設營を助成すべき任務あるものとす故に本條明記の場合に於ては假令其林野が國土保安上又は森野經營上必要とするものなるも官廳は其權限に依り無代讓與を爲し得るなり然りと雖も本條は官廳に於て申請に對し無代讓與を爲し得べき權能を認めたるものなるを以て官廳は其許否に就き自由の裁決權あるものなり

第十六條 用途ヲ指定シテ讓與シタル國有林野ヲ指定ノ期間内ニ其用途ニ使用セサルトキ又ハ一旦其用途ニ使用シタル後當該官廳ニ於テ指定シタル期間其ノ使用ヲ繼續セサル時ハ之ヲ返還セシムルコトヲ得

前項ニ依り林野ヲ返還セシメタル場合ニ於テハ其林野ノ上ニ設定シタル第三者ノ權利ハ消滅ス

本條は讓與に係る國有林野の返還に關し官廳の權能を規定したり抑も權利の讓渡は通常條件付のものにあらざれば有償の場合たと無償の場合たとを問はず之れが返還を要する如き場合はあらむ故に讓渡人は讓受人に對し之れが返還等の要求權利なきは勿論反對に讓受人は讓渡人に對し返還の義務なきものなり然れども本條は之と異なり國有林野にして用途所謂第十五條に掲げたる公立學校又は病院敷地として讓受けたる土地を指定せられたる期間に公立學校敷地として使用せず他の倉庫敷地に用ゐる或は私人に使用せしめ又は一旦其用途に使用するも道路の如き他に新道開鑿の爲め殆んど不用となり河川の如き地盤の變更に因り水流の方向に異動を來たし當初の目的地廢滅に歸し又は港灣の如き天災の爲め船舶の出入を停止し其他水道堤塘溝渠溜池火葬場墓地公園等も時と共に變遷ありて其使用を繼續せざる場合なきに非ず之等の場合に於ては官廳は讓受人に向ひて其返還を要求することを得べきなり使用者より返還せしめたる土地は再び林野とすべきや否やは當該官廳の決定權に由る自由なりと雖も前條に依るときは其讓渡は國土保安又は林業經營の

必要ある場所と雖ども十五條に掲ぐる理由の存するものは讓與することを得べきを以て再び林野に復するを本則とす然れど土地の變遷異動に因り舊時の状態に復せざるものあるべし要するに是等の場合は官廳の自由處分に依る外なきものなり

土地讓受けは土地の貸下げと異なるは勿論にして讓受人の權利も亦廣大なるにより従て讓受人は讓受地を他人に讓渡又は貸與する場合なしとせず此等の場合に於て官廳より返還を命ぜられたるとき第三者の有する讓受又は借用權は消滅し第三者之れに對し損害あるときは自己の讓渡人又は貸與人に對し其損害を請求するの外なきものなり
只茲に注意すべきは本條は讓受到就ても無償なるを以て返還を命ぜられたる場合も同じく何等の要求を爲す能はざるものたるを忘る可からず

第八章 保管

第十七條 社寺土地ノ森林ハ其社寺ニ保管セシムルコトヲ得

社寺ハ勅令ノ定ムル所ニヨリ社寺林地ヲ使用シ又ハ主副産物ヲ採取スルコトヲ得

本條は社寺土地に係る國有林野を其社寺に保管せしむるに關し規定したり國有林野は其經營を全ふし一般經濟上幸福増進の方便として亦社寺に保管せしむるの必要あり即ち社寺の土地林の如きは改租の當時多くは上地林としたるも實際に於ては概ね社寺の境内に接續し社寺と關係深く上地林となりたる以後は大體社寺の保管地に屬せられたるもの多し故に社寺は祭典又は法用の爲め其土地を使用し來りたる慣例にして又社寺は其林地に於て薪材の如き主産物を採收し菌蕈樹液等の副産物を收取して社寺の維持費途に充てたること少なしとせず本法は此慣例を採り便宜の方法を設け此等社寺の上地林は其緣故に依り特に社寺に保管せしむることを得せしめたり尙本法に於て社寺の保管を認めたる理由は本法發布の當時農商務大臣が森林會議に於て施政上に就き

述べられたる所によれば

社寺保管林に關しては主として要存置の上地林には其の地勢狀況保護の難易等に依り適當の區域を定め社寺に保管せしめんとす
從來社寺の委托林に在りては政府も保護費を節減するの目的を達すること能はず社寺も亦應分の收入を得るものなかりしは諸君の知る所ならん今回國有林野法中社寺保管林の事を規定したるは從來の缺點を除き双方の便宜を圖らんとするに外ならず云々

之れに由りて考ふるも社寺保管林は一は國家林業經營上の冗費を省畧し一は社寺の緣故を以て社寺の利便を計りたる相互主義に在るか如く主として舊來の慣行を重むたるの精神に外ならず

社寺は勅令の定むる所により社寺林地を使用し又は主副産物を採取することを得べきは第二項の定むる所にして明治卅二年八月勅令第三百六十一號は即ち此に關し規定したり今勅令に依れば區域の指定使用の制限保管の義務主副産物の採收範圍並に其權利行使期間及保管解除の場合違反行爲に對する制裁

等明定せらるる唯附則中本令施行前に社寺に委任したるものは従前の例に依るとあるを以て本令制定前に在りては明治二十三年勅令第二百八十二號を以て同年勅令第六十九號官有森林原野特別處分規則第三條追加に係る社寺上地林委託の項を適用せらるゝものと知る可し

第九章 委託

第十八條 國有林野ニシテ保護上必要ナル場合ニ於テハ市町村又ハ市町村内ノ一部ニ其保護ヲ委託スルコトヲ得
前項ノ場合ニ於テハ其受託者ニ林野產物ヲ讓與スルコトヲ得
委託ノ方法及受託者ニ讓與スベキ林野產物ニ關スル規定ハ勅令ヲ以テ之ヲ定ム

本條は國有林野を保護上市町村に委託する場合に關し規定せり國有林野は我邦の舊慣に於て其保護を市町村又は市町村内の一部落に委託し官民共同の經營として其相互の便益を増進せしめたるは寔に良風たり元來森林原野の如きは面積廣大にして地域の接續せること尋常の土地と異なり從て監理の方法に於ても非常の手續を要すること明かなり然れども之れが保護を市町村又は市町村の一部に任ずるときは何れも之等の市町村又は市町村内の一部は地元人民なるを以て其土地森林を鄭重にし獨り保護上便益あるのみならず公利公益を増進せしむること少なしとせず之れに由りて政府は舊來の良風を重んじて一般臣民をして林業の重すべきを知らしむる爲め本法を設けたるなり而して本法設定の當時當局者の説明に曰く

國有林野法第十八條の國有林野の保護を市町村等に委託して或種類の林產物を無償下付するの規定の如きは我國の林制上往々見る所の官民共同保護の趣旨に基きたるものなれば將來國有林野保護上好結果を呈すべきを信ず然れども其適用に於て周到の注意をなさざれば反て種々の弊害を生ずべし

依て執法上寛に流れず嚴に失せず漸を以て國有林野に對し愛林の思想を惹起せしむるの状況に至らしめ同時に森林保護費の節約を圖らざる可からず云々

國有林野を市町村又は市町村内の一部に委託する理由前述の如くなり雖も本條は前條と異なり官廳に於て市町村の位置及舊來の緣故並に地方の實況等精査し眞に委託の必要ありと認めたる場合に限るものにして前條は社寺の土地に限りて出願を許可せらるゝものなり而して保管と云ひ委託と云ふも大體に於ては大差なく且つ何れの場合に於ても無償なるを本則とせり只少しく前條と異なるは社寺に在りては保管者の地位單數なりと雖も市町村又は市町村内の一部に在りては受託者は市町村とは謂ふものゝ多數人の衆合體なるを以て其取締等も社寺林と同一にすべからざるものあり故に委託出願に對して市町村又は市町村の一部よりするものは細則の定むる所により左の事項を記載したる規約書を提出するを要す

一 林野保護に關する負擔方法

二 産物の採取及分配の方法

三 違約者犯則者又は犯罪者に對する處分方法

四 其他必要なる事項

國有林野の委託期間は五ヶ年にして其期間は更新し得べく受託者は火災の豫防、侵奪の防止、有害物の豫防境界標の保存、稚樹の保育、其看手入看守人を置く等の義務を有するも末木、枝條、手入の爲め伐採する樹木、自家用薪炭材、土地の資質を爲さざる産物等を無償に受くることを得べき權利を與らるゝことあるべく尤も義務違反其他必要なる場合は解除せらるべし但茲に注意すべきは委託を受けたる市町村の全部又は一部が受託林野に損害を加へたる場合に於ては受託者は連帶責任を以て義務を負ふこと是れなり是れ林野の如きは其適當なる手入或は産物の採取は極めて困難にして往々林野に損害を加ふること少しとせず而して其損害の實證は舉證上是れ亦頗る難事に屬するを以て特に其受託者に責任を負はしめたる所以なり

但一言すべきは刑事上の責任に在りては其當事者各個にして全く連帶にあら

ざること論なき所なり
尙本條の委託に關しては明治卅二年八月國有林野委託規則に就き其細目を知らるべし

第十章 部分林

第十九條 國ハ造林者ト其收益ヲ分收スルノ契約ヲ以テ
國有林野ニ部分林ヲ設クル事ヲ得
法令慣行又ハ其他ノ理由ニ依リ國有林ニ就キ收益ノ分
收ヲナスモノハ前項ノ部分林ト見做ス

本條は部分林の設定に關し規定せり我邦古來部分林に就ては種々なる慣行ありたるは前述せる如くなりと雖も國家は林業經營の方法として廣大なる土地を盡く自己の經營にのみ任ずるが如きは随分至難の問題なり故に國有林野法は特別經營の事業として不要存置林、國有保存林の處分を勵行し從て國有林野

の實測施業案編製、造林及森林買上に係かる事業を行ふべく此等の結果は國有林野の無立木地に造林の事業は大に興起すべきが故に部分林の設定は漸次減少すべしと雖も亦造林の必要上部分林の設定を要する場合なしとせず是れ本法に設定を認めたるものにして明治卅二年八月勅令第三百六十二號國有林野部分林規則は其設定の方法を細定したるものなり
第二項は從來存する部分林を第一項の將來設定すべき部分林と同一に見做すべき規定にして從來は明治十一年三月甲第四號內務省布達部分木條例により造林したるもの或は我邦の舊時の慣行に基き部分林に地籍を編入したるもの或は舊藩の遺物と稱せらるゝ仙台の賣分山、人吉の五步指山、飲肥の步一山南部の取分林、高嶺の見覺悟山の如き或は森林法第五條に依り造林したる部分林等なり此の如く部分林の種類は數多あれども法の精神は國有林野法及其他の法令に依り營林事業の整理を計り且存續期限満了して地方の狀況に於ても部分林の存續を要せざるものは漸次解除して減少せしむるの方針なり
只茲に一言すへきは本條第二項に見做すとあり見做すは推定と異なり假令反

對の證左あるも之を許さざるなり

第二十條 部分林ノ樹木ハ國ト造林者トノ共有トシ其ノ

持分ハ收益分收ノ部分ニ均シキモノトス

部分林設定前ヨリ存在スル樹木ハ國ノ所有トス

本條は部分林の共有權に關する規定なり凡そ共有權は一物の上に二者の權利が並び行はるゝにあらざして一個の所有權が共有せらるゝ場合を謂ふことは論なき所にして國家は國有林野に部分林を設立することを得るも之れが持分即ち目的物の分割及清算の標準は必ずしも平等なりと謂ふ可からず例之は百本の林樹に於ても國は八十本を所有し私人は二十本を所有する場合の如き或は私人の所有は六十本にして國の有する部分は四十本なる場合の如き其分別の割合に就ては數多なるべしと雖も持分の割合は收益分收の部分に同じきものとせり是れ收益分收の部分は權利の歸屬する點なればなり明治十一年甲第四號內務省部分木條例第四條によれば部分木の持分は二官八民例之は百本の立木なれば官は二十本を收入し人民に八十本を附與するを云ふ以上實際に適

宜之を區分すべしとありたるも本法に於ては此る歩合を廢し別に持分に就ては實際の自由に任し農商務大臣は地代及造林費を參酌して之を定むべきものなり只造林者は最高限十分の八を超過すること能はざるものなり尙造林者の保護義務產物採收の權利等明治三十二年八月勅令第三百六十二號國有林野部分林規則に明定する所なり

部分林設定前より存在する樹木は國の所有とすとは第二項に定むる所にして設定前の樹木は設定後と雖も各別にして混同收取することを許さざるものなり

第二十一條 部分林ノ存續期間ハ八十年ヲ超ユルコトヲ

得ス

前項ノ期間ハ之ヲ更新スルコトヲ得

本條は部分林の存續期間に關し規定したり土地の使用は無制限に他に委して顧みざる時は實際に於て弊害あるのみならず改良を加ふるが如きは頗る難事なり然りと雖も造林事業の如きは僅少の年月を以て其の目的を達すること能

はず例之ば造林希望者にして部分林設定後未だ結果を收めざるに官に返還を命ぜらるゝ如きあらば折角の林業經營も水泡に屬し其目的を達すること能はず是れ私人の經濟を亂すのみならず國家林業經營増進の目的に非らず故に本法に於ては植樹八十年を以て適當とし此期間を定めたり但此期間は更新するを得べきものなるを以て造林者繼承者も包含すにして期間の満了に近づき或は中途に於て八十年内の期間に更新を請求し官廳は許否の權あるものなり

第二十二條 民法第二百五十六條ノ規定ハ部分林ノ樹木

ニ適用セズ

本條は國有林野の部分林共有權に對し民法中共有權分割の規定を適用せざることを規定したり抑も共有物は其物の利用改良變更處分等單獨意思を以て之を行使することを得ず一々共有權者の合議を要するを本則とするものにして本法に規定せる部分林に就ても分收變更等一々許可を受くべきものなるを以て自他互に制限せられ多少自由ならざる爲め物の改良を妨げ融通を阻害する點あるべきも國有林野の如きは一朝一夕の事業に非らず經國の大業にして公

益上永遠を計らざる可からず故に一ト度部分林を設定したるものは林業の大成を計り其實績の結果を期すべきなり故に分割廢止を自由にし折角植付けたる林樹を除去せしむる如きあらば造林者は不時の損害は免る可からずして一般造林者の顧念を沮喪せしむること少なしとせず反之私人は民法共有權の如く何時にても共有の状態を解除して單獨所有の本林に復するを得べしとせば五十年後は濫りに分割請求を爲すことを得て國家林業の發達は殆んど廢滅に歸せざる可からず是れ國家本來の林業經營の途にあらざ故に本條に於て民法の分割の規定を適用せざることを明かにしたるなり

只茲に少しく疑ふべきは本法は國家の林野の行政に屬する規定なるを以て此條項なくも官廳は行政上の權能を以て其分割の申請を許可せざることを得べきが如き觀あること是なり然りと雖も法文に明定したる以上は立法論としては兎も角解釋論としては説くを要せずと信ずるを以て省きぬ

第二十三條 第十八條第二項及第三項ノ規定ハ部分林ノ造林者ニ之ヲ準用ス

本條は部分林の造林者に對し國有地上の生産物讓與に關し規定したり前四條に於ては部分林の設定部分林の共有權部分林の存續期間部分林の不分割權等を規定したるも産物に就ては何等の規定あらず然るに部分林は保管林委託林と全しく營林者に相當の義務を負はしめ生産物の採取權を與るは林業經營上最も必要なり故に本條に於ては第十八條第二項及第三項を準用することを得べきことを規定し以て生産物の讓與及林産物に關する規定は勅令を以て定むべしとせり明治卅二年八月勅令第三百六十二號國有林野部分林規則に依り明記しあるを以て茲に詳記せず

第十一章 現在報告

第二十四條 主務大臣ハ十ヶ年毎ニ其年三月三十一日ニ現在スル國有林野現在表ヲ其年開會ノ帝國議會ニ報告スベシ但第一回ノ報告ハ明治三十四年三月三十一日ノ

現在ニ依ル

本條は森林現計表帝國議會へ提出に關し規定したり主務大臣は毎十ヶ年毎に其年三月卅一日現在する國有林野の現計を計上して議會に提出すべきは三月卅一日は會計年度の終期なるを以て全日に於ける現計は即ち其年開會せらるべき帝國議會に於ては前年度の總計を知り併せて後年度の林業經營を計るの參照たればなり其報告提出を毎十ヶ年とせるは林野は割合に大なる異動なきを以て毎年提出の必要なしと認められたればなり而して第一回の報告は今三十四年三月卅一日の現在表を本年末開會せらるべき帝國議會に提出すべきものなり

第二十五條 主務大臣ハ每會計年度間ニ於ケル國有林野ノ増減異動ヲ翌年度開會ノ帝國議會ニ報告スベシ

本條は國有林野の増減異動報告表提出に關し規定したり前條に於ては現計表を十ヶ年毎に帝國議會に提出すべきものなりと雖も年々小異動は免るべからずして其増減異動は財政討議上及財政監督并に行政監督上之を知ること必要なり故に主務大臣は會計年度即ち前年四月一日より其年三月三十一日に至る

間の増減異動を翌年度開かるべき議會に報告すべきものなり

第十二章 本法の効力

附 則

第二十六條 此法律ハ北海道及沖繩縣ニ施行セズ

本條は此法律の施行地域を定めたるものなり北海道沖繩縣は行政機關の組織と謂ひ國土の情況と謂ひ多少内國と同一ならや故に本法は此地方に施行せざることを明かにしたるなり只茲に少しく疑あるは北海道及沖繩縣とあるのみにして臺灣を除外せざるを以て臺灣には本法を施行せらるゝ如しと雖も明治廿九年勅令第三百十一號臺灣官有森林原野產物特別處分令は別に廢止せられたるにあらざるを以て同地の林野に在りては該勅令に依るべきものなるべしと雖も只奇むべきは彼は勅令にして此は法律なるを以て之を嚴格に解するときは其當を得されども臺灣の國土は地籍今尙調査中にして獨行政組織の異なるのみならず民情亦大に異なる所あり到底本法を施行すべからざるは明かなり

第二十七條 此法律ハ明治三十一年七月一日ヨリ施行ス

本條は此法律の効力を有する時期を明定したるものなり凡そ法律の施行時期は發布後滿二十日を以て有効とするも本法の如く其時期を指定したるものは別段疑を容るべき所ならず只本法は施行前發生せる事項に關し何等の規定あらざるを以て施行前のもので雖も本法効力發生後は本法に據るべき如くなれども明治三十二年八月三日農商務省令第二十五號國有林野施行規則第六十八條は本則施行前に生じたる事項に關しては従前の例に依るとあるを以て全日以後は従前發生事項は前例に依ること明かなりと雖も七月一日より八月三日に至る中間の日子は如何に取扱ふべきか新法に依るべきを至當と信ず記して世の識者に問ふ

國有林野法要義終

附錄 林野關係法規

森林法

(明治三十年四月
法律第四十六號)

朕帝國議會ノ協賛ヲ經タル森林法ヲ裁可シ茲ニ之ヲ公布セシム

森林法

第一章 總 則

第一條 此法律ニ於テ森林ト稱スルハ御料林、國有林、部分林、公有林、社寺林及私有林ヲ謂フ

第二條 原野、山嶽、其ノ他ノ土地ニシテ第八條第一乃至第五ニ該當スルモノハ森林ニ準シテ此ノ法律ヲ適用ス

第二章 營林ノ監督

第三條 公有林及社寺林ニシテ其ノ經濟ノ保續ヲ損シ又ハ荒廢スルノ虞アルトキハ主務大臣ニ於テ營林方法ヲ指定スベシ
臣ニ於テ營林方法ヲ指定スベシ

私有林ニシテ荒廢ノ虞アルトキハ主務大臣ニ於テ營林ノ方法ヲ指定スルコトヲ得

第四條 前條指定ノ方法ニ背キ伐木ヲ爲シタル者ニハ主務大臣ハ其伐採ヲ停止シ伐木跡地ニ造林ヲ命スルコトヲ得

指定違反者
ニ關スル命令

營林方法指
定ニ關スル
官廳ノ監督
機能

森林法ノ定
義
森林以外ノ
土地ニ本法
ノ適用

指定違反ニ
關スル制裁

開墾監督權

開墾ノ制限

保安林編入
ノ要件

第五條 前條ノ造林ヲ怠ル者アルトキハ政府ニ於テ之ヲ行ヒ其ノ費用ヲ徵收シ又ハ其造林ニ係ル部分ヲ部分林ト爲スコトヲ得

第六條 森林ヲ開墾セムトスル者ハ府縣知事ノ許可ヲ受クベシ

第七條 國土保安ニ危害ノ虞アリト認ムルトキハ主務大臣ハ豫メ其ノ箇所ヲ指定シ森林ノ開墾ヲ禁止スルコトヲ得

第三章 保安林

第八條 森林ニシテ左ニ列記スル箇所ニ在ルモノハ保安林ニ編入スルコトヲ得

- 一 土砂崩流出ノ防備ニ必要ナル箇所
- 二 飛砂ノ防備ニ必要ナル箇所
- 三 水害、風害、潮害ノ防備ニ必要ナル箇所
- 四 類雪、墜石ノ危険ヲ防止スルニ必要ナル箇所
- 五 水源ノ涵養ニ必要ナル箇所
- 六 魚附ニ必要ナル箇所
- 七 航行ノ目標ニ必要ナル箇所
- 八 公衆ノ衛生ニ必要ナル箇所
- 九 社寺、名所又ハ舊跡ノ風致ニ必要ナル箇所

保安林ノ解
除要件

保安林編入
解除ノ手續

(1) 申請

(2) 全(1)森林會議

(3) 森林會議
開會ノ告知
示及通知

保安林編入
前ニ關スル
樹木土石採
收制限

利害關係者
ノ異議申立

森林會議
答申書提出

第九條 保安林ハ編入ノ原因消滅シ又ハ公益上特別ノ事由生シタルトキハ之ヲ解除スルコトヲ得

第十條 保安林ノ編入解除ハ府縣郡市町村其ノ他直接ノ利害ヲ有スル者ヨリ府縣知事ニ申請スルコトヲ得

第十一條 府縣知事ニ於テ保安林ノ編入解除ヲ必要ト認メ又ハ前條ノ申請ヲ受クタルトキハ之ヲ地方森林會議ニ付スベシ
地方森林會議ニ關スル規程ハ命令ヲ以テ之ヲ定ム

第十二條 保安林ノ編入解除ヲ地方森林會議ニ付セントスルルハ開會三十日以前ニ府縣公報ヲ以テ告示シ其ノ森林ノ所有者並大林區署土木監督署ニ其旨ヲ通知シ且所在市町村役場ニ揭示スベシ

第十三條 保安林ニ編入ノ爲地方森林會議ニ付セントスル森林ハ前條告示ノ日ヨリ決定ノ日マテ其立木ノ伐採、土石切芝ノ採取、樹根ノ採掘及開墾ヲ爲スコトヲ得ス

第十四條 保安林ノ編入解除ニ直接ノ利害ヲ有スル者其ノ編入解除ニ異議アルトキハ第十二條ノ告示ノ日ヨリ二十五日以内ニ府縣知事ヲ經テ意見書ヲ地方森林會議ニ提出スルコトヲ得

第十五條 府縣知事ハ地方森林會議ノ答申書ニ意見ヲ付シ關係書類ヲ添ヘ之ヲ主務大臣ニ

具申スヘシ

保安林編入解除ノ決定ハ地方森林會ノ議決ヲ經テ主務大臣之ヲ決定ス

保安林ノ編入解除ハ官報及府縣公報ヲ以テ告示シ且其森林ノ所有者ニ通知スベシ

保安林ノ編入解除ニ直接ノ利害ヲ有スル者其編入解除ニ關スル處分ニ不服アルトキハ前條ノ告示若ハ通達ヲ受ケタル日ヨリ九十日以内ニ行政裁判所ニ出訴スルコトヲ得

保安林ニ於テハ皆伐及開墾ヲ爲スコトヲ得ス

府縣知事ノ許可ヲ得ルニ非サレハ保安林ニ於テ土石切芝ノ採取、樹根ノ採掘又ハ牛馬ノ放牧ヲ爲スコトヲ得ス

主務大臣ハ必要アリト認ムルトキハ保安林ノ伐木ヲ禁止又ハ制限スルコトヲ得

主務大臣ハ保安林ニ關シ其ノ森林ノ所有者ニ營林及保護ノ方法ヲ指定シ且其ノ使用收益ヲ制限スルコトヲ得

主務大臣ハ保安林又ハ開墾禁止ノ森林ヲ開墾シタル者ニ對シ復舊ノ造林ヲ命スルコトヲ得

前條ノ造林ヲ施行セス又ハ第二十二條ニ依リ指命シタル事項ヲ實施セザル者アルトキハ政府ニ於テ之ヲ行ヒ其ノ費用ヲ徵收スルコトヲ得

政府ニ於テ保安林ヲ買上ケムトスルトキハ之ヲ拒ムコトヲ得ス

保安林ニ編入セラレタル爲損害ヲ蒙リタル森林所有者ハ其ノ伐木ヲ禁止セラレタル場合ニ於ケル直接ノ損害ニ限り補償ヲ求ムルコトヲ得

國有林ニ對シテハ補償ヲ爲スノ限ニ在ラス

前項ノ損害ニシテ申請ニ係ルモノハ申請者之ヲ補償シ命令ニ係ルモノハ政府之ヲ補償ス但シ申請者ノ補償ニ係ルモノハ政府ニ於テ其ノ三分ノ一以内ヲ補助スルコトヲ得

損害ノ算定方法ハ命令ヲ以テ之ヲ定ム

第二十五條ノ買上價格又ハ前條ノ補償金額ニ付協議整ハサルトキハ地方森林會ヲシテ評決セシムヘシ若シ之ニ服セサルトキハ評決ノ通知ヲ受ケタル日ヨリ九十日以内ニ裁判所ニ出訴スルコトヲ得

保安林ニ編入セラレタル森林ハ地租及公課ヲ免ス

官地私木ノ森林ニシテ保安林ニ編入セラレタルモノハ借地料ヲ免ス

從來ノ禁伐林、風致林又ハ伐木停止林ハ此ノ法律施行ノ日ヨリ保安林トシ其ノ森林ニ對スル從來ノ制限ハ仍其ノ効力ヲ有ス

附錄 森林法

保安林編入解除ノ決定及通達

全上權利侵害ニ對スル救済方法

保安林作業ノ制限

(1)皆伐開墾ノ禁止

(2)土石切芝ノ採取、樹根ノ採掘ノ制限

(3)伐木ノ禁止及制限

(4)營林事業ノ指定及收益ノ制限

開墾業者ニ對スル復舊ノ命令

命令ノ強行

保安林強制買收權

保安林編入ニ因リ生シタル損害ノ補償

買收價格及補償金額ノ決定方法

保安林課税ノ特免

官地私木ノ森林ニ對スル借地料ノ特免

本法施行前ニ存在スル特別森林ノ制限効力

第四章 森林警察

林産物ニ使
用スル記事
取又ハ印章
ヲ所轄ノ

第三十一條 伐木造材又ハ木材賣買ヲ業トスル者ハ林産物ニ使用スル記號又ハ印章ヲ所轄
警察署ニ届置クヘシ

警察署ハ他人ノ記號又ハ印章ニ類似スルモノノ使用ヲ禁止スルコトヲ得

造林業者ノ
使用器具帳
簿ニ對スル
臨檢權能

第三十二條 伐木造材ヲ業トスル者ノ手帳帳簿器具等ニ對シ森林官吏又ハ警察官吏ノ検査
アルトキハ之ヲ拒ムコトヲ得ス

第三十三條 森林官吏又ハ警察官吏ノ許可ヲ得シテ森林内ニ火入ヲ爲スコトヲ得ス

森林内火入
ノ制限
森林防火設
備ノ義務

第三十四條 森林ニ接續スル原野ニ火入ヲ爲スコトキハ森林ニ對シテ豫メ防火ノ設備ヲ爲ス
ヘシ

第三十五條 森林ニ於テ濫ニ焚火ヲ爲シ又ハ炬火ヲ携帯スルコトヲ得ス

第三十七條 森林又ハ其ノ近傍ニ於テ火災又ハ蟲害アルヲ發見シタル者及森林ニ關スル罪
ヲ犯シ若ハ犯サムトスル者アルヲ覺知シタル者ハ直ニ森林官吏、警察官吏又ハ郡市町村
吏員ニ申告スヘシ

森林内火災
及炬火ノ制
限
森林内火災
虫害及其他
犯罪行為發
見者ノ申告
義務

第五章 罰則

森林主産物
ノ竊盜罪并
犯罪責任

第三十七條 森林ニ於テ其ノ主副産物ヲ竊取シタル者ハ森林竊盜トシ二圓以上贓額二倍以
下ノ罰金又ハ十一日以上二年以下ノ重禁錮ニ處ス其ノ主副産物ニシテ人工ヲ加ヘタルモ

森林竊盜罪
ノ種類及犯
罪責任

ノニ係ルトキ亦同シ但シ罰金ハ贓金以下二下スコトヲ得ス
第三十八條 森林竊盜ニシテ左ニ記載シタル所爲アルトキハ二圓以上贓額二倍以下ノ罰金
及二月以上二年以下ノ重禁錮ニ處ス但シ罰金ハ贓額以下二下スコトヲ得ス

一 根株ヲ毀壞若ハ隱蔽シテ罪跡ノ湮滅ヲ圖リタルトキ

二 贓物ヲ原料トシテ木炭、樟腦、椎茸、松根油其ノ他ノ物品ヲ製シタルトキ

三 贓物ヲ燃料トシテ鑛物ノ採取精製若ハ石炭、煉瓦石、瓦其ノ他ノ物品ノ製造ニ使用シ
タルトキ

四 犯罪ヲ容易ナラシムル爲船泊ヲ使用シタルトキ

五 保安林ニ於テ盜伐ヲ爲シタルトキ

六 林産物採取ノ權利ヲ行使スルニ際シ其ノ罪ヲ犯シタルトキ

七 三人以上共謀シ又ハ五人以上ヲ雇使シテ其罪ヲ犯シタルトキ

八 契約ニ依リ森林保護ノ義務ヲ有スル者其ノ罪ヲ犯シタルトキ

九 差押ノ贓物ヲ隱匿若ハ消費シタルトキ

知情贓物ノ
寄藏故買罪
ノ種類及犯
罪責任

第三十九條 森林竊盜ノ贓物ナルコトヲ知テ之ヲ受ケ又ハ寄藏故買シ若ハ牙保ヲ爲シタル
者ハ二圓以上贓額二倍以下ノ罰金及一月以上三年以下ノ重禁錮ニ處ス但シ罰金ハ贓額以
下二下スコトヲ得ス

附錄 森林法

七〇

樹木傷害罪
及其責任

第四十條 他人ノ所有ニ屬スル森林ノ樹木ヲ傷害シタル者ハ二圓以上五十圓以下ノ罰金ニ處ス

森林放火及
生産物燒燬
罪并其責任

第四十一條 他人ノ森林ニ放火シタル者ハ輕懲役ニ處シ因テ主産物ヲ燒燬シタル者ハ重懲役ニ處ス其ノ自己ノ森林ニ係ルトキハ二月以上二年以下ノ重禁錮ニ處ス

牛馬亂放ノ
罪并其責任

第四十二條 濫ニ他人ノ森林内ニ於テ牛馬ヲ放牧シタル者ハ二圓以上五十圓以下ノ罰金ニ處ス

標識移轉毀
壞罪并其責任

第四十三條 森林ノ爲設ケタル標識ヲ移轉シ若ハ毀壞シタル者ハ二圓以上三十圓以下ノ罰金ニ處ス其ノ經界ヲ表シタル物件ニ係ルトキハ刑法第四百二十條ヲ適用ス

記號印影ノ
變造及消除
罪并其責任

第四十四條 立木、木材又ハ根株ニ附シタル記號印影ヲ變更若ハ消除シタル者ハ二圓以上二十圓以下ノ罰金ニ處ス

無届開墾罪
并其責任

第四十五條 第六條ノ許可ヲ得スシテ森林ヲ開墾シタル者ハ二圓以上二百圓以下ノ罰金ニ處ス保安林又ハ開墾禁止ノ森林ニ係ルトキハ罰金ノ外仍十一日以上六月以下ノ重禁錮ニ處ス

他人ノ森林ヲ開墾シタル者亦同シ

保安林所有
者ノ命令違
犯罪并其責任

第四十六條 保安林ニ於テ皆伐ヲ爲シ又ハ禁止若ハ制限ノ命令ニ違背シテ伐木ヲ爲シタル者ハ其ノ伐採シタル木材代價相當ノ罰金ニ處ス

森林ニ對ス
ル行為制限
違反罪并其
責任

第四十七條 第十三條又ハ第二十條ニ違背シタル者ハ三圓以上三十圓以下ノ罰金ニ處ス

使用器具拒
絶罪并其責任

第四十八條 第三十二ニ違背シタル者ハ二圓以上二十圓以下ノ罰金ニ處ス

ミナル罪并
其責任

第四十九條 第三十三條第三十四條又ハ三十五條ニ違背シタル者ハ二圓以上五十圓以下ノ罰金ニ處ス因テ他人ノ森林ヲ燒燬シタル者ハ二百圓以下ノ罰金ニ處ス

記號及印章
規程違反罪
并其責任

第五十條 第三十一條ニ違背シタル者ハ五十錢以上ノ科料ニ處ス

刑罰並其責任
俱發ノ罪并
其責任

第五十一條 此ノ法律ニ規定シタル罪ヲ犯シタル者ニハ刑法ノ數罪俱發ノ例ヲ用弗ス

第六章 雜則

第五十二條 此ノ法律ニ於テ開墾ト稱スルハ燒畑切替畑及地目變換ヲ包含ス

本法開墾ノ
意義
森林竊盜罪
物ノ範圍

第五十三條 森林竊盜ノ贖物ヲ原料トシテ採取又ハ製造シタル樟腦、樟腦油類其ノ他樹木ノ脂液及木炭ハ贖物ト見做ス

造林ニ關ス
ル費用ノ徵
收方法

第五十四條 此ノ法律ニ依リ徵收スヘキ費用ハ國稅怠納處分法ニ依リ徵收スルコトヲ得

本法適用ノ
前地
無立木
荒廢地
對スル造林
命令

第五十五條 森林ニシテ此ノ法律發布以前ヨリ無立木トナリ又ハ荒廢ニ屬スルモノハ主務大臣ニ於テ期限ヲ定メ造林ヲ命スルコトヲ得其ノ造林ヲ怠ル場合ニ於テハ第五條ノ規定ヲ適用ス

造林命令地
ノ租稅ノ特
免

第五十六條 前條ニ依リ造林ヲ命セラレタル森林ハ其ノ造林シタル部分ニ限り翌年ヨリ二十五年以内租稅及公課ヲ免スルコトヲ得

本法施行ノ
地域

原野山嶽又ハ荒蕪地ニシテ新ニ造林シタルモノハ前項ノ例ニ依ル

第五十七條 北海道沖繩縣其ノ他勅令ヲ以テ指定スル島嶼ノ森林ニ就テハ保安林ニ關スル
規程ニ限リ此ノ法律ヲ適用ス但シ保安林ノ編入解除ニ關スル手續ハ勅令ヲ以テ之ヲ定ム
第五十八條 此ノ法律ハ明治三十一年一月一日ヨリ施行ス

國有林野法施行規則(明治三十二年八月三日
農商務省令第五十五號)

國有林野法施行規則左ノ通定ム

國有林野法施行規則

第一章 社寺境内編入

第一條 社寺國有林野法第三條第三項ノ規定ニ依リ境内編入ヲ出願セントスルトキハ願書
ニ其ノ事由ヲ詳記シ之ニ實測圖ヲ添附シ地方長官ヲ經由シテ內務農商務兩大臣ニ差出ス
ヘシ

第二條 地方長官願書ヲ受理シタルトキハ大林區署長ト協議シタル後實地調査ヲ爲シ其ノ
意見書ヲ願書ニ添附スヘシ

第二章 境界査定

第三條 國有林野ノ境界査定ヲ施行セントスルトキハ境界査定官吏ハ期日ヲ定メ少ナクモ

其ノ期日ヨリ十五日前ニ査定ノ日時及場所ヲ鄰接地所有者ニ通告スヘシ但シ鄰接地所有
者何時ニテモ立會ヲ爲スヘキコトヲ承諾シタルトキハ此ノ限ニアラス

第四條 鄰接地所有者者期日ニ立會ヲ爲スコト能ハサルトキハ其ノ期日前境界査定官吏ニ其
ノ事由ヲ申立テ延期ヲ出願スルコトヲ得

第五條 境界査定ヲ終ハリタルトキハ大林區署長又ハ林野整理支局長ハ直ニ其ノ旨ヲ鄰接
地所有者ニ通告シ且所轄小林區署ニ査定圖ノ謄本ヲ送付スヘシ

第六條 鄰接地所有者ハ前項ノ謄本ノ閱覽ヲ請求スルコトヲ得

第六條 通告ハ書面ヲ以テ之ヲ爲スヘシ
鄰接地所有者通告書ノ送付ヲ受ケタルトキハ其ノ受領ノ日時ヲ記載シタル受取證ヲ差出
スヘシ

郵便ヲ以テ通告書ノ送付ヲ爲ストキハ配達證明郵便ヲ以テ之ヲ爲スヘシ

第三章 緣故者

第七條 國有林野法第八條第四號ノ緣故者トハ左ノ各號ノ一ニ該當スル者ヲ謂フ

- 一 部分林ニ在リテハ其ノ分收ノ權利ヲ有スル者
- 二 官地民木ノ森林ニ在リテハ其ノ樹木ノ所有者
- 三 府縣設置以前主產物ノ採收ヲ爲シタル慣行アリタル林野ニ在リテハ其ノ採收ヲ爲シ

タル者

- 四 府縣設置以前入會ノ慣行アリタル林野ニ在リテハ其ノ入會ヲ爲シタル市町村又ハ市町村内ノ一部
- 五 城趾ニ在リテハ其ノ舊藩主
- 六 神祠、佛堂、墓碑其ノ他ノ遺跡ノ存スル林野ニ在リテハ其ノ遺跡ニ緣故アル者
- 七 古記、社傳又ハ歴史ノ證スル所ニ依リ社寺ニ緣故アル林野ニ在リテハ其ノ社寺

第四章 賣拂豫約

第八章 國有林野法第九條ノ規定ニ依リ國有林野ノ賣拂豫約ヲ出願セントスル者ハ願書ニ事業方法書、收支豫算書及實測圖ヲ添附シテ之ヲ林野整理支局長ニ差出スヘシ
林野ニ立木竹アルトキハ其ノ種類及材積又ハ數量ヲ記載シタル書面ヲ添附スヘシ
第九條 事業方 書ニハ左ノ事項ヲ記載スヘシ

- 一 實測面積
- 二 開墾ノ方法及順序
- 三 開墾豫定圖
- 四 開墾著手ノ時期
- 五 毎年開墾スヘキ豫定面積

六 成功期限

- 第十條 賣拂豫約ノ目的タル林野ノ面積ハ四百町步ヲ超ユルコトヲ得ス但シ林野ノ形狀又ハ開墾ノ計畫ニ依リ此ノ制限ニ從ヒ難キトキハ此ノ限ニアラス
- 第十一條 成功期限ハ十五年ヲ超ユルコトヲ得ス
- 第十二條 第九條第二號乃至第六號ニ掲ケタル事項ヲ變更セントスルトキハ其ノ事由ヲ詳記シタル願書ヲ林野整理支局長ニ差出スヘシ
- 成功期限ノ延長ヲ許可シタルトキト雖通算シテ十五年ヲ超ユルコトヲ得ス
- 第十三條 開墾者賣拂豫約ノ目的タル林野ノ引渡ヲ受ケタルトキハ請書ヲ差出スヘシ
- 第十四條 開墾者ハ林野ノ引渡ヲ受ケタル日ヨリ十日以内ニ境界標ヲ建設スヘシ
- 第十五條 開墾者ハ特別ノ契約アル場合ヲ除ク外賣拂豫約ノ當時其ノ林野ニ存スル產物ヲ處分シ又ハ使用スルコトヲ得ス
- 第十六條 開墾者ハ前年度ニ於ケル開墾ノ成績ヲ次年度ノ初日ヨリ一箇月以内ニ林野整理支局長ニ報告スヘシ
- 第十七條 林野整理支局長必要ト認ムルトキハ開墾事業ノ検査ヲ爲スコトヲ得
- 第十八條 開墾者ハ林野整理支局長ノ許可ヲ得ルニアラサレハ其ノ林野ヲ他人ニ貸付シ又ハ其ノ權利ヲ處分スルコトヲ得ス

第十九條 相續ニ因リテ開墾者ノ權利ヲ取得シタル者ハ戶籍吏ノ證明書ヲ添ヘ其ノ旨ヲ林野整理支局長ニ届出ツヘシ

第二十條 賣拂豫約ノ目的タル林野ヲ公用又ハ公益事業ニ供スル必要アルトキハ其ノ全部又ハ一部ヲ返還セシムヘシ此ノ場合ニ於テハ開墾者ハ直接ノ損害ノ賠償ヲ請求スルコトヲ得

第二十一條 開墾者本則若ハ契約ニ定メタル事項ニ違反シタルトキ又ハ開墾事業成功ノ見込ナシト認ムルトキハ農商務大臣ハ賣拂豫約ノ解除ヲ爲スコトヲ得此ノ場合ニ於テハ損害ヲ賠償セス

第五章 貸付及使用

第二十二條 國有林野法第十一條ノ規定ニ依リ國有林野ノ貸付ヲ出願セントスル者ハ願書ニ實測圖ヲ添附シテ之ヲ大林區署長ニ差出スヘシ

林野ニ立木竹アルトキハ其ノ種類及材積又ハ數量ヲ記載シタル書面ヲ添附スヘシ

第二十三條 貸付料ハ年期貸ニ在リテハ其ノ年額、一時貸ニ在リテハ其ノ全額金十錢以上トス

第二十四條 貸付ノ許可アリタルトキハ契約擔任官吏ハ借受人ト共ニ貸借契約書ヲ作り雙方署名捺印シテ各一通ヲ領收シ置クヘシ

第二十五條 契約書其ノ他契約ニ關スル書類ニ記載シタル事項ヲ變更シタルトキハ付箋ニ其ノ旨ヲ記載シテ雙方契印スヘシ

第二十六條 借受人其ノ林野ヲ轉貸セントスルトキハ願書ヲ作り連署連印シテ之ヲ大林區署長ニ差出スヘシ

第二十七條 借受人契約期間滿了ノ時林野ヲ原狀ニ復スルコト能ハサルトキ又ハ之ニ附屬セシメタル物ヲ收去スルコト能ハサルトキハ大林區署長ハ其ノ請求ニ因リ貸付料ヲ定メテ相當ノ猶豫ヲ與フルコトヲ得

第二十八條 借受人林野ヲ原狀ニ復シ又ハ之ニ附屬セシメタル物ヲ收去スルコトヲ怠リタルトキハ大林區署長之ヲ執行シ借受人ヲシテ其ノ費用ヲ辨償セシムヘシ

第二十九條 借受人本則又ハ契約ニ定メタル事項ニ違反シタルトキハ大林區署長ハ林野ヲ返還セシムルコトヲ得此ノ場合ニ於テハ貸付料ハ之ヲ還付セス

第三十條 借受人ノ家族、傭人又ハ代理人本則又ハ契約ニ定メタル事項ニ違反シタルトキハ借受人其ノ責ニ任ス

第三十一條 第十三條乃至第十五條、第十九條及第二十條ノ規定ハ林野ノ貸付ニ之ヲ準用ス

第三十二條 林野又ハ其ノ木竹ニ異狀ヲ生シタルトキハ借受人ハ直ニ其ノ旨ヲ大林區署長

ニ届出ツヘシ

第三十三條 國有林野法第十一條ノ規定ニ依リ牛馬放牧ノ爲國有林野ノ使用ヲ出願セントスル者ハ願書ニ見取圖ヲ添附シテ之ヲ大林區署長ニ差出スヘシ

第三十四條 大林區署長必要ト認ムルトキハ使用ノ區域ヲ制限スルコトヲ得

第三十五條 第十五條、第十九條、第二十條、第二十四條乃至第二十六條、第二十九條及第三十條ノ規定ハ林野ノ使用ニ之ヲ準用ス

第六章 交換

第三十六條 國有林野法第十四條ノ規定ニ依リ交換ヲ爲サントスルトキハ林野整理支局長ハ相手方ト立會ヲ以テ左ノ事項ヲ調査スヘシ

一 交換地ノ實測面積及價格

二 產物ノ種類、材積又ハ數量及價格

三 第三者ノ權利ノ有無

第三十七條 林野整理支局長交換ヲ行ハントスルトキハ意見書ヲ作り之ニ調査書、實測圖及位置圖ヲ添附シテ農商務大臣ノ許可ヲ受クヘシ

第三十八條 第二十四條ノ規定ハ交換ニ之ヲ準用ス

第七章 讓與

第三十九條 國有林野法第十五條ノ規定ニ依リ國有林野ノ讓與ヲ出願セントスル者ハ願書ニ其ノ事由ヲ詳記シ之ニ實測圖ヲ添附シテ大林區署長ニ差出スヘシ

第四十條 讓與セントスル林野ノ使用ノ方法、始期又ハ繼續期間ヲ指定スル必要アルトキハ之ヲ讓與ノ許可書ニ記載スヘシ

第八章 保管

第四十一條 社寺國有林野法第十七條ノ規定ニ依リ其ノ上地ノ森林ノ保管ヲ出願セントスルトキハ願書ニ實測圖及保護方法書ヲ添附シテ之ヲ大林區署長ニ差出スヘシ

第四十二條 社寺其ノ保管林ニ看守人ヲ置キタルトキ又ハ看守人ヲ變更シタルトキハ其ノ氏名、住所及年齢ヲ大林區署長ニ届出ツヘシ

第四十三條 左ノ場合ニ於テハ社寺ハ直ニ大林區署長ニ届出ツヘシ

一 保管林又ハ其ノ木竹ニ異狀ヲ生シタルトキ

二 採取スヘキ主產物ノ搬出ヲ終ハリタルトキ

三 保管ノ植樹、補植、手入其ノ他造林ニ必要ナル行爲ヲ爲シタルトキ

第四十四條 保管林ノ主產物ヲ採取スル場合ニ於テハ大林區署長ハ社寺ノ採取スヘキ產物、其ノ伐採ノ方法及搬出期間ヲ指定スヘシ

第四十五條 第十三條及第十四條ノ規定ハ林野ノ保管ニ之ヲ準用ス

第九章 委託

第四十六條 國有林野法第十八條ノ規定ニ依リ國有林野ノ委託ヲ受ケントスル者ハ願書ニ見取圖、保護方法書及規約書ヲ添附シテ之ヲ大林區署長ニ差出スヘシ

第四十七條 規約書ニハ左ノ事項ヲ記載スヘシ

- 一 林野保護ニ關スル負擔方法
- 二 產物ノ採取 分配ノ方法
- 三 違約者、犯則者又ハ犯罪者ニ對スル處分方
- 四 其ノ他必要ナル事項

第四十八條 大林區署長必要ト認ムルトキハ產物ノ採取人ニ入林鑑札ヲ交付スヘシ

第四十九條 受託者其ノ林野ノ管理者ヲ選定シタルトキハ其ノ氏名、住所ヲ大林區署長ニ届出ツヘシ

第五十條 受託者ニ讓與シタル產物ノ材積又ハ數量豫定額ニ違セサルトキト雖受託者ハ其ノ補足ヲ請求スルコトヲ得ス

第五十一條 第十三條乃至第四十二條乃至第四十四條ノ規定ハ林野ノ委託ニ之ヲ準用ス

第十章 部分林

第五十二條 國有林野法第十九條ノ規定ニ依リ部分林ノ設定ヲ出願セントスル者ハ願書ニ

實測圖、造林豫定圖及造林設計書ヲ添附シテ之ヲ大林區署長ニ差出スヘシ

第五十三條 造林者其ノ權利ヲ處分セントスルトキハ當事者願書ニ連署連印シ契約書ヲ添附シテ之ヲ大林區署長ニ差出スヘシ

第五十四條 造林者左ノ事業ヲ爲サントスルトキハ其ノ方法ヲ記載シタル願書ヲ大林區署長ニ差出スヘシ

一 手入間伐

二 防火線又ハ道路ノ廢置又ハ修繕

第五十五條 造林者規約書ヲ作りタルトキハ之ヲ大林區署長ニ差出スヘシ

大林區署長必要ト認ムルトキハ造林者ヲシテ規約書ヲ作ラシムルコトヲ得

第五十六條 材積ヲ以テ分收ヲ爲ストキハ大林區署長ハ造林者ノ立會ヲ以テ其ノ分收スヘキ樹木ヲ指定スヘシ

第五十七條 第十四條、第十九條、第二十四條、第二十五條、第四十二條、第四十三條及第四十九條ノ規定ハ部分林ニ之ヲ準用ス

第五十八條 大林區署ニ部分林臺帳ヲ備ヘ之ニ左ノ事項ヲ登錄ス

一 部分林ノ所在、字及面積

二 造林者ノ氏名、住所

- 三 部分林設定ノ年月日、其ノ存續期間及伐期
 - 四 收益分収ノ部合
 - 五 樹木ノ種類及數
 - 六 造林者ノ權利ノ處分及其ノ事由
 - 七 第一號乃至第六號ニ掲ケタル事項ノ變更又ハ消滅及其ノ事由
- 第五十九條 部分林設定契約ノ解除ヲ爲シタルトキ又ハ契約力消滅シタルトキハ大林區署長ハ登録ヲ抹消スヘシ
- 第六十條 左ノ場合ニ於テハ造林者ハ直ニ大林區署長ニ届出ツヘシ
- 一 造林者其ノ氏名、住所ヲ變更シタルトキ
 - 二 造林者其ノ權利ヲ處分シタル事由カ消滅シタルトキ
 - 三 部分林ノ樹木ノ數ニ變更ヲ生シタルトキ
- 第六十一條 何人ト雖部分林一箇所ニ付手数料金十錢ヲ納付シテ部分林臺帳ノ謄本又ハ抄本ノ交付ヲ請求スルコトヲ得

第十一章 雜則

第六十二條 本則ノ規定ニ依リ差出スヘキ書類ニシテ書式ノ定アルモノハ其ノ書式ニ依リテ之ヲ作り差出人署名捺印スヘシ

第六十三條 神社ノ出願ニ付テハ神職及氏子(氏子ヲキトキハ信徒)總代願書ニ連署連印スヘシ

寺院ノ出願ニ付テハ住職及檀徒(檀徒ヲキトキハ信徒)總代願書ニ連署連印シ之ニ管長ノ添書ヲ附スヘシ

佛堂ノ出願ニ付テハ受持僧侶及信徒總代願書ニ連署連印スヘシ

第六十四條 市町村ノ出願ニ付テハ願書ニ市町村會ノ決議書ノ謄本ヲ添附スヘシ

前項ノ規定ハ市町村以外ノ公共團體ノ出願ニ之ヲ準用ス

第六十五條 公用又ハ公益事業ノ爲出願スル場合ニ於テ監督官廳ノ許可ヲ受クヘキ事項ニ

關スルトキハ願書ニ其ノ許可書ノ謄本ヲ添附スヘシ

第六十六條 出願人數人アルトキハ總代ヲ選定スヘシ

願書ニハ總代署名捺印シ之ニ委任狀ヲ添附スヘシ

第六十七條 本則ノ規定ニ依リ出願セントスル者國有林野ヲ測量スル必要アルトキハ其ノ事由ヲ申立テ大林區署長又ハ林野整理支局長ノ許可ヲ受クヘシ

附 則

第六十八條 本則施行前ニ生シタル事項ニ關シテハ從前ノ例ニ依ル

本則施行前ヨリ存スル部分林ニ付テハ造林者及利害關係人ハ本則施行ノ日ヨリ一年以内

ニ第五十八條ニ掲ケタル事項ノ登録ヲ大林區署長ニ申請スヘシ
第一號書式

境内編入願

何國何郡(市)何村(町)大字何字何番森林(原野)

臺帳面積何程(ノ内)

一實測面積何程

右ハ當神社(寺院、佛堂)ノ土地ノ森林(原野)ニ候處左記ノ事由有之候ニ付當神社(寺院、佛堂)ノ境内ニ編入許可相成度實測圖相添此段相願候也

(出願ノ事由)

何國何郡(市)何村(町)大字何

何神社神職(何寺院住職、何佛堂受持僧侶)

氏 名印

氏子(信徒)總代

檀徒(信徒)總代

信徒總代

氏 名印

年 月 日

内務大臣
農商務大臣 氏名殿

第二號書式

賣拂豫約願

何國何郡(市)何村(町)大字何字何番森林(原野)

臺帳面積何程(ノ内)

一實測面積何程

素地相當代價何程

但一町步ニ付
但金 何程

成功期限何年

但自明治何年何月
但至明治何年何月

右ハ前記ノ代價ヲ以テ賣拂ノ豫約御許可相成度別紙事業方法書、收支豫算書及實測圖相添此段相願候也

年 月 日

住所
開墾者

氏 名印

林野整理局何支局長氏名殿

第三號書式

貸付願

附錄 國有林野法施行規則

何國何郡(市)何村(町)大字何字何何番森林(原野)

臺帳面積何程(ノ内)

一實測面積何程

用途 何々

期間 何年月日間(但自明治何年何月何年何月)

貸付料一年金何程(一時貸ナル)但一町步ニ付

右ハ前記ノ料金を以テ貸付御許可相成度別紙實測圖相添此段相願候也

住所

借受人

氏

名印

年月日

大林區署長氏名殿

第四號書式

使用願

何國何郡(市)何村(町)大字何字何何番森林(原野)

臺帳面積何程(ノ内)

一見取面積何程

放牧畜數

牛 何頭

馬 何頭

期間 何年月日間

但自明治何年何月何年何月

放牧料一年金何程(一時使用ナル)但一頭ニ付

右ハ前記ノ料金を以テ使用御許可相成度別紙見取圖相添此段相願候也

住所

住人

氏

名印

年月日

大林區 長氏名殿

第五號書式

讓與願

何國何郡(市)何村(町)大字何字何何番森林(原野)

臺帳面積何程(ノ内)

一實測面積何程

用途 何々

右ハ左記ノ事由有之候ニ付讓與御許可相成度別紙實測圖相添此段願候也

(出願ノ事由)

年 月 日

大林區署長氏名殿

護受人 官(職)

氏 名 印

八九

第六號書式

保管願

何國何郡(市)何村(町)大字何字何何番森林

臺張面積何程(ノ内)

一實測面積何程

木竹ノ種類及數

松 凡 何 本

杉 凡 何 本

、 、 、 、 、 、 、 、 、 、

竹 凡 何 本

雜木 凡 何 本

、 、 、 、 、 、 、 、 、 、

期間何年間

但自明治何年何月何日

右ハ當神社(寺院、佛堂)ノ土地ノ森林ニ有之候ニ付保管御許可相成度別紙實測圖及保護方

法書相添此段相願候也

何國何郡(市)何村(町)大字何

何神社神職(何寺院住職、何佛堂受持僧侶)

氏 名 印

氏子(信徒)總代

檀徒(信徒)總代

信徒(總代)

氏 名 印

、 、 、 、 、 、 、 、 、 、

大林區署長氏名殿

第七號書式

委託願

何國何郡(市)何村(町)大字何字何何番森林(原野)

臺帳面積何程(ノ内)

一見取面積何程

木竹ノ種類及數

附錄 國有林野法施行規則

松 凡 何 本
 杉 凡 何 本
 、 、 、 、 、 、
 竹 凡 何 本
 雜木 凡 何 本
 期間何年間 但自明治何年何月
 但至明治何年何月
 右ハ左記ノ事由有之候ニ付委託御許可相成度別紙見取圖、保護方法書及規約書相添此段
 相願候也
 (出願ノ事由)

年 月 日

何國何郡(市)何村(町)長

受託者 氏 名 印

受託者市町村内ノ一部ナルトキハ
住所
出願人總代 氏 名 印

、 、 、 、 、 、
、 、 、 、 、 、

第八號書式

大林區署長氏名殿

部分林設定願

何國何郡(市)何村(町)大字何字何番森林(原野)

臺帳面積何程(ノ内)

一實測面積何程

植付樹木ノ種類

收益分收ノ部合

存續期間

伐採回数

伐採回数

右ハ前記ノ條項ニ依リ部分林設定御許可相成度別紙實測圖、造林豫定圖及造林設計書相
添此段相願候也

年 月 日

住所

造林者

氏

名 印

大林區署長氏名殿

第九號書式

造林設計書

年度	樹種	面積	苗數		第一回補植	第二回補植	手入年數	防火線		道路		造林成 功年限
			數全	苗數				幅	長	幅	長	
合計												

備考 出願地ノ地勢、地質、毛上ノ狀況、地拵ノ方法其ノ他造林ニ必要ナル事項ヲ記
載スヘシ

○國有林野及產物賣拂規則(明治三十二年八月三日
農商務省令第二六號)

國有林野及產物賣拂規則左ノ通相定ム

國有林野及產物賣拂規則

第一章 通則

第一條 國有林野及產物賣拂ノ競爭契約(公賣)及隨意契約(特賣)ハ本則ニ依リ之ヲ行フ但シ國有林野ノ豫約賣拂ハ別ニ定ムル所ニ依ル

第二條 賣拂物件ノ面積、材積、數量若ハ品質ニ錯誤アリ又其ノ物件ニ隠レタル瑕疵アルモ買受人ハ異議ヲ述フルコトヲ得ス

第三條 立木竹ノ賣拂ハ特別ノ契約アルニアラサレハ其ノ根株ニ及ハサルモノトス

第四條 物件ノ公賣ニ加ハリ又ハ賣買契約ヲ結ハントスル者ハ現金又ハ利付公債證書ヲ以テ保證金ヲ納ムヘシ

入札保證金額ハ物件見積代金ノ百分ノ五以上、契約保證金額ハ代金ノ百分ノ十以上トシ其ノ都度之ヲ定ム

第五條 賣買契約ヲ結ハントスル者ハ契約保證金ト共ニ代金ノ全部又ハ一部ヲ納付スルコトヲ得

第六條 現金ヲ以テ納付シタル契約保證金ハ之ヲ代金ニ充當ス但シ產物ノ年期賣拂ノ場合ハ此ノ限ニアラス

第七條 公債證書ヲ以テ契約保證金ヲ納メタル場合ニ於テ買受人代金ヲ完納シタルトキハ保證金取扱官吏ハ公債證書ヲ其ノ買受人ニ還付スヘシ

買受人公債證書ノ還付ヲ受クルトキハ第二號書式ニ依リ預證書ニ領收ノ旨ヲ記入シ署名
附錄 國有林野及產物賣拂規則 九三

捺印シテ之ヲ保證金取扱官吏ニ差出スヘシ

第八條 買受人ハ物件引渡前ニ在リテハ當該官廳ノ許可ヲ得ルニアラサレハ其ノ物件ニ關シ一切ノ處分ヲ爲スコトヲ得ス

第九條 契約書其ノ他契約ニ關スル書類ニ記載シタル事項ヲ變更シタルトキハ其ノ旨ヲ付箋ニ記載シ雙方契印スヘシ

第十條 入札人、落札人又ハ買受人ノ代理人ハ其ノ代理權ヲ證スル書面ヲ當該官廳ニ差出スヘシ

第二章 競争契約

第十一條 公賣ヲ行ハントスルトキハ入札期日ヨリ少ナクモ十五日以前ニ揭示又ハ官報若ハ新聞紙ヲ以テ公告スヘシ

落札人契約ヲ結ハサル場合ニ於テ更ニ公賣ヲ行フトキハ前項ノ期間ハ之ヲ七日マテニ短縮スルコトヲ得

第十二條 公告ニハ左ノ事項ヲ示スヘシ

- 一 公賣物件ノ所在
- 二 公賣物件ノ賣拂番號、種類、面積、材積、數量
- 三 入札及開札ノ場所

四 入札及開札ノ年月日時

五 公賣物件ノ搬出期間

六 入札保證金額又ハ之ヲ定ムルノ準率

七 公賣物件ノ明細書、標本、契約書案等閱覽ノ場所

八 契約ノ取結ヲ擔任スル官吏ノ官、氏名

第十三條 公賣物件ノ豫定價格ハ之ヲ封書トシ入札函ニ入レ置クヘシ
契約擔任官吏ハ落札人契約ヲ結ヒタル場合ニ限り入札人ノ請求ニ因リ豫定價格ヲ示スコトヲ得

第十四條 入札人ハ賣拂番號毎ニ第一號書式ニ依リ入札書ヲ作り入札保證命ヲ保證金取扱官吏ニ示シ封緘ノ上之ヲ差出シタル後其ノ入札書ヲ入札函ニ投入スヘシ

第十五條 保證金取扱官吏入札保證金ヲ受領シタルトキハ第二號書式ニ依リ預證書ヲ交付スヘシ

第十六條 入札函ハ入札締切時刻ニ之ヲ閉鎖スヘシ

入札函閉鎖ノ後ハ入札人其ノ入札ヲ取消スコトヲ得ス

第十七條 開札ハ契約擔任官吏入札人ノ面前ニ於テ之ヲ行フヘシ

開札ヲ行フニハ入札書ト入札人トヲ照合シテ入札書ヲ開封シ賣拂番號、入札金額及氏名

ヲ讀上ケ之ヲ筆記スヘシ

第十八條 入札人開札ニ立會ハサルトキハ其ノ入札ハ無効トス

第十九條 落札人定マリタルトキハ契約擔任官吏直チニ開札所ニ於テ其ノ氏名ヲ讀上クヘシ

落札人ハ豫定價格以上ノ最高額入札人トス其ノ最高額ハ每賣拂番號ノ合計額ニ依ル

第二十條 左ノ場合ニ於テハ入札ハ無効トス

- 一 賣拂番號、入札金額又ハ氏名ヲ認知シ難キトキ
- 二 捺印セサルトキ
- 三 入札保證金足ラサルトキ

第二十一條 入札金額豫定價格ニ達セサルトキハ契約擔任官吏開札所ニ於テ其ノ旨ヲ報告シ直チニ入札人ヲシテ再入札ヲ爲サシムルコトヲ得

第二十二條 豫定價格以上ノ最高額入札人二人以上アルトキハ契約擔任官吏ハ其ノ入札人ヲシテ直チニ増額ノ再入札ヲ爲サシムヘシ此ノ場合ニ於テハ入札保證金ノ増額ヲ爲スコトヲ要セス

前項入札人ノ全員カ再入札ヲ爲サ、ルトキ又ハ再入札ヲ爲シタル者ノ入札金額同額ナルトキハ抽籤ヲ以テ落札人ヲ定ムヘシ

第二十七條 前條ノ規定ニ依リ入札保證金ヲ還付セサル場合ニ於テ公債證書ヲ以テ入札保證金ヲ納メタル者入札ノ日ノ翌日ヨリ起算シテ七日以内ニ保證金ト同額ノ現金ヲ當該官廳ニ差出シ公債證書ノ返還ヲ請求セサルトキハ當該官廳ハ其ノ公債證書ヲ賣却シ其ノ代金ヲ以テ保證金ニ充當シ剩餘アルトキハ之ヲ入札人ニ還付シ不足アルトキハ之ヲ追徴スヘシ

第二十八條 契約擔任官吏ハ入札人ノ連合、不穩ノ舉動其ノ他ノ事由ニ依リ正當ニ公賣ヲ行フコト能ハスト認ムルトキハ開札前其ノ公賣ヲ取消スヘシ

第三章 隨意契約

第二十九條 特賣ヲ受ケントスル者ハ第四號乃至第七號書式ニ依リ願書ヲ作り之ヲ當該官廳ニ差出スヘシ

林野ノ特賣ヲ受ケントスルトキハ其ノ實測圖、建築又ハ土木工事ノ爲ニ用材ノ特賣ヲ受ケントスルトキハ其ノ工事ノ設計書ヲ前項ノ願書ニ添附スヘシ但シ急迫ノ事情アルトキハ設計書ヲ省略スルコトヲ得

第三十條 神社ノ出願ニ付テハ神職及氏子(氏子ナキトキハ信徒)總代願書ニ連署連印スヘシ

寺院ノ出願ニ付テハ住職及檀徒(檀徒ナキトキハ信徒)總代願書ニ連署連印シ之ニ管長ノ

添書ヲ附スヘシ

第三十一條 市町村ノ出願ニ付テハ願書ニ市町村會ノ決議會ノ謄本ヲ添附スヘシ
前項ノ規定ハ市町村以外ノ公共團體ノ出願ニ之ヲ準用ス

第三十二條 公用若ハ公益事業ノ爲又ハ公立小學校ノ基本財産ニ充ツル爲出願スル場合ニ於テ監督官廳ノ許可ヲ受クヘキ事項ニ關スルトキハ願書ニ其ノ許可書ノ謄本ヲ添附スヘシ

第三十三條 特賣ノ許可アリタルトキハ保證金取扱官吏ハ契約保證金ヲ徵收スヘシ但シ特賣物件ノ代金百圓ニ滿タサルトキハ之ヲ徵收セサルコトヲ得

第三十四條 契約擔任官吏ハ買受人ト共ニ第三號書式ニ依リ賣買契約書ヲ作り雙方署名捺印シテ各一通ヲ領收シ置クヘシ

特賣物件ノ代金五百圓ニ滿タサル場合ニ於テハ第八號書式ニ依ル請書ヲ以テ契約書ニ代用スルコトヲ得

第三十五條 契約ヲ結ヒタル後ト雖已ムコトヲ得サル事由アルトキハ當該官廳ハ買受人ノ請求ニ因リ其ノ契約ノ解除ヲ爲スコトヲ得

前項ノ規定ニ依リテ契約ノ解除ヲ爲シタルトキハ契約保證金ハ之ヲ還付セズ買受人既ニ代金ノ全部又ハ一部ヲ納メタルトキハ其中ヨリ契約保證金ニ相當スル金額ヲ控除シ其

ノ殘額ヲ還付スヘシ

第二十七條ノ規定ハ契約保證金ヲ還付セサル場合ニ之ヲ準用ス但シ七日ノ期間ハ其ノ契約ノ解除ヲ爲シタル日ノ翌日ヨリ起算ス

第三十六條 特定ノ目的ヲ以テ特賣ヲ受ケタル者ハ當該官廳ノ許可ヲ得ルニアラサレハ其ノ目的以外ニ物件ヲ使用若ハ消費シ又ハ之ヲ轉賣、讓與若ハ交換スルコトヲ得ス

買受人カ前項ノ規定ニ違反シタルトキハ違約金トシテ賣拂代金ノ半額ニ相當スル金額ヲ徵收スヘシ

第四章 物件ノ引渡及搬出

第三十七條 物件ハ代金完納ノ後ニアラサレハ其ノ引渡ヲ爲サルモノトス

買受人物件ノ引渡ヲ受ケタルトキハ第九號書式ニ依リ領收證ヲ作り之ヲ當該官廳ニ差出スヘシ

第三十八條 物件ノ引渡ハ買受人ノ立會ヲ以テ之ヲ爲スヘシ

買受人物件ノ引渡ニ立會ハサルトキト雖當該官吏引渡ノ手續ヲ爲シタルトキハ物件ノ引渡アリタルモノト看做ス

第三十九條 產物ノ年賣賣拂ノ場合ニ於テ主產物ノ引渡又ハ副產物ノ採取ハ各年度ノ代金完納ノ後ニアラサレハ之ヲ爲スコトヲ得ス

買受人採取ノ許可ヲ得タルトキハ第十號書式ニ依リ請書ヲ作り之ヲ當該官廳ニ差出スヘシ

第四十條 物件ノ搬出期間ハ特別ノ事情アル場合ヲ除ク外其ノ物件引渡又ハ採取許可ノ日ヨリ一年ヲ超ユルコトヲ得ス

買受人物件ノ搬出ヲ終ハリタルトキハ遲滞ナク其ノ旨ヲ當該官廳ニ届出ツヘシ

第四十一條 買受人契約ヲ以テ定メタル期間内ニ代金ヲ完納セサルトキハ契約ハ其ノ效力ヲ失フ但シ不可抗力ニ因ル場合ハ此ノ限ニアラス

前項ノ規定ニ依リテ契約其ノ效力ヲ失ヒタルトキハ契約保證金ハ之ヲ還付セス

第二十七條ノ規定ハ前項ノ場合ニ之ヲ準用ス但シ七日ノ期間ハ代金完納期日ノ翌日ヨリ之ヲ起算ス

第四十二條 買受人契約ヲ以テ定メタル搬出期間内ニ物件ノ搬出ヲ終ハラサルトキハ其ノ期間ノ半ニ超ユサル期間ヲ定メ搬出ノ延期ヲ請求スルコトヲ得此場合ニ於テハ買受人ハ違約金トシテ左ノ金額ヲ納ムヘシ

一 賣拂代金百圓以上ナルトキハ一日ニ付其ノ千分ノ一

二 賣拂代金百圓未満ナルトキハ一日ニ付金十錢

買受人契約ヲ以テ定メタル搬出期間ヲ過キテ延期ノ請求ヲ爲シタルトキハ其ノ間ノ日數

ニ應シ違約金トシテ前項ニ定メタル金額ノ二倍ヲ納ムヘシ
前項ノ規定ハ買受人延期ノ請求ヲ爲サル場合ニ之ヲ準用ス

第四十三條 買受人前條ノ延期期間内ニ尙ホ物件ノ搬出ヲ終ラザルトキハ更ニ其ノ期間ノ半ニ超ユサル期間ヲ定メ再延期ヲ請求スルコトヲ得此ノ場合ニ於テハ買受人ハ違約金トシテ前條第一項ニ定メタル金額ノ二倍ヲ納ムヘシ

前條第二項及第三項ノ規定ハ再延期ノ場合ニ之ヲ準用ス

第四十四條 不可抗力ニ因リテ物件ヲ搬出スルコト能ハサル日及第四十八條ノ規定ニ依ル搬出中止中ノ日ハ搬出期間ニ之ヲ算入セス

第四十五條 左ノ場合ニ於テハ買受人ハ搬出セサル物件ヲ拋棄シタルモノト看做ス

一 買受人搬出期間經過ノ後三十日以内ニ延期又ハ再延期ノ請求ヲ爲サルトキ

二 再延期期間内ニ物件ノ搬出ヲ終ハラサルトキ

第四十六條 買受人物件ノ搬出ヲ終ハラサル前ニ於テ之ヲ轉賣、讓與若ハ交換セントスルトキハ第十一號書式ニ依リ願書ヲ作り當該官廳ノ許可ヲ受クヘシ

第四十七條 前條ノ規定ニ依リテ物件ノ一部ヲ轉賣、讓與若ハ交換シタル場合ニ於テ第四十二條及第四十三條ノ規定ニ依リ違約金トシテ徴收スヘキ金額ハ搬出ヲ終ハラサル者各自ヨリ之ヲ徴收スヘシ

前項ノ金額ハ當初賣拂代ノ總金額ニ依リテ之ヲ算出スルモノトス
 第四十八條 物件ノ搬出ニ當タリ買受人ニ不正ノ行爲アリト認ムルトキハ當該官廳ハ其ノ物件ヲ差押ヘ又ハ搬出ノ中止ヲ命スルコトヲ得此ノ場合ニ於テハ買受人ハ損害賠償ノ請求ヲ爲スコトヲ得ス

第四十九條 買受人ノ家族、傭人又ハ代理人物件ノ伐採、採取、蒐集、加工又ハ運搬ニ當タリ國有林野又ハ產物ニ損害ヲ與ヘタルトキハ買受人之ヲ賠償スヘシ

附 則

第五十條 本則施行前ニ結ビタル契約ニハ本則施行ノ後ト雖從前ノ規定ヲ適用ス

第五十一條 明治二十三年農商務省告示第四號林產物公賣規程及明治二十四年農商務省告示第八號官有森林原野及產物特賣規程ハ本則施行ノ日ヨリ之ヲ廢止ス

第一號書式

入札書

第何號

一林野

此代金何程

一產物

此代金何程

合計金何程

右代金ヲ以テ買受中度國有林野及產物賣拂規則及明治何年何月何日ノ公告（又ハ特別契約ノ條項）ヲ承諾シ保證金相添入札書差出候也

年 月 日

氏

名 印

何大(小)林區署(大林區署ノ管轄ニ屬セサルモノハ當該官廳名ヲ記載スヘシ以下之ニ同シ)

官氏名宛(公告ニ示シタル契約擔任官吏ノ官氏名ヲ記載スヘシ)

備考

國有林野及產物賣拂規則第二十二條又ハ第二十三條ニ依リ增加ノ再入札ヲ爲ス場合ニ於テハ最前ノ入札金額ニ對シ増加スヘキ金額ヲ記載スルモノトス

第二號書式甲

縱凡五寸橫凡八寸

第何號

一金何程

右何々入札保證金受入ヲ要ス

住所

納人氏 名

符 預 證 書

年月日	何大林區署何小林區署 契約擔任官吏 官 氏 名 印
第何號 保證金取扱官吏印
一何程	納人氏 名
但何々入札保證金封緘ノ儘	
右預リ候也	何大林區署 保證金取扱官吏 官 氏 名 印
年月日	前書之金員御還付相成正ニ受取候也 氏 名 印

第二號書式乙

縦凡五寸横凡九寸

原

第何號	住所 納人氏 名
一何公債證書額面何程	
何號	何番 何圓券 一枚(無記名)
何號	何番 何圓券 一枚(記名)

符

右何々入札(契約)保證金何程ノ代用トシテ受入ヲ要ス	何大林區署何小林區署 契約擔任官吏 官 氏 名 印
年月日 保證金取扱官吏印
第何號	納人氏 名
一何公債證書額面何程	
何號	何番 何圓券 一枚(無記名)
何號	何番 何圓券 一枚(記名)
但何々入札(契約)保證金何程ノ代用	
右預リ候也	何大林區署 保證金取扱官吏 官 氏 名 印
年月日	前書之公債證書御還付相成正ニ受取候也 氏 名 印

第三號書式

印紙

賣買契約書

何國何郡何町何大字何字何國有林(原野)(面積何程ノ内)

一何々(物件ノ名稱ヲ)何程(面積又
記載スヘシ)何程(數量)

此代金何程

一何々 何程

此代金何程

合計金何程

落札代價(隨意契約ノ場合
ハ此四字ヲ除ク)

今般全書ノ通賣買契約締結候ニ付テハ國有林野及產物賣拂規則及左記ノ條件ヲ承諾シ雙方署名捺印ノ上各一通ヲ領收シ置クモノ也

何大林區署長

(又ハ何小林區署長契約擔任官吏)

賣渡人 官氏名 團

住所

買受人 氏名 印

年月日

一代金何程(内何程ハ即納殘金何程)ハ納入告知書ニ依リ何年何月何日限リ何地本(支)金庫へ納付

一物件引渡何年何月何日限

一物件引渡ヲ請求スヘキ官廳名

一物件引渡場所

一物件搬出期限何年何月何日限

一何々(契約ヲ要スル條件ヲ列記スヘシ)

(入札書ハ當該官廳へ留置クヘキ契約書ニ合綴シテ結約雙方契印シ置クヘキモノトス)

第四號書式 (用材拂下出願ノ例)

立木(造材)拂下願

何國何郡何町何大字何字何國有林(原野)(面積何程ノ内)

一何々(樹種及造材ナレバ其名稱ヲ)何本
(記載スヘシ以下之ニ同シ)

此尺ノ何程 但一尺ニ付
金何程

此代金何程

一何々 何本

此尺ノ何程 但同上

此代金何程

合木數何程

此尺^ハ何程

此代金何程

右ハ何々ノ爲入用ニ候處何々(特賣ヲ受ケル理由)ニ付御拂下被成下度國有林野及產物賣拂規則ヲ遵守シ此段相願候也

住 所

氏 名 印

何大(小)林區署長官氏名宛

第五號書式 (薪炭材拂下出願ノ例)

立木(造材)拂下願

何國何市何町大字何字何國有林(原野)(面積何程ノ内)

一何々何本

此柵數何程 但一柵ニ付金何程

此代金何程

同國同市同町大字何字何國有林(原野)(面積何程ノ内)

一何々何本

此柵數何程 但一柵ニ付金何程

此代金何程
合木數何程

此柵數何程

此代金何程

右ハ云々(第四號書式ニ準シ調整スヘシ)

第六號書式 (副產物拂下出願ノ例)

何々拂下願

何國何市何町大字何字何國有林(原野)(面積何程ノ内)

(一時拂下ノ例)

一何々(物件ノ名稱ヲ記載スヘシ)何程(數量)

此代金何程 但一束一貫、個、切、石ニ付金何程

(年期拂下ノ例)

一何々 何程明治何年何月ヨリ何年何月マテ何箇年期

此代金何程 但一束ニ付金何程

右一箇年分何程

此代金何程

右ハ云々(第四號書式ニ準)

第七號書式 (林野拂下出願ノ例)

何々(地目)拂下願

何國何市何町何大字何字何

一國有林(原野)面積何程

此實測面積何程 但一町步ニ付
金何程

此代金何程

一何々何本

此尺ノ何程 但一尺ノニ付
金何程

此代金何程

何國何市何町何大字何字何

一國有林(原野)(面積何程ノ内)

實測面積何程 但一町步ニ付
金何程

此代金何程

一何々(產物アルトキハ前例
ニ依リ記載スヘシ)

合計金何程

右ハ云々(第四號書式ニ準)

第八號書式

印紙

請書

何國何市何町何大字何字何國有林(原野)(面積何程ノ内)

一何々(物件ノ名稱ヲ
記載スヘシ)何程(面積又
ハ數量)

此代金何程

(二種以上ノトキハ列記シテ代金ノ合計ヲ付スヘシ)

今般前書之通御拂下相受候ニ付テハ國有林野及產物賣拂規則及左記ノ條件ヲ承諾シ請書
差出候也

住所

年月日

買受人

氏名

何大林區署長官氏名宛(又ハ契約
擔任官吏)

一代金何程(ノ内何程ハ即納殘金何程)ハ納入告知書ニ依リ何年何月何日限り何地本

(支)金庫へ納付

一物件引渡何年何月何日限

附錄 國有林野及產物賣拂規則

- 一 物件引渡ヲ請求スヘキ官廳名
- 一 物件引渡場所
- 一 物件搬出期限何年何月何日限
- 一 何々(契約ヲ要スル條件ヲ列記スヘシ)

第九號書式

證

何國何市何町何大字何字何國有林(原野)(面積何程ノ内)

一 何々(物件ノ名稱ヲ)何程(面積又)

(二種以上ノトキハ列記スヘシ)

右御引渡相成領收候也

住所

年月日

買受人

氏

名印

何大(小)林區署長官氏名宛

第十號書式

請書

一 何國何市何町何大字何字何國有林(原野)面積何程ノ内何程ノ箇所何々(種類)採取ノ爲何

年何月ヨリ何年何月マテ出入御許可相成候段承知仕候仍テ請書差出候也

住所

年月日

買受人

氏

名印

何大(小)林區署長官氏名宛

第十一條書式

何々轉賣(讓與、交換)願

何國何市何町何大字何字何國有林(原野)ノ内

一 何々(物件ノ名稱ヲ)何程(面積又)

一 何々 何程

右御拂下代金何程

内(分割シテ轉賣、讓與、交換シタルトキノ例)

何々 何程

右ハ明治何年何月何日公賣(特賣)ヲ以テ甲某へ御拂下相成(何年何月何日代金拂込、何年何月何日物件ノ御引渡ヲ受ケ)候處今般何々ノ事由ニ依リ(内書ノ通)乙某へ轉賣(讓與、交換)致度御許可ノ上ハ乙某ニ於テ甲某ノ締結セシ契約ヲ繼續履行可致候條此段連署ヲ

附錄 不要存置國有林野賣拂規則

一一四

以テ和願候也

年月日

住所

賣(讓)渡人甲氏

名印

住所

買(讓)受人乙氏

名印

何大(小)林區署長官氏名宛

○不要存置國有林野賣拂規則(明治卅二年八月三日農商務省令第二七號)

不要存置國有林野賣拂規則左ノ通相定ム

不要存置國有林野賣拂規則

第一條 不要存置國有林野ノ賣拂ニハ本則ニ別段ノ定アル場合ヲ除ク外明治三十年八月農商務省令第二十六號國有林野及產物賣拂規則ヲ適用ス

第二條 不要存置林野ヲ賣拂ハントスルトキハ左ノ事項ヲ其ノ林野ノ屬スル大小林區署、

林野整理支局並其ノ出張所、郡市役所及町村役場ニ掲ホスヘシ

一 林野ノ所在、字及面積

二 產物ノ種類及材積又ハ數量

明治卅三年
六月農商務
省令第一〇
號追加

三 特賣願書差出ノ期間及場所

四 林野ニ附帶義務アルトキハ其ノ義務ノ要領

五 保安林ナルトキハ其ノ種類

六 其ノ他必要ト認ムル事項

第三條 特賣願書ノ差出期間ハ三十日以上六十日以内ニ於テ之ヲ定ムヘシ

賣拂ハントスル林野ニ付キ下戻ノ申請又ハ社寺境内編入ノ出願ヲナシタル者ハ前項ノ規定ニ依リ揭示シタル差出期間後ト雖トモ其不許可ノ處分ノ日ヨリ起算シ三十日以内ニ於テ特賣ヲ出願スルコトヲ得

第四條 林野ヲ買受タル者ハ其ノ林野ノ附帶義務ヲ承繼スルモノトス

第五條 國有林野法第八條ニ掲ケタル事由ニ因リ特賣ヲ出願セントスル者ハ必ラス書留郵便ヲ以テ願書ヲ差出スヘシ

揭示シタル期間内ニ揭示シタル場所ニ到着セサル願書ハ之ヲ受理セス

第六條 願書ニハ特賣ヲ受クル事由ヲ記載シタル書面ヲ添附スヘシ但シ實測圖ハ之ヲ添付スルヲ要セス

前項ノ事由ニ關スル證據書類アルトキハ其ノ書類ヲモ添附スヘシ

第七條 國有林野法第八條第二號及第三號ニ掲ケタル事由ニ因リ特賣ヲ出願セントスル者

附錄 不要存置國有林野賣拂規則

一一五

ハ其ノ願書ニ林野ノ保護及施業ノ方法書ヲ添附スヘシ

第八條 林野整理支局長必要ト認ムルトキハ出願者ニ質問シ又ハ其ノ出頭ヲ命スヘシ

願書ニ不備又ハ誤謬ノ虞アルトキハ之ヲ訂正セシムヘシ

第九條 林野整理支局長特賣ノ事由ナシト認ムルトキ又ハ出願者正當ノ理由ナクシテ前條

ノ命令ニ應セザルトキハ其願書ヲ却下スヘシ

第十條 左ニ掲ケタル者ニハ他ノ出願者ニ先チテ調査價格以上ニテ特賣ヲ爲スコトヲ得

一 公用又ハ公益事業ノ爲出願スル者

二 社寺上地ノ森林ニ在リテハ其ノ社寺

三 部分林ニ在リテハ其ノ分收ノ權利ヲ有スル者

四 官地民木ノ森林ニ在リテハ其ノ樹木ノ所有者

五 道路、溜池、堤塘、溝渠等ノ敷地トシテ貸付シアル林野ニ在リテハ其ノ借地人

六 國有林野法施行以前ニ開墾牧畜又ハ植樹ノ爲貸付シタル林野ニ在リテハ其ノ事業ヲ

成功シタル者

前項ニ掲ケタル者同一ノ林野ニ對シ特賣ヲ出願シタルトキハ農商務大臣各出願者ニ對スル特賣ノ順位及區域ヲ定ム

第十一條 賣拂ハントスル林野ニ付キ前條第一項ニ掲ケタル者出願セス又ハ其ノ者ニ特賣

明治三十三年六月農商

務省令第十號ヲ以テ改正
明治三十三年六月農商
省令第十三號ヲ以テ改正

ヲ許可セザル場合ニ於テ其ノ林野ニ對シ調査價格以上ノ出願競合スルトキハ左ノ順位ニ依リテ特賣ヲナスヘシ

一 國有林野法施行規則第七條第三號乃至第七號ノ出願及林野ノ屬スル市町村又ハ公立

小學校ノ基本財産ニ充ツル爲ニスル出願競合スルトキハ出願價格ノ最高者

二 前號ニ掲ケタル出願ナキカ又ハ其ノ出願者ニ特賣ヲ許可セザル場合ニ於テ林野ノ屬

セザル市町村又ハ公立小學校ノ基本財産ニ充ツル爲ニスル出願及國有林野法第八條

第五號ノ出願競合スルトキハ出願價格ノ最高者

第十一條ノ二 特賣ノ許可ヲ受ケタル者カ林野整理支局長ノ指定シタル期間内ニ契約保證

金ヲ納メザルトキハ特賣ノ許可ハ其ノ效力ヲ失フ此ノ場合ニ於テハ違約金トシテ出願代

金百分ノ十二當タル金額ヲ徴收スベシ

第十一條ノ二 特賣ノ許可ヲ受ケタル者カ契約保證金ヲ納メタルモ林野整理支局長ノ指定

シタル期間内ニ契約ヲ結ハサルトキハ特賣ノ許可ハ其効力ヲ失フ此ノ場合ニ於テハ契約

保證金ハ之ヲ還付セズ

公債證書ヲ以テ契約保證金ヲ納メタル者カ更ニ林野整理支局長ノ指定シタル期間内ニ保

證金ト同額ノ現金ヲ差出シ公債證書ノ返還ヲ請求セザルトキハ其ノ公債證書ヲ賣却シ其

ノ代金ヲ以テ保證金ニ充當シ剩餘アルトキハ之ヲ還付シ不足アルトキハ之ヲ追徴スヘシ

第十二條 左ノ場合ニ於テハ公賣ヲ行フヘシ

- 一 願書ノ差出期間内ニ特賣ヲ出願スル者ナキトキ
- 二 特賣ノ出願ヲ許可セザルトキ
- 三 契約ノ解除ヲ爲シタルトキ

四 契約其ノ效力ヲ失ヒタルトキ

第十三條 公賣ノ公告ニハ國有林野及產物賣拂規則第十二條ニ掲ケタル事項ノ外第二條第四號乃至第六號ニ掲ケタル事項ヲ記載スヘシ

第十四條 賣拂物件ノ引渡ハ小林區署長又ハ小林區署長ノ命シタル小林區署員之ヲ爲スヘシ

○國有林野及產物賣拂規則ニ關スル保證金取扱方

(明治卅二年八月三日
農商務省訓令三八號)

第一條 左ノ現金ハ保證金取扱官吏ヲシテ之ヲ取扱ハシム

- 一 入札保證金
 - 二 年期賣拂ニ係ル契約保證金
 - 三 保證金トシテ受領シタル公債證書賣却代金
- 第二條 左ノ現金ハ收入官吏ヲシテ之ヲ取扱ハシムヘシ
- 一 賣拂代金ニ充當シタル契約保證金

二 前納シタル賣拂代金

第三條 左ノ公債證書ハ保證金取扱官吏ヲシテ之ヲ取扱ハシムヘシ

一 入札保證金トシテ受領シタルモノ

二 契約保證金トシテ受領シタルモノ

第四條 第一條ノ場合ニ於テハ保證金取扱官吏ヲ歳入歳出外現金出納官吏トシ公賣施行ノ時時之ヲ命スヘシ

第三條ノ場合ニ於テハ保證金取扱官吏ヲ保管物取扱主任トシ豫メ之ヲ命スヘシ

第五條 第一條第二號及第三條第二號ノ保證金ハ明治二十六年九月大藏省令第二十號保管物取扱規程ニ依リ取扱フヘシ

第六條 記名ノ公債證書ニハ賣却及記名書換手續履行ノ委任狀ヲ添附セシメ若シ他人ノ公債證書ナルトキハ尙ホ左記書式ノ承諾書ヲ添附セシムヘシ

第七條 公債證書ノ價格ハ時價ニ對シ一割ヲ減シテ算定スヘシ

第八條 公債證書ヲ賣却スルトキハ明治二十三年十月農商務省訓令第五十八號ニ準據スヘシ

(書式)

印紙

承諾書

一何公債證書何號何番何圓券一枚
一何公債證書何號何番何圓券一枚

(此ノ如ク一枚毎ニ列記セシムヘシ尤證書種類記號額面同一ニシテ番號ノ順ヲ逐フ
ヘキモノハ數枚ヲ併セテ何番ヨリ何番マテ何枚ト記載スルモ妨ケナシ

右拙者記名ノ公債證書ヲ何縣何市何郡何村何番地氏名ヨリ明治三十二年農商務省令第二十六號國有林野及產物賣拂規則ニ依リ物件買受ノ入札(契約)保證金ノ代用トシテ差出候ニ付テハ同人違約等ノ場合ニハ該規則ニ依リ貴署ニ於テ賣却セラレ候トモ決シテ異議無之候依テ別紙賣却委任狀相添承諾書差出候也

住所

年月日

氏

名

印

當該官廳長官氏名宛(又ハ契約
擔任官吏)

○社寺保管林規則(明治卅二年八月二日
勅令第三百六十一號(官報八月三日))

朕樞密顧問ノ諮詢ヲ經テ社寺保管林規則ヲ裁可シ茲ニ之ヲ公布セシム
勅令第三百六十一號

社寺保管林規則

第一條 社寺上地ノ森林保管ヲ其ノ社寺ノ願出ニ依リ許可スルハ本令ノ定ムル所ニ依ル

第二條 保管林ノ區域ハ農商務大臣之ヲ定ム

第三條 保管林ノ保管期間ハ十五年ヲ超ユルコトヲ得ス

前項ノ期間ハ之ヲ更新スルコトヲ得

第四條 社寺ニシテ保管林地ヲ使用セントスルトキハ大林區署長ノ許可ヲ受クヘシ但シ祭典又ハ法用ノ爲一時之ヲ使用スルトキハ此ノ限ニ在ラス

社寺ハ保管林地ノ使用ニ付林地ノ資質ヲ害シ又ハ風致ヲ損スルコトヲ得ス

第五條 社寺ハ保管林ニ關シ左ノ義務ヲ負フ

一 火災ノ豫防及消防

二 盜伐、誤伐、冒認、侵墾其ノ他ノ加害行爲ノ豫防及防止

三 有害動物ノ豫防及驅除

四 境界標其ノ他ノ標識ノ保存

五 稚樹ノ保育

六 大林區署長ノ命ニ依リ看守人ヲ配置スルコト

七 大林區署長ノ指定シタル方法ニ從ヒ保管林ノ植樹、補植、手入其ノ他造林ニ必要ナル

行爲ヲ爲スコト

第六條 社寺ハ伐採量ノ二分ノ一ニ相當スル主產物ヲ採取スルコトヲ得

根株ハ大林區署長ノ許可ヲ得ルニ非サレハ之ヲ採取スルコトヲ得ス

第七條 社寺ハ林地ノ資質ヲ爲ササル副産物ヲ採取スルコトヲ得

第八條 社寺ハ大林區署長ノ指定シタル期間内ニ其ノ採取産物ノ搬出ヲ終ルヘシ

前項ノ期間内ニ搬出ヲ終ラサルトキハ其ノ産物ヲ採取スル權利ヲ失フ

第九條 左ノ場合ニ於テハ農商務大臣ハ保管ヲ解除スルコトヲ得

一 社寺ノ管理者第四條ノ規定ニ違背シタルトキ

二 社寺ノ管理者第五條ノ義務ヲ怠リタルトキ

三 社寺ノ管理者其ノ保管林ニ關シ罪ヲ犯シタルトキ

四 保管林ヲ公用又ハ公益事業ニ供スル必要生シタルトキ

前項ノ規定ニ依リテ保管ヲ解除シタル場合ニ於テハ損害ヲ賠償セス

第十條 社寺ノ管理者許可ヲ得スシテ保管林地ヲ使用シタルトキハ五十圓以下ノ罰金ニ處

ス社寺ノ管理者保管林ヲ他人ニ貸付シ又ハ使用セシメタルトキ亦同シ

附則

第十一條 本令施行前ニ社寺ニ委託シタル土地官林ハ從前ノ例ニ依ル

第十二條 本令施行前ニ社寺ニ委託シタル土地官林ハ其ノ社寺ノ出願ニ依リ本令ニ定ムル

保管林ト爲スコトヲ得

○國有林野部分林規則(明治卅二年八月二日
勅令第三六二號(官報八月三日))

朕樞密顧問ノ諮詢ヲ經テ國有林野部分林規則ヲ裁可シ茲ニ之ヲ公布セシム

國有林野部分林規則

第一條 國有林野ニ部分林ヲ設定スルハ本令ノ定ムル所ニ依ル

第二條 部分林ノ收益分収ノ部合ハ地代及造林費ヲ參酌シテ農商務大臣之ヲ定ム

造林者ノ分収部合ハ十分ノ八ヲ超ユルコトヲ得ス

第三條 造林者ハ大林區署長ノ許可ヲ得ルニ非サレハ其ノ權利ヲ處分スルコトヲ得ス

第四條 造林者ハ部分林ノ植樹、補植、手入其ノ他造林ニ必要ナル行爲ヲ爲スヘシ

第五條 造林者ハ大林區署長ノ指定シタル期間内ニ植樹ヲ終ルヘシ

大林區署長ハ已ムヲ得サル事由アリト認ムル場合ニ限り造林者ノ請求ニ依リ二年以内ニ

於テ植樹期間ノ延長ヲ許可スルコトヲ得

第六條 造林者植樹準備又ハ手入ノ爲部分林ニ耕作ヲ爲サントスルトキハ大林區署長ノ許

可ヲ受クヘシ

第七條 造林者ハ左ノ事項ニ關シ部分林ヲ保護スル義務ヲ負フ

一 火災ノ豫防及消防

- 二 盜伐、誤伐、冒認、侵墾其ノ他ノ加害行為ノ豫防及防止
 - 三 有害動物ノ豫防及驅除
 - 四 境界標其ノ他ノ標識ノ保存
 - 五 稚樹ノ保育
 - 六 大林區署長ノ命ニ依リ看守人ヲ配置スルコト
- 第八條 造林者ハ左ノ產物ヲ採取スルコトヲ得

- 一 下草、落葉及落枝
 - 二 樹實及菌蕈ノ類
 - 三 部分林設定後天然ニ生育シタル雜木
 - 四 植樹後二十年内ニ於テ手入ノ爲伐採スル樹木
- 第九條 部分林設定後天然ニ生育シタル樹木ニシテ雜木ニ非サルモノハ之ヲ部分林ノ樹木ト看做ス
- 第十條 根株ハ特別ノ契約アル場合ヲ除ク外國ノ所有トス
- 第十一條 部分林ノ收益ハ其ノ樹木ノ賣拂代金ヲ以テ分收ス但シ國ノ分收スヘキ樹木ヲ保存スル必要アルトキハ材積ヲ以テ分收ヲ爲スコトヲ得
- 第十二條 代金ヲ以テ分收スルトキハ樹木ノ賣拂ハ當該官廳之ヲ行フ

材積ヲ以テ分收スルトキハ造林者ハ大林區署長ノ指定シタル期間内ニ其ノ分收樹木ノ搬出ヲ終ルヘシ

前項ノ搬出期間ハ三年ヲ超ユルコトヲ得ス

大林區署長ハ已ムヲ得サル事由アリト認ムル場合ニ於テハ二年以内ヲ限り搬出期間ノ延長ヲ許可スルコトヲ得此ノ場合ニ於テハ延長期間ニ對スル地代ヲ前納セシムヘシ

第十三條 造林者搬出期間内ニ分收樹木ノ搬出ヲ終ラサルトキハ其ノ搬出セサル樹木ハ國ノ所有ニ歸ス

第十四條 大林區署長ハ森林經濟上利益ナリト認ムル場合ニ限り造林者ノ請求ニ因リ十年以内ニ於テ部分林ノ存續期間又ハ伐期ヲ變更スルコトヲ得

第十五條 部分林ニ損害ヲ加ヘタル第三者ヨリ賠償トシテ得タル金額ハ分收部合ニ依リ之ヲ分收ス

第十六條 天災其ノ他避クヘカラサル事變ニ因リ契約無効ト爲リタル場合ニ於テハ現存ノ樹木ハ分收部合ニ依リ之ヲ分收ス已ムヲ得サル事由ニ因リ造林者契約ノ解除ヲ願出テ之ヲ許可シタル場合亦同シ

第十七條 造林者左ノ諸項ニ該當スルトキハ農商務大臣ハ部分林設定契約ノ解除ヲ爲スコトヲ得但シ造林者ノ責ニ歸スヘカラサル事由アルトキハ此ノ限ニ在ラス

- 一 植樹期間ノ始期ヨリ一年ヲ經過スルモ植樹ニ著手セザルトキ
- 二 植樹期間内ニ植樹シタル面積カ總面積ノ二分ノ一ニ及ハザルトキ
- 三 植樹期間延長ノ許可ヲ得タル場合ニ於テ其ノ期間内ニ植樹ヲ終ラザルトキ
- 四 植樹ヲ終リタル後五年ヲ過クルモ成林ノ見込ナキトキ
- 五 造林者其ノ部分林ニ關シ罪ヲ犯シタルトキ
- 第十八條 前條ノ規定ニ依リ部分林設定契約ノ解除ヲ爲シタルトキハ部分林設定ノ日ニ適リ地代ヲ徵收シ既植ノ樹木ハ國ノ所有ニ歸ス
- 第十九條 造林者部分林ヲ他ノ目的ニ使用シタルトキハ五十圓以下ノ罰金ニ處ス部分林ヲ他人ニ貸付シ又ハ使用セシメタルトキ亦同シ

附則

- 第二十條 明治十一年三月内務省甲第四號布達部分木仕付條例ハ之ヲ廢止ス
- 第二十一條 第二條ノ規定ハ國有林野法第十九條第二項ノ規定ニ依ル部分林ニハ之ヲ適用セス
- 第二十二條 國有林野法第十九條第二項ノ規定ニ依ル部分林ニシテ存續期間ノ定ナキモノ又ハ其ノ期間本令施行ノ日ヨリ起算シテ八十年ヲ超ユルモノニ付テハ其ノ部分林ノ存續期間及伐期ハ現存スル樹木ノ年齢ヲ參酌シテ農商務大臣之ヲ定ム

第二十三條 國有林野法第十九條第二項ノ規定ニ依ル部分林ニシテ天然ニ生育シタル雜木ノ分收ヲ目的トスルモノナルトキハ其ノ雜木ハ部分林ノ樹木ト看做ス

○國有林野產物隨意契約ニ依リ賣拂ノ件(明治廿二年八月二日勅令第三六三號(官報八月三日))

朕國有林野產物ノ隨意契約ニ依ル賣拂ニ關スル件ヲ裁可シ茲ニ之ヲ公布セシム

國有林野產物ハ左ノ場合ニ限リ隨意契約ヲ以テ賣拂フコトヲ得

- 一 公用又ハ公益事業ノ爲必要アルトキ
- 二 非常ノ災害アリタル場合ニ於テ其ノ罹災者ニ建築營繕又ハ薪炭ノ材料ヲ賣拂フトキ
- 三 從來ノ慣行ニ因リ薪炭材又ハ副產物ヲ地元人民ニ賣拂フトキ
- 四 委託林野ノ產物ヲ受託者ニ賣拂フトキ
- 五 部分林ノ產物ヲ造林者ニ賣拂フトキ
- 六 社寺ノ建築營繕ノ材料トシテ社寺上地ノ森林ノ產物ヲ其ノ社寺ニ賣拂フトキ
- 七 國有林野ノ事業請負人又ハ國有林野ノ產物買受人ニ其ノ事業ニ必要ナル產物ヲ賣拂フトキ
- 八 採取ノ季節アル副產物ヲ賣拂フトキ
- 九 鑛業ニ必要ナル產物ヲ鑛業人ニ賣拂フトキ

- 十 國有林野法第三條、第八條、第十一條及第十五條ニ依リ組換、賣拂、貸付又ハ讓與ヲ爲シタル林野ノ產物ヲ其ノ土地ノ管理者、買受人、借受人又ハ讓受人ニ賣拂フトキ
- 十一 民地官木林ノ產物ヲ其ノ土地ノ所有者ニ賣拂フトキ
- 十二 建築其ノ他ノ用ニ供ス可キ土石ヲ發見シタル場合ニ於テ之ヲ其ノ發見人ニ賣拂フトキ
- 十三 見積價格三百圓ヲ超エサル產物ヲ賣拂フトキ

附則

官有森林原野及產物特別處分規則ハ之ヲ廢止ス

○國有林野委託規則(明治卅二年八月二日
勅令第三六四號(官報八月三日))

朕國有林野委託規則ヲ裁可シ茲ニ之ヲ公布セシム

國有林野委託規則

- 第一條 市町村又ハ市町村内ノ一部ニ國有林野ノ保護ヲ委託スルハ本令ノ定ムル所ニ依ル
- 第二條 委託林野ノ區域ハ市町村ノ位置、緣故及其ノ地方ノ狀況ヲ參酌シテ農商務大臣之ヲ定ム
- 第三條 委託林野ノ委託期間ハ五年ヲ超ユルコトヲ得ス

前項ノ期間ハ之ヲ更新スルコトヲ得

第四條 受託者ハ委託林野ニ關シ左ノ義務ヲ負フ

- 一 火災ノ豫防及消防
- 二 盜伐、誤伐、冒認、侵墾其ノ他ノ加害行爲ノ豫防及防止
- 三 有害動物ノ豫防及驅除
- 四 境界標其ノ他ノ標識ノ保存
- 五 稚樹ノ保育
- 六 大林區署長ノ命ニ依リ手入ヲ爲シ又ハ看守人ヲ配置スルコト

第五條 左ノ委託林野產物ハ之ヲ受託者ニ讓與スルコトヲ得

- 一 末木、枝條及枯倒木
- 二 手入ノ爲伐採スル樹木
- 三 自家用薪炭材
- 四 土地ノ資質ヲ爲ササル副產物

第六條 左ノ場合ニ於テハ農商務大臣ハ委託ヲ解除スルコトヲ得

- 一 受託者第四條ノ義務ヲ怠リタルトキ
- 二 受託者其ノ委託野林ニ關シ罪ヲ犯シタルトキ

三 委託林野ヲ公用又ハ公益事業ニ供スル必要生シタルトキ
前項ノ規定ニ依リテ委託ヲ解除シタル場合ニ於テハ損害ヲ賠償セス
第七條 受託者タル市町村又ハ市町村ノ一部ノ住民委託林野ニ損害ヲ加ヘタルトキハ受託者ハ之ヲ賠償スルノ責ニ任ス

附則

第八條 本令施行前ニ副産物ノ無料採取ヲ許可シタル森林ニ關シテハ從前ノ例ニ依ル
第九條 本令施行前ニ副産物ノ無料採取ヲ許可シタル森林ハ其ノ採取者ノ出願ニ依リ委託林野ト爲スコトヲ得

○國有林野處分調查規程(明治卅二年四月二十二日)
(農商務省訓令第三二號)

國有林野處分調查規程左ノ通定ム

國有林野處分調查規程

第一章 總則

第一條 國有林野處分ノ爲メ調査スベキ事項左ノ如シ

一 明治二十三年^四農商務省丙林第一三六號達官有林野實況調査内規^(以下略シテ單ニ實)及^(況調査内規ト稱ス)明治二十六年^七農商務大臣内訓官有森林原野實況調査方針^(以下略シテ單ニ實)ニ基キ調

查シタル要存置不要存置林野ノ區別ノ適否

- 二 實況調査ノ際存廢區別未定若ハ調査脱落ノ林野ニ在リテハ要存置不要存置ノ區別
- 三 不要存置林野ノ面積、價格及其產物ノ材積、數量並ニ價格
- 四 其他不要存置林野ノ賣拂處分ニ付準備上必要ナル事項

第二條 調査員ハ林野整理支局在勤判任官ヲ以テ之ニ充テ林野整理支局長之ヲ指揮監督ス

第三條 林野整理支局長ハ調査員ヲ數組ニ分チ各調査區ニ派遣スヘシ

一組ハ判任官一名若ハ二名ヲ以テ組織シ之ニ雇員又ハ人夫ヲ附屬セシムルコトヲ得

調査區ハ小林區ノ管轄區域ニ從ヒ林野整理支局長之ヲ定ムヘシ

第四條 調査ハ經濟上優位ニシテ不要存置タルヘキ林野ノ多數ナル調査區ヨリ先ニスヘシ

一 調査區内ノ調査ニ付テモ亦同シ

第五條 調査ノ順序ハ存廢區別ノ調査ヲ先ニシ順次第三章乃至第七章ノ調査ヲ爲スヘシ但存廢區別ノ調査必要ナキ場合其他第三章乃至第七章ノ順序ニ依ルノ必要ナキ場合ニハ此限ニアラス

第六條 調査員ハ調査著手前ニ簿書ニ付命調査區内ノ林野ニ對シ年期貸付、主副産物ノ年期賣拂、副産物ノ年期無料採收、部分林、豫約賣拂其他總テ林野ニ附帶スル義務ノ有

無テ調査シ其調査ヲ携帯スヘシ

第七條 豫約賣拂林野ニシテ成功年限中ニ係ルモノハ第三章乃至第六章ノ調査ヲ爲スコトヲ要セス

第八條 豫約賣拂林野ニシテ事業不成功其他ノ原因ニ依リ返地セシメタルモノハ本規程ノ調査ヲ爲スヘシ

第九條 開墾、牧畜又ハ植樹ノ爲メ貸付シタル林野ニ付テハ前二條ノ規定ヲ準用ス

第十條 調査ハ小林區署職員ノ立會ヲ求メ之ヲ施行スヘシ但林野整理支局長ニ於テ立會ノ必要ナシト認ムル場合ハ此限ニアラス

第十一條 義務ノ附帶スル林野ノ境界査定、產物ノ材積及數量ノ調査ニハ可成其權利者ヲ立會ハシムヘシ

第二章 調査書類

明治卅二年
九月十五日
農訓四四號
改正

第十二條 調査員ハ林野整理局長ノ定ムル様式ニ從ヒ要存置不要存置林野區別表(以下略シテ單ニ稱ス)不要存置林野調査書(以下略シテ單ニ稱ス)及不要存置野林實測圖(以下略シテ單ニ稱ス)ヲ調製スヘシ

前項ノ書類ハ之ヲ市町村別ニ編綴シ毎月二回林野整理支局長ニ差出スヘシ

第十三條 區別表ニハ要存置不要存置林野ノ區別面積價格及其事由ヲ記載スヘシ

第十四條 調査書ニハ不要存置林野ニ關スル一切ノ調査事項ヲ記載スヘシ

調査書ハ一箇所毎ニ用紙一葉ヲ充ツヘシ用紙ニ欄行ナキ事項アル場合又ハ欄行不足セル場合ニハ第二頁ニ之ヲ記載スヘシ

第十五條 調査書ニハ其欄外ニ調査ノ年月日ヲ記載シ調査員及立會官吏署名捺印スヘシ

第十六條 實測圖ハ礮水引美濃紙半片一枚又ハ二枚以上ヲ繼キタル用紙ヲ用ヒ第四章ノ規定ニ從ヒ之ヲ調製スヘシ

實測圖ハ一箇所毎ニ用紙一葉ヲ充ツヘシ

實測圖ハ當該箇所調査書ノ第二頁ニ貼付シ又ハ次葉ニ編綴スヘシ

第十七條 林野整理支局長一調査區全部ノ調査報告書類ヲ受取リタルトキハ十五日以内ニ林野整理局長ノ定ムル様式ニ從ヒ各調査區ニ分チ不要存置林野調査總括表ヲ調製シ農商務大臣ニ進達スヘシ

第十八條 文字ハ楷書體ニテ明記シ訂正、挿入、削除等ヲ爲ス場合ニハ之ヲ朱記シ其箇所ニ檢印スヘシ

第三章 存廢區別ノ調査

第十九條 存廢區別ノ再調査ハ實況調査内規及實況調査方針ニ準據シ實地ニ就キ踏査スヘシ

明治卅二年
九月十五日
農訓四四號
改正

實況調査ノ際存廢區別未定及調査脱落箇所ノ調査ニ付テモ亦同シ

第二十條 存廢區別ハ前條ノ外左ノ各號ヲ參酌シテ定ムヘシ

一 面積ヲ以テ存廢ノ標準ト爲スヘキ場合ニハ實際ノ見込面積ニ據ルヘシ

二 實況調査方針第二號ニ依リ存廢ヲ區別スヘキ場合ニハ左ノ事項ヲ參酌スヘシ

(イ) 地元及關係町村ノ耕地面積并ニ牛馬ノ頭數

(ロ) 耕地ノ肥料及秣草ニ需要スル芝草ノ數量

(ハ) 民有林野放牧ノ慣行アル國有林野ヨリ供給スル芝草ノ數量

三 平坦地又ハ丘阜地等ニシテ容易ニ田畑ニ開墾シ得ヘキモノ及桑、柑類、漆、楮其他農業ニ屬スル果樹ノ植栽ニ適スルモノハ實況調査方針第一號ニ依リ固有農地ト認ムヘシ

四 保安林ト雖利害ノ關係極メテ小ナルモノハ存置ヲ要セサルモノトス但調査書ニハ其

ニモノトス

五 無立木地若ハ岩石地等ニシテ收入ノ見込ナキ林野又ハ交通極メテ不便ナル位置ニ在

ル林野等ニシテ民有ニ適セサルモノハ存置スヘキモノトス

第二十一條 河川法ニ依ル河川ノ區域、砂防法ニ依ル砂防設備又ハ航路標識其他國防上必

要ナリト認ムヘキ林野ハ林野整理支局長ノ指揮ヲ受ケ存廢區別ヲ定ムヘシ

第二十二條 存廢區別再調査ノ結果カ實況調査ノ成績ト異ナルトキハ林野整理支局長ノ指

揮ヲ受ケ存廢區別ヲ定ムヘシ

第四章 境界査定實測及面積算定

第二十三條 境界ノ明瞭ナラサル林野ハ査定ヲ施行シタル上實測ヲ爲スヘシ但從前實測濟

ノ林野ニ付テハ之ヲ爲スコトヲ要セス

第二十四條 民地官木ノ森林ニ付テハ境界査定及實測ヲ爲スコトヲ要セス但產物ノ材積及

數量ノ調査ノ爲必要ナリト認ムルモノニ在リテハ適宜ノ方法ニ依リ之ヲ爲スヘシ

第二十五條 實測ハ有鏡簡測器以上ノ精良ナル測器並ニ測鏈、布卷尺、竹繩若ハ間繩ヲ使用

シテ之ヲ爲スベシ但シ土地ノ面積狭少ナル場合又ハ價格低廉ナル場ニ在リテハ適宜ノ測

器ヲ使用スルコトヲ得

第二十六條 實測圖調製ニ使用スル縮尺ハ可成左ノ區別ニ依ルヘシ

面積一町步未満

面積一町步以上

面積十町步以上

面積五十町步以上

面積一町步未満

面積一町步以上

面積十町步以上

面積五十町步以上

從前實測濟ノ林野ニ付テモ前項ニ依リ圖面ヲ調製スヘシ

附錄 國有林野處分調査規定

明治卅二年
九月農訓
四號ヲ以テ
改正

明治卅二年
九月農訓
四號ヲ以テ
改正

明治廿二年
九月農訓四
改正

第二十七條 市町村ノ附近ニ在ル林野其他經濟上特別ノ價值アル林野ニ付テハ實測ハ可成

精良ナル器械ヲ用ヒ製圖ハ可成大ナル縮尺ヲ用フヘシ

第二十八條 林野内ニ左ニ掲クル箇所アルトキハ實測圖面ニ其位置ヲ表示スヘシ

一 温泉敷地、礦泉敷地、鹽田又ハ貯木場其他經濟上特殊ノ目的ニ供用シ得ヘキ土地

二 年期貸地、部分林、豫約賣却地其他義務ノ附帶スル土地

前項第一號ノ土地ニ付テハ別ニ其部分ヲ實測シ六十分ノ一ノ縮尺ヲ用ヒテ別圖ヲ調製シ之ヲ全圖ニ添付スヘシ

第二十九條 實測圖ノ調製終リタルトキハ從前實測濟ノモノヲ除クノ外圖面上ニテ面積ヲ計算スヘシ

面積計算法ハ其ノ圖面上ニ記載スヘシ

第五章 產物ノ材積及數量ノ調査

第三十條 貴重樹種ノ森林ニ在リテハ全林ノ樹木ニ付材積ヲ計算シ薪炭林及未成樹林ニ在リテハ標準地ヲ選定シ標準地内ノ材積ヲ計算シテ全林ノ總材積ヲ產出スヘシ但林相混淆複雜又ハ立木群生點生等ノ爲標準地ヲ選定シ難キモノハ此限ニアラス

標準地ノ面積ハ全面積ノ百分ノ五以上トシ其ノ最小面積ハ一段歩トス

第三十一條 官地民木ノ森林ハ產物ノ材積及數量ヲ調査スルコトヲ要セス

明治廿二年
九月農訓四
改正

第三十二條 林野内ニ主產物年期賣拂ニ係ルモノアルトキハ其賣拂フヘキ樹木ヲ控除シ殘餘ノモノニ付材積ヲ計算スヘシ

第三十三條 部分林ノ主產物ハ全林ノ材積調査ヲ爲シ分收ノ割合ニ依テ國有ニ屬スヘキモノヲ算出スヘシ土地ノ區域ニ依リ分收スル場合ニ在リテハ國有ニ屬スル區域ノ材積ヲ調査スヘシ

第三十四條 削除

第三十五條 削除

第三十六條 人工植栽ノ幼樹ニ在リテハ植栽苗數年度、補植苗數年度等ヲ調査スヘシ

幼樹ト稱スルハ針葉樹林ニ在リテハ十五年生以下雜木材ニ在リテハ五年生以下トス但樹種又ハ地方ノ狀況ニ依リ之ヲ伸縮スルモ妨ナシ

第三十七條 價值ヲ有セサル穉樹及下芝等ハ材積又ハ數量ノ調査ヲ爲スヲ要セス

第三十八條 竹林ハ其種類品質ノ良否ヲ參酌シ總面積ノ百分ノ一以上ノ標準地ニ據リ全數ヲ算出スヘシ

第三十九條 副產物ハ左ノ方法ニ依リ數量ヲ調査スヘシ

一 削除

二 菌、筍、下草又ハ萱等連年生產アルモノニ付テハ數量ノ調査ヲ省キ直チニ第四十四條

明治廿二年
九月農訓四
改正

第一號ノ調査ヲナスコトヲ得
 三 建築材料其他經濟上特殊ノ目的ニ供セラルヘキ土石類ハ適宜ノ方法ニ依リ現存ノ總數量ヲ調査スヘシ

年期賣拂又ハ年期無料採取ヲ許可シタル副産物ニ付テモ亦前項ニ依リ數量ヲ調査スヘシ
 第四十條 樹皮、樹液、籜又ハ落枝葉等主産物ノ一部ヲ爲スモノ又ハ價值ヲ有セサル副産物ハ其數量ヲ調査スルヲ要セス

第六章 價格ノ調査

第四十一條 林野ノ素地ニ付テハ比鄰類地ノ時價、比鄰類地ノ時價ヲ知り難キトキハ附近類地ノ時價ヲ標準トシ地質地形及交通ノ便否等ヲ參酌シテ其價格ヲ定ムヘシ
 比鄰若ハ附近ノ類地ノ時價ハ登記所ニ登記セラレタル賣買價格其他實際ノ賣買相場ヲ標準トスヘシ

土地ノ價格ヲ定ムルニ當リ同一狀況ノ類地ノ時價ヲ標準トスル場合ニ於テハ第三十九條第二項ニ定メタル副産物ノ價格ハ地價ニ包含スルモノト見做ス

第四十二條 主産物ニ付テハ其地方ノ時價ヲ標準トシ既往賣拂代價ヲ參酌シテ山元時價ヲ定ムヘシ

第四十三條 人工植栽ニ係ル幼樹ニ付テハ費用價(植栽費及其利子ヲ合算シタルモノ)ヲ以テ其價格トス

明治卅二年
 九月農訓四
 追加ヲ以テ

明治卅二年

九月農訓四
 四號ヲ以テ
 改正

全上

費用價計算ニ用フヘキ利率ハ年五分トス

費用價ニ依リ難キトキハ他ノ人口植栽林ノ類例ニ依リ之ヲ定ムヘシ

第四十四條 副産物ニ付テハ左ノ方法ニ依リ其價格ヲ定ムヘシ

一 菌蕈、筍、下草又ハ萱等連年ノ收入アルモノハ第四十一條第三項ノ場合ヲ除クノ外其毎年ノ收入ヲ調査シテ相當價格ヲ算出スヘシ

二 第三十九條第一項第二號第三號ニ該當スルモノハ適宜ノ方法ニ依リ單價ヲ求メ其價格ヲ算出スヘシ

第四十五條 第二十八條第一項第一號ニ掲ケタル土地及第三十九條第一項第二號ニ掲ケタル果樹ノ價格ヲ調査スル場合其他必要アリト認ムルトキハ評價人ヲシテ評價セシムルコトヲ得

前項ノ評價人ハ林野整理支局長之ヲ選定ス

第七章 賣拂處分ノ參考トナルヘキ事項ノ調査

第四十六條 調査員ハ左ノ事項ヲ調査シ之ヲ調査書當該欄内ニ記載スヘシ

- 一 社寺委託林ニ付テハ受託社寺、委託許可年月、委託年限其他必要ト認ムル事項
- 二 部分林ニ對スル部分林仕付主及官地民木ノ森林ニ對スル民木所有者
- 三 道路、溜池、堤塘、溝渠等ノ敷地トシテ貸付シアル林野ニ付テハ其借地人、實況其他

必要ト認ムル事項

- 四 前號以外ノ年期貸付地ニ付テハ其借地人貸付ノ年月貸付年限、借地ノ目的、借地ノ目的タル事業ノ實況及契約解除ニ依リテ受クヘキ借地人ノ損害其他必要ト認ムル事項
- 五 主副産物年期賣拂並ニ副産物無料採取ヲ許可シタル林野ニ付テハ其權利者許可ノ年月、許可年限其他必要ト認ムル事項

第八章 監督

第四十七條 調査員ハ林野整理支局長ヨリ交付スル森林手簿ヲ携帯シ日々左ノ事項ヲ記入スヘシ

- 一 執務ノ種類
- 二 外業ナルトキハ延里程
- 三 調査セシ林野ノ字名及面積
- 四 立會者ノ官氏名又ハ住所氏名
- 五 上官ノ監督檢閲ヲ受ケタルトキハ其要領
- 六 其他必要ト認ムル事項

第四十八條 明治二十四年二月第一〇號達森林手簿攜帶心得ハ其第二條ヲ除クノ外調査員ニ之ヲ準用ス

明治卅四年
九月農訓四
號ヲ以テ
改正

第四十九條 調査員ハ林野整理支局長ノ定ムル様式ニ從ヒ調査功程表ヲ調製シ毎月一回林野整理支局長ニ差出スヘシ

第五十條 林野整理支局長ハ毎月一回總組ノ調査功程一覽表ヲ調製シ翌月十日迄ニ農商務大臣ニ進達スヘシ

調査功程一覽表ノ様式ハ調査功程表ノ様式ニ準據スヘシ

第五十一條 林野整理支局長ハ部下ノ官吏ヲシテ少ナクトモ毎月一回各調査區ヲ巡回セシメ調査員ノ監督ヲ爲スヘシ

前項監督ニ關スル規定ハ林野整理支局長之ヲ定メ農商務大臣ノ認可ヲ受クヘシ

第五十二條 林野整理支局長ハ第十二條第一項ノ書類ヲ檢閲シ調査不備ト認ムル事項アルトキハ其再調査ヲ爲スヘシ但直ニ決定シ得ヘキモノハ此限ニアラス

前項ノ再調査ハ前調査ニ干與セサル部下ノ官吏ニ命スヘシ

第五十三條 林野整理支局長ハ處分調査ノ終了シタルモノニ就テハ毎月一回要存置不要存置區別總括表ヲ調製シ農商務大臣ニ進達シテ存廢區別及見積價格ノ認可ヲ受クヘシ

要存置不要存置區別總括表ノ様式ハ第十二條ノ要存置不要存置林野區別表ヲ準用スヘシ

第九章 雜則

第五十四條 調査員ハ境界査定、實測及産物ノ材積、數量調査ノ爲メ必要ナル場合ニ限り國

明治卅四年
九月農訓四
號ヲ以テ
改正

有林野ノ產物ヲ斫伐又ハ採取スルコトヲ得

前項ニ依リ斫伐又ハ採取シタル產物ハ直ニ當該小林區署長ニ引渡スヘシ

第五十五條 調査員ハ境界査定又ハ實測ノ爲メ國有ニ屬セサル支障木竹ヲ斫伐スルノ必要

アルトキハ豫メ其旨ヲ所有者ニ通知スヘシ

前項ノ場合ニ於テ所有者ヨリ補償ヲ求ムルトキハ其事件ヲ當該小林區署長ニ移スヘシ

第五十六條 調査員大林區署職員ノ立會ヲ必要ト認ムルトキハ其事由ヲ記シ林野整理支局長ニ請求スヘシ

第五十七條 調査員ハ野帳ヲ携帶シ境界査定、實測及產物ノ材積、數量調査等實地ニ於テ調査シタル事項ヲ記入スヘシ

野帳ノ様式ハ林野整理支局長適宜之ヲ定ムヘシ

第五十八條 調査員ハ一調査區ノ請查終了後野帳ヲ取經メ之ヲ林野整理支局長ニ差出スヘシ

前項ノ野帳ハ其處分完結迄之ヲ林野整理支局ニ保存スヘシ

○國有林野及產物賣拂代金延納ノ件(明治三十二年九月十二日勅令第三百八十四號)

朕國有林野及產物賣拂代金延納ノ件ヲ裁可シ茲ニ之ヲ公布セシム

國有林野又ハ其ノ產物ノ賣拂代金一口五百圓以上ナル場合ニ限リ國債證券及地方證券ヲ擔保トシテ提供セシメ一箇年以内ノ延納ヲ許可スルコトヲ得但シ公共團體若ハ社寺ニ對シテハ二箇年以内ノ延納ヲ許可スルコトヲ得

○國有林野及產物賣拂代金延納規則(明治三十一年十一月二十七日農商務省令第三十號)

國有林野及產物賣拂代金延納規則左ノ通り相定ム

國有林野及產物賣拂代金延納規則

第一條 國有林野又ハ其ノ產物賣拂代金ハ分割シテ之ヲ數回ニ納付セシムルコトヲ得

第二條 隨意契約ニ依リ國有林野又ハ其ノ產物ノ賣拂ヲ爲ス場合ニ於テ代金ノ延納ヲ出願セントスル者ハ延納期間ヲ記載シタル願書ヲ特賣願書ニ添附スベシ

國有林野ノ賣拂ニハ特賣ノ揭示ニ延納ノ最長期間ヲ示スベシ

第三條 國有林野又ハ其產物ノ公賣ヲ行フ場合ニ於テ賣拂代金ノ延納ヲ許可セントスルトキハ公賣ノ公告ニ其ノ最長期間ヲ示スヘシ

第四條 賣拂代金延納ヲ許可シタルトキハ代金額ニ相當スル擔保ヲ徵收スヘシ此場合ニ於テハ契約保證金トシテ徵收シタル公債證書ハ之ヲ擔保ニ充當ス

擔保品ノ價額ハ時價ニ對シ一割ヲ減シテ算定スヘシ

時價ノ低落ニ依リ擔保ノ不足ヲ生シタルトキハ前項ニ準シテ之ヲ追徴スヘシ

第五條 擔保ヲ徵收シタルトキハ物件ノ引渡ヲ爲スヘシ

第六條 第一條ノ場合ニ於テ賣拂代金ノ一部ヲ納付スルニ當タリ其ノ殘額ニ相當スル擔保ヲ納付シタルトキハ既納ノ擔保ハ之ヲ還付スヘシ

國有林野及產物賣拂代金延納ニ關スル擔保取扱方左ノ通心得ヘシ(明治三十二年十一月廿七日農商務省訓令第四十六號)

第一條 國有林野又ハ其ノ產物賣拂代金延納ノ擔保トシテ徵收シタル國債證券及地方債證券ハ明治二十六年大藏省令第二十號保管物取扱規程ニ依リ之ヲ取扱フヘシ

第二條 記名式ノ證券ヲ擔保トシテ徵收シタルトキハ其ノ旨ヲ債務者ニ通知スヘシ

第三條 記名式ノ證券ヲ擔保トシテ徵收シタルトキハ賣却及記名未換手續履行ノ委任狀ヲ添附セシメ若シ他人ノ證券ナルトキハ尙左記書式ノ承諾書ヲ添附セシムヘシ

第四條 買受人代金ヲ完納シタルトキハ擔保ヲ還付スヘシ

買受人代金ヲ完納セサルトキハ擔保品ヲ賣却シ剩餘ハ之ヲ還付シ不足ハ追徴スヘシ

第五條 分割シテ數回ニ賣拂代金ヲ納付セシムル場合ト雖モ買受人ノ請求アルトキハ最後ノ納期マテ代金ノ徵收ヲ猶豫スヘシ此ノ場合ニ於テハ滯納期間ニ對シ法定利息ヲ請求スルコトヲ妨ケス

買受人前項ノ請求ヲ爲サ、ルトキハ各納期ニ於テ納付スヘキ金額ニ充當スル爲擔保品ノ

全部又ハ一部ヲ賣却シ其ノ代金中ヨリ納付金額及賣却費用ヲ控除シ剩餘ハ之ヲ供託スヘシ

第六條 擔保品ヲ賣却スルトキハ明治二十三年十月農商務省訓令第五十八號ニ準據スヘシ

(書式)

印紙

承諾書

一何何證券何號何番何圓券 一枚

一何何證券何號何番何圓券 一枚

(此ノ如ク一枚毎ニ列記シ合計ヲ附スヘシ尤證券種類記號額面同一ニシテ番號ノ順ヲ逐フヘキモノハ數枚ヲ併セテ何番ヨリ何番マテ何枚ト記載スルモ妨ケナシ)

右拙者記名ノ何々證券ヲ何府何郡何村何番地何某ヨリ明治三十二年農商務省令第三十號國有林野及產物賣拂代金延納規則ニ依リ何何賣拂代金延納ノ擔保トシテ差出候ニ付テハ同人違約等ノ場合ニハ貴廳ニ於テ處分セラレ候トモ決シテ異議無之候依テ別紙賣却及記名書換手續履行ノ委任狀相添へ承諾書差出候也

住所

年月日

氏名

當該官廳長官氏名宛(又ハ契約擔任官吏)

○國有林野測量規程(明治三十三年九月二十九日農商務省訓令第三十三號)

國有林野測量規程左ノ通り相定ム

國有林野測量規程

- 第一條 測量ハ森林施業上要急ノ箇所ヨリ之ヲ施行スベシ
- 第二條 測量ヲ爲スニハ先ツ境界ヲ査定シ順序森林三角測量及周圍測量ヲ施行スヘシ但事宜ニ依リ境界査定前ニ森林三角測量ヲ爲スコトヲ得
- 周圍測量ハ境界査定ノ後遲滯ナク之ヲ施行シ已ムヲ得サル事由アルトキト雖一箇年ヲ超ユルコトヲ得ス
- 第三條 林野ノ地盤接續シテ一團地ヲ爲スモノハ一箇所ト看做シ測量ヲ施行スヘシ但周圍測量ハ便宜ニ應シ分割シテ之ヲ施行スルコトヲ得
- 第四條 境界査定官吏又ハ測量官吏目標ヲ設置シ又ハ支障木竹ヲ伐採セントスルトキハ豫メ其土地若ハ木竹ノ所有者ニ通告シ其承諾ヲ得ヘシ
- 國有林野内ニ於テ目標ヲ設置シ又ハ支障木竹ヲ伐採シタルトキハ其種類及員數ヲ小林區署長ニ通知スヘシ

第五條 境界査定官吏ハ豫メ地租改正ノ當時及地租改正後土地丈量ノ際調製シタル書類圖面、官林臺帳、舊記、舊圖、其他境界判定ノ資料トナルヘキ書類物件ヲ調査シ尙ホ實地ニ就キ境界ノ狀況、附近ノ地形林相等ヲ觀察シテ境界査定ニ着手スヘシ

第六條 鄰接地所有者カ代理人ヲ以テ境界査定ニ立會ヲ爲サシムルトキハ境界査定官吏ハ委任狀ヲ徵スヘシ

鄰接地所有者ノ法律上代理人若ハ管理人カ立會ヲ爲ス場合ニ於テ必要ト認ムルトキハ其資格ヲ證明スル書面ヲ徵スヘシ

第七條 境界査定官吏必要ト認ムルトキハ市町村長、地方廳吏員其他關係人ノ立會ヲ求ムヘシ市町村以上ノ行政區界ニ付テハ當該吏員ノ立會ヲ求メ之ヲ定ムヘシ

第八條 境界査定官吏境界査定ヲ施行シタルトキハ境界ノ保存上必要ト認ムル箇所及縣、國、郡、市、町、村、大字ヲ署シ又ハ鄰地ノ地目地番異ナル毎ニ境界ノ査定標ヲ建設スヘシ

第九條 境界査定官吏一地區ノ境界ヲ施行シタルトキハ境界査定圖及境界査定簿ヲ調製シ之ヲ所屬上官ニ差出シ其承認ヲ受クヘシ

鄰接地所有者境界査定官吏ノ査定ニ不服ヲ唱ヘタルトキ又ハ立會ヲ爲ササルトキハ其始末書及關係書類ヲ、行政區界ノ判明セサルモノニ附テハ其事由ヲ記載シタル書面ヲ前項ノ書類ト共ニ差出スヘシ

第十條 前條ノ承認アリタルトキハ境界査定官吏ハ境界査定標ニ基ツキ必要ノ箇所ニ境界標ヲ建設スヘシ但鄰接地所有者ノ異議ナキモノニ在リテハ前條ノ承認ヲ受クルニ先タチ境界標ヲ建設スルコトヲ得

第十一條 測量官吏一地區ノ森林三角測量ヲ施行シタルトキハ三角測量成果表及三角網圖ヲ調製シ之ヲ所屬上官ニ差出スヘシ

第十二條 測量官吏周圍測量ヲ施行シタルトキハ周圍測量圖及境界簿ヲ調製シ之ヲ所屬上官ニ差出スヘシ

第十三條 境界査定官吏及測量官吏ハ毎月十日マテニ前月作業ノ成績及經費ノ報告書ヲ作リ之ヲ所屬上官ニ差出スヘシ

第十四條 境界査定圖、境界査定簿、三角測量成果表、三角網圖、周圍測量簿、境界簿、前條報告書ノ樣式及測量內規ハ別ニ之ヲ定ム

附則

第十五條 本規程ハ明治三十三年十月一日ヨリ之ヲ施行ス

明治二十三年訓令官林第五〇九號官林境界測量內規及同年訓令第三七一號官林境界踏査內規ハ本規程施行ノ日ヨリ之ヲ廢止ス

○相續人曠缺ノタメ國庫ニ歸屬シタル森林原野ノ引渡及

登録ニ關スル件(明治三十四年一月十九日
農商務省訓令第一號)

相續人曠缺ノ爲メ國庫ニ歸屬シタル財産中森林原野ハ明治三十三年勅令第四百九號ニ依リ其引渡ヲ受ケタル地方行政官廳ニ於テ遲滞ナク地籍所管ノ大林區署ニ引渡スヘシ
地籍所管ノ大林區署ハ地方行政官廳ヨリ森林原野ノ引渡ヲ受ケタルトキハ遲滞ナク臺帳ニ登録スヘシ

○國有林事業豫定案編製規程(明治卅二年二月
農商務省訓令第九號)

國有林事業豫定案編製規程左ノ通相定メ候條從來ノ命令ニシテ本規程ニ抵觸スルモノハ都テ消滅シタル義ト心得ヘシ
國有林事業豫定案編製規程

第一章 總則

第一條 國有林事業豫定案ヲ別テ左ノ七種トス

- 一 主產物處分豫定案
- 二 副產物處分豫定案

- 三 貸地豫定案
- 四 造林豫定案
- 五 官行間伐豫定案
- 六 官行伐木造材及運材豫定案
- 七 官行伐竹豫定案

第二條 事業豫定案ハ一小林區毎ニ編製シ一大林區ヲ通シテ別ニ總括表ヲ調製スヘシ

第二章 生産物處分豫定案

第三條 施業案既成ノ分ニシテ其所伐豫定外ニ避クヘカラサル原因ニヨリ伐採スルヲ要スル箇所アルトキハ備考欄ニ其理由ヲ詳記スヘシ

第四條 面積ハ皆伐作業ニ在リテハ其伐採木ノ占領面積ヲ掲クヘシ但間伐ハ其作業ノ如何ニ拘ハラズ間伐木ノ占領面積ヲ掲クヘシ

第五條 材積中用材ハ尺メ薪材ハ箇枝條鹿朶及竹ハ束ヲ以テ單位トス但枝條鹿朶ハ三尺繩メトシ竹ノ束ハ地方ノ習慣ニ從フ

材積及數量ハ四捨五入ヲ以テ單位ニ止メ價格ハ同法ニ依リ單位ニ止ムヘシ

第六條 混淆林ニ在リテハ樹種毎ニ其面積、材積、價格ヲ分配スヘシ但面積ハ各樹混淆ノ歩合ニヨリ算出スベシ

第七條 官行伐木造材及運材又ハ官行間伐ヲナストキハ其旨ヲ備考欄ニ記入シ前年度ニ於テ伐木造材又ハ運材シ翌年度ニ於テ處分ヲナス場合ハ前年度豫定案ニハ其價格ヲ朱書シ翌年度豫定案ニハ其材積ヲ朱書スヘシ但材積ハ官行伐木造材及運材豫定案ノ資材材積、價格ハ同案ノ造材價格ヲ掲クヘシ

第八條 主伐若クハ主伐ニ附帶シテ生シタル鹿朶枝條根株等ハ主伐欄中其用途ニヨリ用材又ハ薪材欄ニ掲記スヘシ間伐若クハ間伐ニ附帶シテ生シタル鹿朶、枝條、根條モ亦之ニ準ス但立木ト同時ニ處分セサルモノハ總テ間伐欄ニ掲記スベシ

第九條 備考欄ニハ所伐ノ事由間伐ノ種類其他要件ヲ記載スヘシ

第十條 最尾ニ作業別並ニ樹種別再掲ヲ設クヘシ

但樹種別ハ針葉樹液葉樹及竹ノ三種ニ概括スルニ止メ別ニ各種類ニ細別スルニ及ハス

第十一條 部分官收木及被害木ノ見積額ハ各別ニ再掲部ニ記入スヘシ但部分木ノ民收ニ屬スル分ハ備考欄ニ記載スヘシ

第十二條 總括表ハ一小林ノ再掲ヲ移記シ最尾ニ區分毎ノ通計ヲナスヘシ

第三章 副産物處分豫定案

第十三條 副産物ヲ類別シテ左ノ十二類トス

- 第一類 樹皮

- 第二類 樹實
- 第三類 樹葉
- 第四類 脂液
- 第五類 柴草
- 第六類 蔬菜
- 第七類 菌蕈
- 第八類 製品 總括表ニ在リテハ備考ニ主要ナルモノノ品名ヲ記載スベシ
- 第九類 藥料
- 第十類 石類
- 第十一類 土類
- 第十二類 雜 總括表ニ在リテハ備考ニ主要ナルモノノ品名ヲ記載スベシ
- 第十四條 數量ハ左ノ稱呼ヲ用ユ
- 第一類第三類第五類ニ屬スルモノハ束又ハ貫ヲ以テ算ス但束ハ三尺繩ベトス
- 第二類ニ屬スルモノハ石又ハ貫ヲ以テ算ス
- 第四類第六類第七類第八類第九類ニ屬スルモノハ貫ヲ以テ算ス但油類ハ石ヲ以テ算ス
- 第十類ニ屬スルモノハ切ヲ以テ算ス但轉石ハ個ヲ以テ算ス

- 第十一類ニ屬スルモノハ坪ヲ以テ算ス
- 第十二類ニ屬スルモノハ別ニ單位ヲ定メス但竹皮、筍ハ貫、竹枝ハ束ヲ以テ算シ其束ハ三尺繩ベトス
- 第十五條 種目欄ニハ各副産物ノ名稱ヲ記載スベシ
- 第十六條 面積ハ種目毎ニ其採收區域面積ヲ記載スベシ
- 第十七條 年期拂下中ノモノハ備考欄ニ其期限ヲ記載スベシ
- 第十八條 無料採收及手入料トシテ無代下附スルモノハ其面積及坪數ヲ朱書スヘシ
- 第十九條 總括表ハ一小林區毎ニ各類別ノ合計ヲ掲ケ最尾ニ其合計ヲ附スベシ但數量ハ四捨五入ヲ以テ單位ニ止メ價格ハ同法ニヨリ圓位ニ止ム

第四章 貸地豫定案

- 第二十條 貸地ヲ類別シテ左ノ十三類トス
- 第一類 建物敷用途ノ如何ヲ問ハス建物ヲ築設スルモノハ總テ本類ニ屬ス
 - 一 第一種 人ノ居住スル家屋
 - 二 第二種 第一種以外ノ建物ヲ謂フ
- 第二類 道路及用水敷
- 第三類 耕地

- 第四類 樹木栽植地
 - 第五類 物置場及物干場
 - 第六類 造材場及炭竈敷
 - 第七類 學校及社寺用地
 - 第八類 鑛業用地
 - 第九類 鑛泉用地
 - 第十類 牧場
 - 第十一類 漁獵場
 - 第十二類 養魚場
 - 第十三類 雜種
 - 第二十一條 年期貸渡中ノモノハ備考欄ニ其期限ヲ記載スヘシ
 - 第二十二條 無料貸渡ノモノハ其面積ヲ朱書スヘシ
 - 第二十三條 總括表ハ一小林區毎ニ各類別合計ヲ掲ケ最尾ニ計ヲ附スヘシ但料金ハ四拾五入ヲ以テ圓位ニ止ムヘシ
- 第五章 造林豫定案第一部
- 第二十四條 造林第一部ヲ類別シテ左ノ項目ニ別ツ

第一項 新植

- 第一目 伐採跡地
- 第二目 未立木地

第二項 補植

- 第一目 人工更新林
- 第二目 天然更新林

第四項 苗圃

- 第一目 播種 種子採收又ハ購入播種ヨリ第一回床替前マテノ事業ヲ包含ス
- 第二目 床替 第一回床替ヨリ林地移植前マテノ事業ヲ包含ス挿穂ハ床替ニ準ス
- 第三目 雜 器具器械購入修繕、藩籬溝渠築設修繕、番小屋肥壺設置、番人、借地料、新規開墾等

第二十五條 樹種混淆スルトキノ新植補植及手入ニ於テハ其面積以下各所要種目ヲ樹種毎ニ分記スヘシ

第二十六條 補植及手入ハ樹種及新植年度ノ異ナル毎ニ苗圃播種及床替ハ樹種及播種年度ノ異ナル毎ニ其面積以下各所要種目ヲ分記スヘシ

第二十七條 伐採跡地新植ハ其伐採年月補植及手入ハ其新植年月床替ハ其播種年月ヲ記載

スヘシ

第二十八條 補植及手入ノ面積ハ其區域全面積ヲ記載スヘシ

第二十九條 種目ハ種子、苗木、運搬、人足、雜品、肥料、器具、土地、家屋ノ九種トシ左ノ單位ヲ用ユ

種子ハ石、苗木ハ本、運搬ハ駄又ハ貫、人足ハ人、雜品ハ杭、竹ハ本、筵、蓆等ハ枚、細藥ハ貫、束、房、肥料ハ人糞、荷、糞油糟、灰過燐酸石灰等ハ、貫、草、落葉等ハ束又ハ貫器具ハ箇、挺、本等、土地ハ町、家屋ハ棟

第三十條 摘要欄ニハ左ノ要件ヲ記載スヘシ

種子ノ產地

苗木ノ產地及苗齡

運搬ノ里程 一里當リ經費

人足ノ種類 功程

雜品肥料器具ノ名稱、雜品ノ用途、器具新調修繕ノ區別、借地ノ地目、借家ノ種類

第三十一條 義務補植、無料手入又ハ雜草木ノ賣却ニヨリ手入目的ヲ遂クルモノ等經費ヲ要セサルモノハ備考欄ニ其事由ヲ記載シ又砂防工施行地ニ植栽スルモノハ第二部ノ當該記入番號及施工年度(工事ト植栽ト年度ヲ異ニスル場合)ヲ備考欄ニ記載スベシ

第三十二條 前年度ニ於テ購入シタル種子、苗木、雜品等ヲ翌年度ニ於テ播種植栽ニ使用スルモノハ其價格ヲ朱書スヘシ

第三十三條 總括者ハ一小林區毎ニ樹實、樹種、林種別ニ記入シ最尾ニ總計ヲ同様區別記載スヘシ

第六章 造林豫定案第二部

第三十四條 造林第二部ヲ類別シテ左ノ項目ニ分ツ

第一項 道路

第一目 第一類 木材運搬ニ供スルモノ

第二目 第二類 徑路

第二項 橋梁

第三項 河川改修

第四項 堤塘

第五項 溝渠

第六項 防火線

第一目 固定

第二目 臨時

第七項 竹林藩籬

第八項 砂防工 砂防工ニ附帶スル堰堤ハ本項ニ包含ス

第九項 雜

第三十五條 長、幅、高、深ノ單位ハ尺ヲ用ユ

第三十六條 人足ノ種類、功程雜品ノ名稱及其長間仕様ヲ摘要欄ニ記載スヘシ

第三十七條 第九項ニ屬スルモノハ其種類名ヲ備考欄ニ記載シ又第八項砂防工施行地ノ苗

木植栽ヲ後年度ニ讓ル場合ハ其事由及植栽年度ヲ備考欄ニ記載スヘシ

第三十八條 第一項乃至第五項ハ設計書及設計圖ヲ添付スヘシ

第三十九條 總括表ハ一小林區毎ニ記入シ最尾ニ總計ヲ設ク更ニ新設修繕ニ區別シタル合

計ヲ掲クヘシ但第九項ニ屬スルモノハ種類毎ニ分記シ其種類名ヲ備考欄ニ記載スヘシ

第七章 造林豫定案第三部

第四十條 造林第三部ヲ類別シテ左ノ項目ニ分ツ

第一項 普通造林ニ關スル試驗

第一目 種子試驗

第二目 苗木試驗

第三目 更新法試驗

第二項 各種ノ試驗及調査

第一目 森林植物帶調査

第二目 森林氣象ノ觀測

第三目 森林保護法ノ試驗及調査

第四目 木材利用法ニ關スル試驗及調査

第五目 測樹及經理法ニ關スル試驗及調査

第六目 雜(各地方ニ於テ特ニ必要ト認ムル事項)

第四十一條 種目及摘要欄記載方ハ第一部ニ同シ

第八章 官行間伐豫定案

第四十二條 伐採面積及材採材積ハ主產物ノ處分豫定案ト符合セシムルヲ要ス

第四十三條 新植年度不明ナルモノハ林齡ノミヲ掲クヘシ

第四十四條 人足ノ種類功程雜品ノ名稱用途ヲ摘要欄ニ記載スヘシ

第四十五條 總括表ハ一小林區毎ニ樹種別ニ記入シ最尾ニ總計ヲ同様記載スヘシ

第九章 官行伐木造材及運材豫定案

第四十六條 造材欄ニハ造材種目毎ニ其材積數量價格ヲ記載スヘシ

第四十七條 織費種目ハ備人料ニ在リテハ人足ノ種類功程ヲ摘要欄ニ記載シ其他ノ種目ニ

在リテハ林產物處理費ノ節別毎ニ合計記載スヘシ

但掛負ノ俸給旅費其他一切ノ附帶經費(林產物處理費外)ヲ目別シ備考欄ニ記載スヘシ

第四十八條 總括表ハ一小林區毎ニ造林種目毎ニ記入シ最尾ニ統計ヲ同様記載スヘシ

但事業創始年度ノ總括表ニハ生木ニ屬スル分ノ將來ニ對スル施業要略ノ調書添附スヘシ

第十章 官行伐竹豫定案

第四十九條 伐採面積及伐採束數ハ主產物處分豫定案ト一致セシムルヲ要ス

第五十條 人足ノ種類功程雜品ノ名稱用途ヲ摘要欄ニ記載スヘシ

第五十一條 總括表ハ一小林區毎ニ竹種別ニ記入シ最尾ニ統計ヲ同様記載スヘシ

第十一章 實行

第五十二條 各種ノ豫定案中豫定ハ總テ表ノ左方ニ設ケ右方ニ其實行ヲ記載スヘシ

但官行伐木造林及運材豫定案ニ在リテハ其合計ノ下ニ其實行ヲ記載スヘシ

第五十三條 豫定ヲ變更シタルトキハ實行ノ備考欄ニ其事由ヲ記載シ別口ニ變更案ヲ掲記スヘシ

追加ノ場合ニ於テモ亦同シ

第五十四條 豫不定實行ノ場合ニ於テハ實行欄ニ朱線ヲ引キ備考欄ニ其事由ヲ朱記スヘシ

但造林ニ在リテハ金額ヲ朱書スヘシ

第五十五條 部分林收木並ニ被害木及豫定外處分ニ係ルモノハ樹種別再掲ノ下ニ於テ各々

別口ヲ設ケ記入スヘシ但記入番號材籍箇所名ヲ豫定面ニ記入スヘシ

第五十六條 造林實行摘要欄ニハ左ノ要件ヲ記載スヘシ

種子採收年月ハ官行採收ニ用ユ

苗木ノ播種年月又ハ苗齡但官苗ハ播種年月ヲ用ヒ買苗ハ苗齡ヲ用ユ

第五十七條 一記入番號ニシテ數回ニ實行スヘキ見込ノモノニ在リテハ豫定面ニ記入シタ

ル後實行上必要ナル丈クノ空欄ヲ設ケ斜線ヲ引キ計ヲナシ次ノ記入番號ニ移ルヘシ

前項ノ空欄ヲ設ケス數回ニ實行セサルヲ得サル場合ニ於テ記入スル能ハサルトキハ別口

ニ移記シ其旨備考欄ニ記載スヘシ

第五十八條 年度末ニ至リ實行部ヲ合計シ豫定部ニ準シテ作業別及樹種別再掲又ハ類別再

掲等ヲナシ又豫定外及追加變更ノ分モ之ニ準シテ再掲ヲナシ最尾ニ就テ全部ヲ總計シテ

更ニ之カ再掲ヲナスヘシ

第五十九條 實行ハ大林區署及小林區署ニ於テ記入スヘシ但大林區署ニ於テハ年度末ニ至

リ各小林區署實行ノ總計ヲ作ルヘシ

第十二章 雜則

附錄 國有林事業豫定案編製規定

第六十條 施業案既成ノモノハ林斑小斑ノ記號ヲ記入シ未成ノモノハ小字ノミヲ記入スヘシ

第六十一條 用紙ハ曲尺ニテ縦一尺三寸横二尺ノ厚質摺水引美濃紙若クハ之ニ類似ノ料紙ヲ以テ中央ニ一寸幅ノ綴代ヲ明ク調製スヘシ

第六十二條 國有原野ノ事業豫定案ハ前各條ニ準シ別表ニ調製スヘシ
(事業豫定案式ハ當省ヨリ別ニ之ヲ頒ツ)
(様式略ス)

○森林法施行細則(明治三十年十二月
農商務省令第十九號)

森林法施行細則左ノ通り相定ム

森林法施行細則

第一條 府縣知事ハ森林法第三條乃至第五條第七條第二十一條乃至第二十四條及第五十五條ノ執行ヲ必要ト認ムルトキハ農商務大臣ニ具申シテ指揮ヲ請フヘシ

第二條 保安林編入ノ申請書又ハ官廳ノ通知書ニハ保安林編入調書及ヒ圖面ヲ添付スヘシ

保安林編入調書ノ様式ハ府縣知事之ヲ定ム

第三條 保安林解除ノ申請書又ハ官廳ノ通知書ニハ解除ヲ要スル理由ヲ記載スヘシ

但保安林幾部ノ解除ニ係ル場合ハ保安林ノ全部及解除スヘキ部分ヲ明示シタル圖面ヲ添付シ之ニ解除スヘキ保安林ノ面積ヲ附記スヘシ

第四條 府縣知事ニ於テ保安林ノ編入解除ヲ必要ト認メ若クハ保安林編入解除ニ付キ申請又ハ通知ヲ受ケタルモノニシテ其解除ニ付キ二府縣以上ノ利害ニ關係アルトキハ其旨ヲ關係府縣知事ニ通知スヘシ

第五條 府縣知事ニ於テ保安林ノ編入解除ニ付地方森林會ノ答申書ヲ受ケタルトキハ意見ヲ具シ關係書類ヲ添付シテ三十日以内ニ農商務大臣ニ提出スヘシ

第六條 農商務大臣ニ於テ保安林ノ編入解除ヲ決定シタルトキハ其旨ヲ關係府縣知事ニ傳達シ府縣知事ハ五日以内ニ府縣公報ヲ以テ其旨ヲ告示シ森林所在地ノ市町村役場ニ揭示シ且其旨ヲ森林所有者ニ傳達スヘシ

第七條 府縣知事ハ保安林ヲ買上クルノ必要アリト認ムルトキハ農商務大臣ノ指揮ヲ受ケ森林所有者ト協議シテ買上價格ヲ定ムヘシ

第八條 保安林買上價格又ハ補償金額ニ付協議整ハサル場合ニ於テハ森林法第五十七條ニ依リ府縣知事ハ之ヲ地方森林會ノ會議ニ附シ其評決シタル買上價格又ハ補償金額ヲ關係者ニ傳達スヘシ

第九條 保安林損害ノ補償若クハ其補償ノ補助ヲ受クントスル者ハ其金額ヲ定メ算定理由ヲ詳述シタル請求書ヲ府縣知事ヲ經由シ農商務大臣ニ差出スヘシ

第十條 森林法第三十一條ニ依ル届書ハ其記號ノ形狀並ニ印影ヲ添附シタル書面ヲ作業地營業地ノ所轄警察署ニ差出スヘシ

第十一條 森林内ニ火入ヲ爲サントスル者ハ豫メ期日ヲ定メ森林官若クハ警察官ニ申出許可ヲ受クヘシ

前項ノ場合ニ於テ火入ニ許可シタルトキハ別記火入許可書ヲ交附スヘシ

第十二條 森林内火入ノ當日ハ火入者ニ於テ前條ノ火入許可書ヲ現場ニ携帯スヘシ

第十三條 森林内又ハ森林ニ接續スル原野ニ火入ヲ爲サントスル者ハ火入期日前ニ火入個所隣接地ノ所有者若クハ其管理者ニ其旨ヲ通知スヘシ

第十四條 火入ノ場合ニ於テ他ニ延焼ノ虞アリト認メタルトキハ森林官又ハ警察官ハ其火入ヲ差止メ火入方法又ハ火入期日ヲ改メシメ若クハ相當ノ設備ヲ爲サシムヘシ
(火入許可證略ス)

○森林監督規定(明治三十一年六月)
(農商務省訓令第十四號)

森林監督規定左ノ通り定ム

森林監督規定

第一條 森林監督官ハ農商務大臣ノ命ニ依リ左ノ事項ヲ監察ス

一 保安林ニ對スル營林保護ノ指定使用收益ノ制限及國土保安ニ關係アル森林ノ開墾禁止ニ就テノ實況並ニ效果

二 公有林、社寺及私有林ノ營林方法

三 大小林區署ノ業務

前項ニ掲クル事項ノ外仍ホ特ニ監察セシムルコトアルヘシ

第二條 森林監督官ハ出張巡回中監察事項ニ就キ府縣知事又ハ大林區署長ニ照會往復スルコトヲ得

第三條 森林監督官ハ監察ノ事項ニシテ監督上處分ヲ要スルモノト認メタルモノハ山林局長ヲ經テ農商務大臣ニ具申スヘシ

第四條 森林監督官ハ監察事項ニ就テハ指揮命令ヲ爲スコトヲ得ス
但法律命令又ハ成規ニ違背シ若クハ穩當ナラサル行爲ニシテ事ノ重大ニ涉ルモノハ之ヲ中止スルコトヲ得

○保安林取扱心得(明治三十三年十月八日)
(農商務省訓令三七號)

明治三十年^{十二}農商務省訓令第三十一號保安林取扱心得左ノ通改正ス
保安林取扱心得

第一章 保安林調査

第一條 保安林ハ設定ノ目的ニ依リ左ノ十二種ニ區分調査スルモノトス

- 一 土砂扞止林
- 二 飛砂防止林
- 三 水害防備林
- 四 防風林
- 五 潮害防備林
- 六 積雪防止林
- 七 墜石防止林
- 八 水源涵養林
- 九 魚附林
- 十 目標林
- 十一 衛生林
- 十二 風致林

第二條 保安林調査ニ於ケル地形地質ノ異同、地物配置ノ狀態其他利害ノ關係ヲ推斷スルニ必要ナル事項ハ唯目的箇所ノ區域内ノミニ止マラス廣ク全般ノ形勢ニ注目スヘシ

第三條 保安林調査ニ於ケル目的箇所ノ區域、面積其他必要ナル區界並ニ顯著ナル物件ノ位置等ノ調査ハ可成精確ナル方法ニ依リテ測量スヘシ但面積百町歩以下ニシテ施業案ヲ編成セシムヘキ見込アルモノ及一部ヲ保安林ニ編入セントスルモノヲ除外當分ノ内適宜ノ方法ニ依リテ其面積ヲ調査スルコトヲ得

第四條 保安林調査ハ利害關係ノ顯著ナルモノヨリ漸次著手スヘシ
保安林ノ編入ニ付申請アリタルトキ若クハ官廳ノ通知アリタルトキハ速ニ保安林調査ヲ行フヘシ

第五條 保安林調査ニ於テハ主トシテ左ノ事項ヲ調査シ保安林編入調査ヲ製スヘシ

- 一 目的箇所ノ所在、地籍、地目、地番及其所有主
- 二 面積及地價
- 三 地形地質及地盤面ノ形狀
- 四 現在ノ林況
- 五 保安林編入ノ事由
- 六 保安林編入後ニ於ケル營林及保護ノ方法其他必要ナル制限事項

七 保安林編入後ニ於ケル造林及地盤保護工事ノ種類並ニ方法
八 關係區域

第六條 保安林種類ノ選定ヲ爲スニ當リ編入ノ目的ニ種以上ニ涉ル場合ハ實地ノ形勢ニ依リテ效用ノ程度及必要ノ多少等ヲ比較シテ其主ナル種類ノ保安林ニ編入ノ目的ヲ以テ調査シ其旨ヲ調査ニ記入シ置クヘシ

第七條 保安林編入調査ハ別記第一號様式ニ依リテ各調査箇所毎ニ調製シ保安林地圖ヲ添付スルモノトス但其調査ノ施業法要領ハ第二章ニ定ムル制限ニ從ヒ調査記入スヘシ

第八條 保安林地圖ハ各調査箇所毎ニ一圖トシ左ノ事項ヲ明示スルモノトス

- 一 調査箇所及其附近ノ地形並ニ他物ノ配置
- 二 境界並ニ鄰接地ノ種類

右ノ外利害關係ヲ推斷スルニ足ルヘキ編入區域ノ概況圖ヲ添付スヘシ

第九條 保安林地圖ハ用紙礫水引美濃紙半片、一枚及二枚繼ノ三種各一葉ヲ以テ全紙トシ縮尺ハ可成左ノ區別ニ依ルヘシ

面積一町步未満ハ六百分ノ一

面積一町步以上ハ千二百分ノ一

面積十町步以上ハ三千分ノ一

面積五十町步以上六千分ノ一

面積過大ニシテ美濃紙二枚以上ヲ要スルモノナルトキハ適宜縮尺ヲ定メ圖面ニ表記スヘシ

第十條 保安林ニ編入ノ目的同一ニシテ所有者同一ナル園地ハ之ヲ一箇所トシテ調査ヲ爲スコトヲ得

第二章 保安林ノ施業

第十一條 保安林ニ於テハ一箇所(編入調査ノ一筆ヲ一箇所トス)毎ニ施業ヲ爲サシムヘシ但保安林ノ種類同一ニシテ所有者同一ナルカ若クハ所有者異ナルモ各所有者合意ニテ同一事業ヲ爲サントスル場合ニ於テ保安上ノ目的ヲ害セスト認ムルトキハ二箇所以上ノ保安林ヲ併合シテ一施業ヲ爲サシムルコトヲ得

第十二條 保安林ノ伐採ハ擇伐法ニ依ラシムヘシ

前項ノ擇伐法ハ樹種及地勢ヲ參酌シ點狀、群狀若クハ列狀法ヲ用ユルモノトス

第十三條 毎年ノ擇伐區域ハ輪伐齡ヲ以テ立木地全面積ヲ除シタル商ノ三倍ヨリ小ナルコトヲ得ス

第十四條 毎年ノ擇伐面積(伐採スヘキ立木ノ占領面積)ハ輪伐齡ヲ以テ立木地全面積ヲ除シタル商ヲ超ユルコトヲ得ス但施業上ノ便宜ニ依リ五年以內ノ隔年作業ヲ行ハシムルヲ

得此場合ニ於テ擇伐面積ハ全面積ノ三分ノ一ヲ超ユルコトヲ得ス
群狀擇伐及列狀擇伐ニ在リテハ伐採面積ヲ數箇所ニ分割シ一箇所ノ面積ハ可成狭少ナラ
シムヘシ

前二項ノ規定ハ手入間伐木、被害木、危険木及支障木ノ伐採ニハ之ヲ適用セス

第十五條 保安林ニ於ケル輪伐齡ハ左ノ標準ニ依ルヘシ

矮林ハ十年以上

喬林ハ三十年以上

竹林ハ三年以上

中林ノ上木ハ三十年以上、下木ハ十年以上

第十六條 伐採ヲ行フニ於テハ到底地力ヲ維持シ若クハ回復スルノ見込ナキモノ又ハ高地
ノ森林ニシテ林木ノ生長極メテ遲鈍ナル場所、急斜砂岩地等ニシテ再ヒ森林ヲ仕立ツル
コト困難ナル場所ノ如キハ伐採ヲ禁止スヘシ但手入間伐木、被害木、危険木及支障木ハ國
土保安上差支ナシト認ムルトキニ限り之ヲ伐採セシムルコトヲ得

第十七條 防火及砂防ノ設備ノ必要アル箇所ハ豫メ其方法ヲ指定スヘシ

第十八條 現在ノ保安林並ニ將來保安林ニ編入スヘキ箇所ニシテ荒廢ニ屬スルモノハ十箇
年以内ニ造林セシムヘシ

第三章 保安林施業案ノ編成

第十九條 保安林ノ施業ハ第二章ニ定ムル制限ニ從ヒ豫メ施業案ヲ編成セシム且其認可ヲ
受クシムヘシ

第二十條 保安林施業案ハ別記第二號様式並ニ説明ニ依リ之ヲ編成セシムヘシ

第二十一條 保安林施業案ハ保安林ニ編入後二年以内ニ編成セシムヘシ但森林法第三十條
ニ依ル保安林ノ施業案ハ第二十七條ノ調査終了後二年以内ニ編成セシムヘシ

第二十二條 左ノ保安林ニ付テハ施業案ノ編成ヲ省略セシムルコトヲ得

一 面積五町步未満ノ喬林及面積二十町步未満ノ矮林並ニ中林

二 平均林齡未タ輪伐齡ノ半ニ達セサル森林

三 未立木地方全面積ノ過半ナル森林

四 經濟上未タ施業ヲ行フノ時期ニ達セサル森林

五 土砂扞止、風致等ニ必要ニシテ當分施業スヘキ見込ナキ森林

六 竹林

第二十三條 保安林施業案ハ其編成ノ時ヨリ十年以内ニ於テ改定又ハ訂正セシムヘカラス
但天災其他特別ノ事山生シタル場合ニ於テ其施業カ保安林ノ目的ヲ損スル虞アルトキハ
此限ニ在ラス

第二十四條 保安林施業案ハ十年毎ニ改定セシムヘシ但尙ホ用ニ耐ユルト認ムルトキハ引續キ之ヲ用ユルコトヲ得

第四章 附則

第二十五條 利害ノ關係ニ府縣以上ニ跨ル森林ニ在リテハ關係府縣知事協議ノ上便宜其主管ヲ定メテ保安林ノ調査ヲ爲スヘシ

第二十六條 保安林調査ハ國有林及部分林ニ在リテハ大林區署、御料林ニ在リテハ御料局ニ委囑スルコトヲ得

第二十七條 森林法施行以前ノ編入ニ係ル保安林ハ十年以内ニ之ヲ調査シ保安林編入調査ニ通テ調査シ其一通テ農商務大臣ニ進達スヘシ

前項ノ調査ヲ終ハリタルトキハ施業法要領ヲ添附シ所有者ニ通達スヘシ

(別記)

第一號様式

保安林編入調査書	
所在地(林ノ字名トモ)	何府縣何國何郡市何町村大字何字何番何山又ハ何林
所有者住所氏名	
申請者住所氏名	

施	編入ノ事由	現																																					
		保安林種類	水源涵養林	點狀擇伐	全面積	百十五町五段歩	保安林編入面積	七十五町歩	保安林地價	南方ニ傾斜シ平均凡三十度	傾斜及方位	上層ハ壤質壤土(埴土埴質壤土壤土砂質壤土砂土)ニシテ砂及礫ヲ混ス深サ六寸次ハ砂質粘土層砂層及礫層ニシテ其合計深サ二尺基岩ハ綠岩ニシテ所々ニ露出ス	地	落葉朽土少ク稍乾燥ニシテ灌木及雜草疎生シ苔蘚ハ稀時ニ少許ヲ見ルノミ	境	東ハ某所有ノ無立木地ナル山林南ハ何村共有球場西及北ハ官有原野ニ接ス	林	種	繪六分花柏四分	林	齡	五十年乃至七十年生ヲ主トシ間々十二三年生ノモノヲ混ス	疎	密	疎(密中)ニシテ一町歩平均三百本日光殆ント林地ニ注射ス	慣行ノ伐期	八九十年	雜	產	蔬菜落葉下草等少許	慣行	施業	需用ヲ俟テ擇伐ス平均一箇年全面積ノ伐採量千四百尺ノニシテ空隙ニハ輪苗ヲ補植ス	被	害	ノ	狀	況	長樹ノ伐採過量ナルカ故ニ林相亦昔日ノ觀ナク澗水著シク減少シ小雨ニモ土砂ヲ流シテ混濁ス
編入ノ事由	水源涵養土砂并止ニ必要ノ森林ト認ム	保安林種類	水源涵養林	點狀擇伐	全面積	百十五町五段歩	保安林編入面積	七十五町歩	保安林地價	南方ニ傾斜シ平均凡三十度	傾斜及方位	上層ハ壤質壤土(埴土埴質壤土壤土砂質壤土砂土)ニシテ砂及礫ヲ混ス深サ六寸次ハ砂質粘土層砂層及礫層ニシテ其合計深サ二尺基岩ハ綠岩ニシテ所々ニ露出ス	地	落葉朽土少ク稍乾燥ニシテ灌木及雜草疎生シ苔蘚ハ稀時ニ少許ヲ見ルノミ	境	東ハ某所有ノ無立木地ナル山林南ハ何村共有球場西及北ハ官有原野ニ接ス	林	種	繪六分花柏四分	林	齡	五十年乃至七十年生ヲ主トシ間々十二三年生ノモノヲ混ス	疎	密	疎(密中)ニシテ一町歩平均三百本日光殆ント林地ニ注射ス	慣行ノ伐期	八九十年	雜	產	蔬菜落葉下草等少許	慣行	施業	需用ヲ俟テ擇伐ス平均一箇年全面積ノ伐採量千四百尺ノニシテ空隙ニハ輪苗ヲ補植ス	被	害	ノ	狀	況	長樹ノ伐採過量ナルカ故ニ林相亦昔日ノ觀ナク澗水著シク減少シ小雨ニモ土砂ヲ流シテ混濁ス

臺帳番號	關係區域	領要法業					輪伐齡
		取締法	地盤保護工事	手入法	播植法	雜產物ノ採否	
臺帳ニハ編入調書ノ番號ヲ記入ス	何村何村ニ箇村ノ水田灌溉ニ影響シ其段別凡何町歩ナリ	野火ノ延燒ヲ防クニ注意シ豫メ周圍ニ幅五間以上ノ防火線ヲ設ケシム	砂防ノ爲メ積苗工ノ施行ヲ要ス	適宜灌木ヲ刈除シテ稚樹ノ生育ヲ保護シ且今後何年間ニ若干ノ間伐ヲ許ス	自然生テ撫育シ且ツ勉メテ樹ヲ補植シ速カニ密林トナスヲ要ス	落葉ノ採取ノミヲ許ス	百年
					七段五畝歩(連年又ハ何箇年隔年作業)		

第二號様式

何府縣何國何郡何村大字何字何
 自何番至何番自何番至何番自何番至何番何箇所

保安林三施業案

何府縣何國何郡何村大字何何番地
 森林所有者

何 某

明治何年何月何日編成

伐採豫定				備考
自明治三十一年至明治四十年			明治四十一年以後	
擇伐區域町	擇伐面積町	擇伐材積尺ノ	擇伐區域町	
同齡年四十一年		輪伐齡百二十年		最初十箇年ノ擇伐區域ハ本村ノ西北端ヨリ○通ニ至ルマテトス
10.00	3.33	10,033	25.00	
10.00	3.33	10,033	5.00	
1.00	0.33	1,003	30.00	
輪伐齡六十年				
25.00	8.33	6,664	15.00	
25.00	8.33	6,664	15.00	
2.83	0.83	666		

大 字	字	擇 伐 種 類	林 地		林		
			面 積 町	摘 要	樹 種 及 混 淆 部 合	疎 密 度	
々何	何々	點 狀	35.00	方位 西北 傾斜 急 土性 壤土 地表 落葉及朽土多 境界 シ	ヒバ 0.2 ウラジロ 0.3 モミ 0.5 フナ 其他	中	1 ヒバ老幼 生苗多シ ウラジロ 生又ハ群 フナ其他
			5.00	同	上		未立
			計 40.00 全面積 40 回歸年 1.00 十年間擇伐區域 10.00	同	上		未立
々何	何々	列 狀	40	傾砂 平 土性 砂土 地表 落葉少シ 境界 南ハ海岸地三面 ハ耕地	クロマツ	密	II 生長強盛
			50.00	同	上		未立木地 生苗アリ
			計 50.00 全面積 50 回歸年 2.50 十年間擇伐區域 25.00	同	上		未立

摘 要	林 種	木 材 積		將 來 施 業 要 畧	
		每 町 尺メ	總 尺メ	伐 採	造 林
ヒバ 散生天然發 モミ 老幼木散 生ス 雜老木散生	ウラジロ 雜	200 500 160	7,000 17,500 5,600	(水源涵養林) 群生ウラジロモミハ老木 ノミ伐採散生ウラジロモ ミハ悉皆伐採 フナ雜ハ老木ノミ抜伐 リヲナス	伐採跡ハ地表ヲ掃キ 落葉雜草等ヲ取除キ 天然下種ヲ助ク
木地			30,100		今後三箇年間ニヒバ ヲ新植ス
クロマツ 處々ニ天然發	單純 喬林	40 80	32,600	(潮害防備林) 常風ノ方向ニ直角ニ幅三 間ツノ狭狀ニ伐採ス但 其箇所ハ三箇所以上ニ分 配ス 鄰接伐採跡地ニ十分ノ更 新ヲ了シタル後ニアラサ レハ接續地ヲ伐採セサル モノトス	回歸年二十年 伐採後三箇年内天然 下種ノ模様ニヨリ補 植及手入ヲ爲ス
			32,000		$\frac{1}{10}$

村	(町)	何々
保安林臺帳番號	10	

保安林施業案説明

- 一 臺帳番號欄ニハ保安林臺帳ノ番號ヲ記載スヘシ
- 二 擇伐種類欄ニハ保安林取扱心得第十二條ニ依リ選定シタル伐採法ヲ記載スヘシ
- 三 面積欄ニハ立木地、未立木地及除地ニ區別シテ記載スヘシ除地トハ道路、河川、岩石、不毛地等ニシテ樹木ヲ仕立ツルコト能ハサル土地ヲ云フ
- 四 林地摘要欄ニハ編入調書ニ依リ方位、傾斜、土性、地表、境界等ヲ簡明ニ記載スヘシ
- 五 樹種及混淆部合欄ニハ樹名ハ片假名ニテ記載シ混淆部合ハ十分率ヲ以テ記載スヘシ
- 六 疎密度欄ハ疎、中、密ノ三級ニ區分シ林齡ニ應シテ相當ノ閉鎖度ヲ想定シテ調査記載スヘシ
- 七 林木摘要欄ニハ林相ノ模様ヲ簡明ニ記載スヘシ
- 八 林齡欄ニハ老幼ノ差甚シキモノハ其樹齡ノ範圍ヲ記載シ其差甚シカラサルモノハ平均林齡ヲ記載スヘシ

- 九 材積欄總ノ部ニハ一町歩ニ對スル材積ニ立木地面積ヲ乗シタルモノヲ記載スヘシ
- 十 將來施業要略伐採ノ部ニハ擇伐ノ方法ヲ記載シ造林ノ部ニハ更新ノ方法ヲ記載スヘシ
- 十一 伐採豫定欄最初十年間擇伐區域ノ部ニハ回歸年(回歸年ハ輪伐齡ノ整分トナスヘシ)ヲ以テ全面積(除地ヲ省ク)ヲ除シタル商ノ十倍面積ヲ掲クヘシ例ハ回歸年四十年ニシテ全面積八十町歩ナレハ $\frac{80}{20} = 2 \times 10 = 20$ ナルカ如シ
- 同欄擇伐面積ノ部ニハ擇伐區域ノ三分ノ一、四分ノ一等ニ相當スル面積ヲ掲クヘシ例ハ回歸年カ輪伐齡ノ三分ノ一ナレハ區域ノ三分ノ一、四分ノ一ナレハ區域ノ四分ノ一面積ヲ掲クルカ如シ
- 同欄材積ノ部ニハ全面積ニ相當スル材積ヲ掲クヘシ
- 同欄十年以後擇伐區域ノ部ニハ全面積ヨリ十年間擇伐區域面積ヲ減シタル殘數ヲ記載スヘシ
- 十二 備考欄ニハ擇伐區域ノ伐採順序等ヲ記載スヘシ
- 十三 計線ノ下ニハ面積ノ計ヲ記シ面積計ノ次ニハ回歸年ヲ以テ全面積ヲ除シタル商及之カ十倍面積ヲ掲ク前十年間伐採豫定計ノ下ニハ其十分ノ一額ヲ記載スヘシ

○保安林損害算出規程(明治三十年十二月二十一日號)

森林法第二十六條ニ依リ保安林損害算出規程左ノ通り定ム

保安林損害算出規定

- 第一條 保安林ニシテ伐木ヲ禁止セラレタル場合ニ於ケル毎年ノ直接損害額ハ普通保安林ノ作業ニ依リ得ヘキ伐期收入金(隔年作業ノ場合ニハ連年ノ收入ニ改算スルモノトス)ヨリ造林費ヲ控除シタルモノトス
- 第二條 伐木禁止ノ保安林ニシテ未ダ伐期ニ達セサルモノハ普通保安林ノ作業ニ於ケル伐期ニ達シタル時ヨリ前條ノ方法ニ依リ其損害ヲ算定ス
- 第三條 本規定ニヨリ用フル利率ハ五米トシ損害額ハ十箇年ヲ過クル毎ニ之ヲ修正スルコトヲ得

○保安林ニ關スル規定ニ限リ森林法ヲ施行スヘキ島嶼

(明治三十年十二月 勅令第四百四十號)

朕保安林ニ關スル規定ニ限リ森林法ヲ施行スヘキ島嶼指定ノ件ヲ裁可シ茲ニ之ヲ公布セシム
森林法第五十七條ニ依リ保安林ニ關スル規定ニ限リ森林法ヲ施行スヘキ島嶼左ノ通り定ム

東京府下 小笠原島 伊豆七島

長崎縣下

對馬國

島根縣下

隱岐國

鹿児島縣下

大隅國大島郡

大島 徳ノ島 喜界島 沖永良部島 與論島

薩摩國川邊郡

硫黃島 黒島 竹島 口之島 臥蛇島 平島 中之島 惡石島 諏訪ノ瀬島 寶島

○沖繩縣其他勅令ヲ以テ指定スル島嶼ノ保安林編入解除

除ニ關スル手續(明治三十年十二月 勅令第四百四十四號)

朕沖繩縣勅令ヲ以テ指定スル島嶼ノ保安林編入解除ニ關スル手續ヲ裁可シ茲ニ之ヲ公布セシム

沖繩縣其他勅令ヲ以テ指定スル島嶼ノ保安林編入解除ニ關スル手續

第一條 府縣知事ニ於テ保安林ノ編入解除ヲ必要ト認メタルトキハ編入解除ニ關スル調査ヲ調製シ之ヲ農商務大臣ニ具申スヘシ

第二條 保安林ノ編入解除ハ直接ノ利害ヲ有スル者ヨリ府縣知事ニ申請スルコトヲ得
府縣知事ニ於テ前項ノ申請ヲ受ケタルトキハ意見ヲ附シ關係書類ヲ添ヘ之ヲ農商務大臣ニ具申スベシ

第三條 保安林ノ編入解除ニ直接ノ利害ヲ有スル者其ノ編入解除ニ異議アルトキハ府縣知事ヲ經テ意見書ヲ農商務大臣ニ提出スルコトヲ得

第四條 保安林ノ編入解除ハ農商務大臣之ヲ決定ス

第五條 保安林ノ編入解除ハ官報府縣公報其他便宜ノ方法ヲ以テ告示シ且其ノ森林ノ所有者ニ通達スベシ

○北海道保安林編入解除手續(明治三十年十二月勅令第四百四十五號)

朕北海道保安林編入解除手續ノ件ヲ裁可シ茲ニ之ヲ公布セシム

北海道保安林編入解除手續

第一條 北海道ニ於ケル保安林編入解除ノ手續ハ本令ノ定ムル所ニ依ル

第二條 保安林ノ編入解除ニ關シテ直接ノ利害ヲ有スル者ハ其編入解除ヲ道廳長官ニ申請スルコトヲ得

第三條 前條ノ申請ハ其ノ所管道廳支廳長ヲ經由シテ之ヲ爲スヘシ

道廳支廳長ハ前項ノ申請ニ對シ自己ノ意見ヲ附シテ之ヲ道廳長官ニ具申スベシ

第四條 保安林ノ編入解除ニ直接ノ利害ヲ有スル者其編入解除ニ異議アルトキハ道廳支廳長ヲ經テ意見書ヲ道廳長官ニ提出スルコトヲ得

第五條 保安林ノ編入解除ハ道廳長官之ヲ決定ス

道廳長官ハ第二條ノ申請ナキトキト雖モ必要ト認ムルトキハ保安林ノ編入解除ヲ爲スコトヲ得

第六條 保安林ノ編入解除ハ道廳公報ヲ以テ告示シ且其ノ所有者ニ通達スヘシ

第七條 本令ノ施行ニ關スル細則ハ道廳廳令ヲ以テ之ヲ定ム

附則

第八條 本令ハ明治三十一年一月一日ヨリ施行ス

○國有林野處分ニ關スル申請ニ付テノ諭告(明治三十年八月廿七日農商務大臣)

國有林野ノ處分ニ關スル申請等ニ就キ事理ノ當否ヲ審究セス手段方法ノ如何ニ依リテ願意

ヲ達シ得ルト稱シ他ヲ誘惑煽動スル者アリ殊ニ近來是等ノ徒益多キヲ加ヘ各地方ニ出張巡遊シテ周旋代願等ヲ業トシ或ハ官邊ニ緣故ヲ有スト云ヒ甚タシキニ至リテハ當局者既ニ承諾ヲ表セリト云フガ如キ虛偽誣妄ノ言ヲ以テ申請者ヨリ金品ヲ領收スルモノアリト云フ抑政府ニ於テハ下戻ト云ヒ拂下ト云ヒ交換ト云ヒ固ヨリ一定ノ制規アリテ謹嚴慎密ノ調査ヲ盡シテ而シテ後處分ヲ爲スモノナレハ其ノ許否ノ分ル、所ハ即チ事理ノ當否如何ニ在リ故ニ代願周旋ヲ云々スル者ノ言ヲ信シ漫リニ申請シ又ハ周旋代理等ヲ依託スルハ貴重ノ時間ト金錢トヲ徒費スルノミスル弊害ハ個人ノ損害ニ止マラス政府ニ於テモ其虛偽誣妄ノ言ノ爲メニ自然政務ヲ阻碍セラル、コト甚シトセズ宜シク各自ニ於テ深ク警省シ其欺罔ニ陥ラサランコトヲ期スヘシ

右諭告ス

大藏省訓令 明治三十一年十一月第七十二號 明治三十年法律第四十六號森林法第六條ニ依リ開墾ヲ許可シタルモノニシテ地租條令ノ開墾又ハ地目變換ニ該當スルモノアルトキハ府縣知事ハ之ヲ稅務管理局長ニ通知スヘシ

○臺灣官有森林原野、產物特別處分令(明治廿九年九月勅令第三百十一號)

朕臺灣官有森林原野及產物特別處分令ヲ裁可シ茲ニ之ヲ公布セシム

臺灣官有森林原野及產物特別處分令

第一條 臺灣總督ハ左ノ場合ニ限り官有森林原野及其產物ヲ競争ニ附セス隨意ノ契約ヲ以テ貸渡シ又ハ賣渡スコトヲ得

一 官廳又ハ公共ノ用ニ供スル爲メ森林原野ヲ貸渡シ若クハ賣渡シ及其建築材料ヲ賣渡ストキ

二 開墾若クハ牧畜ノ爲メ森林原野ヲ貸渡シ若クハ賣渡ストキ

但森林原野ヲ賣渡スニハ其買受豫約人ニ於テ豫定ノ事業ヲ成功シタル後ニ限ル

三 鑛業ノ爲メ森林原野ヲ貸渡シ若クハ建築材料又ハ薪炭材ヲ賣渡ストキ

四 植物ノ爲メ森林原野ヲ貸渡ストキ

五 非常ノ災害ニ罹リタル地方人民ノ爲メ建築材料ヲ賣渡ストキ

六 部分木ヲ仕附人ニ賣拂フトキ

七 從來ノ慣行ニヨリ地元人民ニ木竹薪炭材下草秣小柴若クハ土石ヲ賣渡ストキ

八 地籍調査ニ依リ發見シタル開墾地ヲ其開墾人ニ賣渡ストキ

九 建築其他ノ用ニ供スヘキ土石ヲ發見シタル場合ニ於テ之ヲ其發見人ニ賣渡ストキ

十 季節アル生産物ヲ賣拂フトキ

十一 開墾牧蓄若クハ植物ノ爲メ貸渡シタル森林原野ノ區域内ニアル產物ヲ其借受人ニ

賣拂フトキ

- 十二 林業附帶ノ用ニ供スル爲メ森林原野ヲ貸渡シ若シハ產物ヲ賣渡ストキ
- 十三 部分方法ニヨリ林產物製造ノ爲メ其原料ヲ受負人ニ賣渡ストキ
- 十四 見積借地料一ケ年金二百圓ニ超エサル森林原野ヲ貸渡ストキ
- 十五 見積代價二百圓ニ超ニサル主副產物ヲ賣拂フトキ
- 十六 河海湖沼濠地ノ埋立ニ要スル土石ヲ賣渡ストキ
- 十七 樟腦製造ノ爲樟樹若ハ其他ノ木竹ヲ賣拂フトキ (三十二年勅命第二百九十一號ヲ以テ追加)

第二條 臺灣總督ハ競争ニ附シタル物件ノ豫定價格ニ達セス該入札ヲ取消シタル場合ニ於テ爾後三十日以内ニ豫定價格ヨリ低カラサル代價ヲ以テ同一物件ノ拂下若クハ貸下ヲ望ムモノアルトキハ隨意之ヲ賣渡若クハ貸渡スコトヲ得

第三條 臺灣總督ハ森林保護ノ爲メ必要ト認ムルトキハ制限ヲ附シ地元人民ニ森林ノ副產物ヲ無料ニテ採取セシムルコトヲ得

第四條 臺灣總督ハ森林手入ノ爲メ採取シタル產物ノ全部又ハ一部ヲ手入料トシテ下附スルコトヲ得

第五條 本令施行ニ關スル細則ハ臺灣總督之ヲ定ム

○國有土地森林下戻法(明治卅二年四月十七日
法律第九九號)

朕帝國議會ノ協贊ヲ經タル國有土地森林原野下戻法ヲ裁可シ茲ニ之ヲ公布セシム

國有土地森林原野下戻法

第一條 地租改正又ハ社寺土地處分ニ依リ官有ニ編入セラレ現ニ國有ニ屬スル土地森林原野若ハ立木竹ハ其ノ處分ノ當時之ニ付キ所有又ハ分收ノ事實アリタル者ハ此ノ法律ニ依リ明治三十三年六月三十日迄ニ主務大臣ニ下戻ノ申請ヲ爲スコトヲ得
前項ノ期限ヲ經過シタルモノ又ハ裁判所ノ判決ヲ受ケタルモノハ下戻ノ申請ヲ爲スコトヲ得ス

府縣設置以後土地處分ヲ受ケタル土地及地租改正處分既濟地方ニ於ケル未定地脫落地ニ付テハ此ノ法律ノ規定ヲ準用ス

第二條 下戻ノ申請ヲ爲ス者ハ第一條ノ事實ヲ證スル爲少クトモ左ノ書面ノ一ヲ添付スルコトヲ要ス

- 一 公簿若ハ公書ニ依リ所有又ハ分收ノ事實ヲ證スルモノ
- 二 高受又ハ正租ヲ納メタル證アルモノ
- 三 拂下下付賣買讓與質入書入寄附等ニ依ル所有又ハ分收ノ事實ヲ證スヘキモノ

- 四 木竹又ハ其ノ賣却代金ヲ分收シタル證アルモノ
- 五 私費ヲ以テ木竹ヲ植付ケタル證アルモノ
- 六 私費ヲ以テ田畑宅地ニ開墾シタル證アルモノ
- 第三條 前條ノ證據書類ニシテ所有又ハ分收ノ事實ヲ證スルニ足ルト認ムルトキハ主務大臣ハ其ノ下戻ヲ爲スヘシ
- 第四條 下戻ヲ受ケタル者ハ其ノ下戻ニ因リテ所有又ハ分收ノ權利ヲ取得ス
- 前項ニ依リ所有又ハ分收ノ權利ヲ取得シタル者ハ其ノ土地森林原野若ハ立木竹ニ關シ第三者ニ對スル國ノ權利義務ヲ承繼ス
- 第五條 第二條ニ依リ下戻ヲ受ケタルモノト雖公用又ハ社寺境内ニ供セラルルモノハ其ノ公用又ハ社寺境内ヲ廢シタル後ニアラサレハ權利ヲ行使スルコトヲ得ス
- 第六條 下戻申請ニ對シ不許可ノ處分ヲ受ケタル者其ノ處分ニ不服アルトキハ行政裁判所ニ出訴スルコトヲ得
- 第七條 此ノ法律施行以前ニ差出シタル下戻ニ關スル申請書又ハ願書ハ此ノ法律ニ依リタルモノト看做ス

○社寺領現在ノ境内ヲ除クノ外上地セシム(明治四年正月大政官第四號達)

諸國社寺由緒ノ有無ニ不拘朱印地除地等從前ノ通被下置候處各藩版籍奉還ノ末社寺ノ土地人民私有ノ姿ニ相成不相當ノ事ニ付今度社寺領現在ノ境内ヲ除クノ外一般上地被仰付追テ相當祿制相定更ニ糜米ヲ以可下賜事

但當年午收納ハ從前ノ通被下候事

一領知ノ外ニ舊政府并舊領主等ヨリ米金寄附ノ分依舊慣尙午年迄被下候向モ有之候處來未年ヨリ被止候事

但家祿ノ内ヲ以テ寄附致候儀ハ別段ノ事

一上知ノ田畑百姓持地ニ無之社寺ニテ直作或ハ小作ニ預ク有之分年貢諸役百姓並相勤ル

ニ於テハ從前ノ通り社寺ニテ所持致シ不苦候事

但地所ニ關係ノ事務ハ村役人差圖可致事

右之通被仰出候條府藩縣ニ於テ管内ノ社寺ヘ可相達事

○神社祿制ヲ定メ神社境内地ヲ論セス本社建物ノ外

上地セシム(明治四年七月大政官第百廿四號達)

今般神社祿制別紙ノ通被定候ニ付テハ境内地ヲ不論本社及建物等現今ノ地景ニヨツテ相除其他總テ上地可致尤社家居宅地ハ拜借ト爲相心得且祭典社用社家家祿ノ區別並林取調ノ分